令和７年第３回定例会会議録

令和７年第３回菊池市議会定例会会期日程表（会期31日間）

月　　日	曜日	区　分	日　　程
８月26日	火	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定 ・議案上程・提案理由説明
８月27日	水	休　会	議案調査
８日28日	木	休　会	議案調査
８月29日	金	休　会	議案調査
８月30日	土	休　会	（市の休日）
８月31日	日	休　会	（市の休日）
９月１日	月	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
９月２日	火	本会議	一般質問
９月３日	水	本会議	一般質問
９月４日	木	本会議	一般質問
９月５日	金	休　会	議案調査
９月６日	土	休　会	（市の休日）
９月７日	日	休　会	（市の休日）
９月８日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月９日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月10日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月11日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月12日	金	休　会	議事整理
９月13日	土	休　会	（市の休日）
９月14日	日	休　会	（市の休日）
９月15日	月	休　会	（市の休日）敬老の日

月　　日	曜日	区　分	日　　程
９月16日	火	休　会	議事整理
９月17日	水	休　会	議事整理
９月18日	木	休　会	議事整理
９月19日	金	委員会	予算決算常任委員会
９月20日	土	休　会	（市の休日）
９月21日	日	休　会	（市の休日）
９月22日	月	休　会	議事整理
９月23日	火	休　会	（市の休日）秋分の日
９月24日	水	休　会	議事整理
９月25日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

令和７年　第３回菊池市議会定例会会議録（目次）

８月26日（火曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第１号…… 19
２．本日の会議に付した事件…… 20
３．出席議員氏名…… 22
４．欠席議員氏名…… 22
５．説明のため出席した者の職氏名…… 23
６．事務局職員出席者…… 23
７．開　会…… 24
８．開　議…… 24
９．日程第１　会議録署名議員の指名…… 24
10．日程第２　会期の決定…… 24
11．日程第３　議案第66号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 25
12．日程第４　議案第67号から議案第69号まで一括上程・説明…… 28
13．日程第５　議案第70号　上程・説明…… 29
　休　憩…… 31
　開　議…… 31
　　質疑・討論・採決…… 31
14．日程第６　議案第71号から議案第83号まで一括上程・説明…… 31
15．日程第７　報告第18号から報告第30号まで一括上程・報告…… 39
　　質疑（報告第20号、報告第23号～報告第29号）…… 44
　　荒木崇之議員質疑…… 44
　　○久川知己建設部長答弁…… 44
　　荒木崇之議員質疑…… 45
　　○久川知己建設部長答弁…… 46
　　質疑（報告第22号～報告第30号）…… 47
　　安武睦夫議員質疑…… 47
　　○久川知己建設部長答弁…… 47
16．日程第８　請願第１号上程…… 47
17．日程第９　議員の派遣について…… 47
18．日程通告　散会…… 48

８月27日（水曜日）　休　会

８月28日（木曜日）　休　会
８月29日（金曜日）　休　会
８月30日（土曜日）　休　会
８月31日（日曜日）　休　会

９月１日（月曜日）　本会議　　頁
１．議事日程第２号…… 51
２．本日の会議に付した事件…… 51
３．出席議員氏名…… 51
４．欠席議員氏名…… 52
５．説明のため出席した者の職氏名…… 52
６．事務局職員出席者…… 52
７．開　議…… 53
８．日程第１　質疑（議案第77号）…… 53
東奈津子議員質疑…… 53
○開田智浩総務部長答弁…… 53
９．日程第２　委員会付託…… 54
10．日程通告　散会…… 55

９月１日（月曜日）　予算決算常任委員会

９月２日（火曜日）　本会議　　頁
１．議事日程第３号…… 59
２．本日の会議に付した事件…… 59
３．出席議員氏名…… 59
４．欠席議員氏名…… 59
５．説明のため出席した者の職氏名…… 60
６．事務局職員出席者…… 60
７．開　議…… 61
８．日程第１　一般質問…… 61
（１）泉田栄一朗議員質問…… 61
「ふるさと納税の推進について」…… 61
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 62
泉田栄一朗議員質問…… 62

○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 63
泉田栄一朗議員質問…… 63
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 64
泉田栄一朗議員質問…… 64
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 64
泉田栄一朗議員質問…… 64
○江頭実市長答弁…… 65
（２）泉田栄一朗議員質問…… 65
「観光戦略について」…… 65
○松永哲也経済部長答弁…… 66
泉田栄一朗議員質問…… 67
○松永哲也経済部長答弁…… 67
泉田栄一朗議員質問…… 68
○松永哲也経済部長答弁…… 68
泉田栄一朗議員質問…… 68
○松永哲也経済部長答弁…… 68
泉田栄一朗議員質問…… 69
○松永哲也経済部長答弁…… 70
泉田栄一朗議員質問…… 70
○江頭実市長答弁…… 71
休　憩…… 71
開　議…… 72
（１）稲継智康議員質問…… 72
「小中学校及び公共施設体育館の熱中症対策について」…… 72
○前川幸輝教育部長答弁…… 73
稲継智康議員質問…… 73
○前川幸輝教育部長答弁…… 74
稲継智康議員質問…… 75
○前川幸輝教育部長答弁…… 75
稲継智康議員質問…… 75
○音光寺以章教育長答弁…… 75
○江頭実市長答弁…… 76
（２）稲継智康議員質問…… 76
「本市の商業活性化施策について」…… 76

○松永哲也経済部長答弁…… 77
稲継智康議員質問…… 77
○松永哲也経済部長答弁…… 78
稲継智康議員質問…… 78
○松永哲也経済部長答弁…… 79
（３）稲継智康議員質問…… 79
「本市における中小企業へのＤＸ推進支援について」…… 80
○松永哲也経済部長答弁…… 80
稲継智康議員質問…… 81
○松永哲也経済部長答弁…… 81
昼食休憩…… 82
開　議…… 82
（１）福島英徳議員質問…… 82
「教育現場における教職員による児童生徒の盗撮行為とその防止策について」…… 82
○前川幸輝教育部長答弁・訂正…… 83
福島英徳議員質問…… 84
○前川幸輝教育部長答弁…… 84
福島英徳議員質問…… 85
○前川幸輝教育部長答弁…… 85
福島英徳議員質問…… 85
○音光寺以章教育長答弁…… 86
福島英徳議員質問…… 86
○前川幸輝教育部長答弁…… 87
福島英徳議員質問…… 88
○前川幸輝教育部長答弁…… 88
福島英徳議員質問…… 88
○音光寺以章教育長答弁…… 89
福島英徳議員質問…… 90
○前川幸輝教育部長答弁…… 90
福島英徳議員質問…… 90
○音光寺以章教育長答弁…… 91
福島英徳議員質問…… 91
○音光寺以章教育長答弁…… 91

休　憩…… 92
開　議…… 92
（1）島春代議員質問…… 92
「給水スポット設置について」…… 92
○開田智浩総務部長答弁…… 93
島春代議員質問…… 93
○開田智浩総務部長答弁…… 95
（2）島春代議員質問…… 95
「安心して搾乳ができる環境づくりについて」…… 96
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 97
島春代議員質問…… 97
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 98
（3）島春代議員質問…… 98
「全大腸内視鏡検査への助成について」…… 98
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 99
島春代議員質問…… 99
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 100
9．日程通告　散会…… 101

9月3日（水曜日）　本会議　　頁

1．議事日程第4号…… 105
2．本日の会議に付した事件…… 105
3．出席議員氏名…… 105
4．欠席議員氏名…… 105
5．説明のため出席した者の職氏名…… 106
6．事務局職員出席者…… 106
7．開　議…… 107
8．日程第1　一般質問…… 107
（1）本藤潔議員質問…… 107
「熱中症対策及び学校安全体制について」…… 107
○前川幸輝教育部長答弁…… 108
本藤潔議員質問…… 109
○前川幸輝教育部長答弁…… 109
本藤潔議員質問…… 110

○前川幸輝教育部長答弁…… 110
本藤潔議員質問…… 111
○前川幸輝教育部長答弁…… 111
本藤潔議員質問…… 111
○音光寺以章教育長答弁…… 112
（２）本藤潔議員質問…… 112
「学校での睡眠時間確保について」…… 112
○前川幸輝教育部長答弁…… 113
本藤潔議員質問…… 114
○前川幸輝教育部長答弁…… 114
本藤潔議員質問…… 114
○前川幸輝教育部長答弁…… 115
本藤潔議員質問…… 116
○音光寺以章教育長答弁…… 116
（３）本藤潔議員質問…… 117
「特定空き家対策について」…… 117
○久川知己建設部長答弁…… 118
本藤潔議員質問…… 118
○久川知己建設部長答弁…… 119
本藤潔議員質問…… 119
○久川知己建設部長答弁…… 120
本藤潔議員質問…… 120
○久川知己建設部長答弁…… 121
休　憩…… 122
開　議…… 122
（１）猿渡美智子議員質問…… 122
「学校給食費の徴収について」…… 122
○前川幸輝教育部長答弁…… 123
猿渡美智子議員質問…… 123
○前川幸輝教育部長答弁…… 124
猿渡美智子議員質問…… 124
○前川幸輝教育部長答弁…… 125
猿渡美智子議員質問…… 125
○前川幸輝教育部長答弁…… 126

猿渡美智子議員質問…… 126
○前川幸輝教育部長答弁…… 126
猿渡美智子議員質問…… 127
○音光寺以章教育長答弁…… 127
猿渡美智子議員質問…… 127
○音光寺以章教育長答弁…… 128
（２）猿渡美智子議員質問…… 128
「森林整備について」…… 129
○松永哲也経済部長答弁…… 129
猿渡美智子議員質問…… 130
○松永哲也経済部長答弁…… 131
猿渡美智子議員質問…… 131
○松永哲也経済部長答弁…… 133
猿渡美智子議員質問…… 134
○江頭実市長答弁…… 135
昼食休憩…… 135
開　議…… 136
（１）東奈津子議員質問…… 136
「オスプレイと米軍機の低空飛行訓練について」…… 136
○開田智浩総務部長答弁…… 137
東奈津子議員質問…… 137
○開田智浩総務部長答弁…… 138
東奈津子議員質問…… 139
○江頭実市長答弁…… 139
（２）東奈津子議員質問…… 140
「地下水保全対策について」…… 141
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 141
東奈津子議員質問…… 142
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 143
東奈津子議員質問…… 143
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 144
東奈津子議員質問…… 144
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 144
東奈津子議員質問…… 145

○開田智浩総務部長答弁…… 146
○江頭実市長答弁・訂正…… 147
休　憩…… 148
開　議…… 148
（１）城太志郎議員質問…… 148
「有害鳥獣について」…… 149
○松永哲也経済部長答弁…… 150
城太志郎議員質問…… 151
○松永哲也経済部長答弁…… 152
９．日程通告　散会…… 153

９月４日（木曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第５号…… 157
２．本日の会議に付した事件…… 157
３．出席議員氏名…… 157
４．欠席議員氏名…… 157
５．説明のため出席した者の職氏名…… 158
６．事務局職員出席者…… 158
７．開　議…… 159
８．日程第１　一般質問…… 159
（１）二ノ文伸元議員質問…… 159
「耕作放棄地について」…… 159
○古田十咲農業委員会事務局長答弁…… 160
二ノ文伸元議員質問…… 161
○古田十咲農業委員会事務局長答弁…… 161
○松永哲也経済部長答弁…… 161
（２）二ノ文伸元議員質問…… 162
「子ども医療費助成制度について」…… 162
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 164
二ノ文伸元議員質問…… 165
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 165
二ノ文伸元議員質問…… 165
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 165
休　憩…… 167

開　議…… 167
（１）荒木崇之議員質問…… 167
「企業誘致について」…… 167
○松永哲也経済部長答弁…… 168
荒木崇之議員質問…… 168
○松永哲也経済部長答弁…… 169
荒木崇之議員質問…… 169
○江頭実市長答弁…… 170
荒木崇之議員質問…… 171
○江頭実市長答弁…… 172
○松永哲也経済部長答弁…… 172
（２）荒木崇之議員質問…… 173
「特定品目のゴミ処理について」…… 173
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 175
荒木崇之議員質問…… 176
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 176
荒木崇之議員質問…… 176
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 178
昼食休憩…… 179
開　議…… 179
（１）木下雄二議員質問…… 180
「道路整備について」…… 180
○久川知己建設部長答弁…… 181
木下雄二議員質問…… 182
○江頭実市長答弁…… 182
（２）木下雄二議員質問…… 182
「移動販売の現状と今後の拡充について」…… 182
○古吉京子健康福祉部長答弁…… 183
（３）木下雄二議員質問…… 184
「ふるさと納税について」…… 184
○宇野木浩二政策企画部長答弁…… 185
木下雄二議員質問…… 185
○江頭実市長答弁…… 185
（４）木下雄二議員質問…… 185

「菊池市公共施設等総合管理計画について」…… 186
○前川幸輝教育部長答弁…… 187
木下雄二議員質問…… 188
○前川幸輝教育部長答弁…… 189
○江頭実市長答弁…… 189
（５）木下雄二議員質問…… 190
「九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区への対応について」…… 190
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 191
（６）木下雄二議員質問…… 191
「国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について」 …… 191
○髙島英輔市民環境部長答弁…… 192
木下雄二議員質問…… 193
○江頭実市長答弁…… 193
木下雄二議員質問…… 194
○江頭実市長答弁…… 195
木下雄二議員質問…… 195
○江頭実市長答弁…… 195
12. 日程通告　散会…… 196

９月５日（金曜日）　休　会
９月６日（土曜日）　休　会
９月７日（日曜日）　休　会
９月８日（月曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月９日（火曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月10日（水曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
９月11日（木曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

９月12日（金曜日）　休　会
９月13日（土曜日）　休　会
９月14日（日曜日）　休　会
９月15日（月曜日）　休　会
９月16日（火曜日）　休　会
９月17日（水曜日）　休　会
９月18日（木曜日）　休　会
９月19日（金曜日）　予算決算常任委員会
９月20日（土曜日）　休　会
９月21日（日曜日）　休　会
９月22日（月曜日）　休　会
９月23日（火曜日）　休　会
９月24日（水曜日）　休　会

９月25日（木曜日）　本会議　　頁
１．議事日程第６号…… 199
２．本日の会議に付した事件…… 199
３．出席議員氏名…… 200
４．欠席議員氏名…… 201
５．説明のため出席した者の職氏名…… 201
６．事務局職員出席者…… 201
７．開　議…… 204
８．日程第１　各常任委員長報告…… 205
・総務文教常任委員長報告…… 205
・予算決算常任委員長報告…… 207
質疑…… 211
討論（議案第71号～議案第73号、議案第77号～議案第80号）…… 211
（１）東奈津子議員討論…… 211
（２）古田浩敏議員討論…… 214
休　憩…… 215
開　議…… 215
採決（議案第67号～議案第69号、議案第74号～議案第76号、
議案第81号～議案第83号）…… 215
採決（議案第71号）…… 215

採決（議案第72号）…… 215
採決（議案第73号）…… 215
採決（議案第77号）…… 216
採決（議案第78号）…… 216
採決（議案第79号）…… 216
採決（議案第80号）…… 216
討論・採決（請願第１号）…… 216
９．日程第２　議案第84号　上程・説明…… 217
休　憩…… 219
開　議…… 219
質疑・討論・採決…… 219
10．日程第３　報告第31号から報告第33号一括上程・報告・質疑…… 219
11．日程第４　政治倫理条例検討特別委員会の報告…… 221
質疑…… 224
荒木崇之議員質疑…… 224
田中教之政治倫理条例検討特別委員長答弁…… 225
12．日程第５　議員提出議案第７号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 225
13．日程第６　議員提出議案第８号　上程・説明・質疑…… 227
討論…… 228
（１）東奈津子議員討論…… 228
（２）福島英徳議員討論…… 229
（３）猿渡美智子議員討論…… 229
（４）二ノ文伸元議員討論…… 230
（５）木下雄二議員討論…… 230
（６）古田浩敏議員討論…… 231
採決…… 232
14．日程第７　意見書案第１号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 232
15．日程第８　福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告・質疑…… 234
16．日程第９　議事第４号　常任委員会委員の所属変更について…… 237
休　憩…… 237
開　議…… 237
17．日程第10　議事第５号　議会広報特別委員会委員の補欠選任について…… 237
18．日程第11　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について…… 237
19．閉　会…… 238

第　1　号

8月26日

令和７年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第１号

令和７年８月26日（火曜日）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議案第66号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和７年度菊池市一般会計補正予算　第４号）
上程・説明・質疑・討論・採決
第４　議案第67号　菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号　菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号　菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一括上程・説明
第５　議案第70号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第５号）
上程・説明・質疑・討論・採決
第６　議案第71号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第６号）
議案第72号　令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第73号　令和７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
議案第74号　令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第75号　令和７年度菊池市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第76号　令和７年度菊池市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第77号　令和６年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第78号　令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第79号　令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第80号　令和６年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号　令和６年度菊池市水道事業会計決算の認定について
議案第82号　令和６年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第83号　工事請負契約の変更について
一括上程・説明
第７　報告第18号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第19号　継続費精算報告について
報告第20号　債権の放棄の報告について
報告第21号　債権の放棄の報告について
報告第22号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）
報告第23号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第24号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第25号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第26号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第27号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第28号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第29号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第30号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
一括上程・報告・質疑
第８　請願第１号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願
上程
第９　議員の派遣について

――――――――――――――――○――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第66号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和７年度菊池市一般会計補正予算　第４号）
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第４　議案第67号　菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号　菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号　菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程・説明

日程第５　議案第70号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第５号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第６　議案第71号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第６号）

議案第72号　令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第73号　令和７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

議案第74号　令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第75号　令和７年度菊池市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第76号　令和７年度菊池市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第77号　令和６年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号　令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号　令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号　令和６年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号　令和６年度菊池市水道事業会計決算の認定について

議案第82号　令和６年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第83号　工事請負契約の変更について

一括上程・説明

日程第７　報告第18号　健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第19号　継続費精算報告について

報告第20号　債権の放棄の報告について

報告第21号　債権の放棄の報告について

報告第22号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）

報告第23号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第24号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第25号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第26号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

報告第27号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第28号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第29号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第30号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

一括上程・報告・質疑

日程第８　請願第１号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願

上程

日程第９　議員の派遣について

―――――――――――――――○―――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城　　太志郎
２番	本　藤　　潔
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
８番	田　中　教　之
９番	福　島　英　徳
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二
20番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――○―――――――――――――――

欠席議員（なし）

―――――――――――――――○―――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
代表監査委員	宮川貞雄
監査委員事務局長	髙木智生

別室待機

市長公室長	稲葉一郎

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

午前10時00分　開会

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから令和７年第３回菊池市議会定例会を開会します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

７月29日、熊本県市議会議長会として、県庁において知事への要望活動を行いました。

県北地域の将来にわたる持続的かつ安定的な発展のために、「地域交通の利便性の向上について」、「農業政策の展開と財政的支援について」、「総合的な観光産業への支援について」及び「災害に強いまちづくりの推進について」、以上４点について、県の積極的な支援をお願いしてまいりました。

次に、監査委員から、令和７年７月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があっておりますので、御報告申し上げます。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、御承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午前10時01分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○水上隆光　議長　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、島春代議員及び大山宝治議員を指名します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から９月25日までの31日間とすることに結論を見ておりますが、これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月25日までの31日間と決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第３　議案第66号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、議案第66号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和７年第３回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど御決定をいただきましたように、本日から９月25日までの31日間の日程で御審議をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

今年の夏は、記録的な酷暑で、日本中から過去最高気温を記録するニュースが連日報じられております。

併せて、水不足で農作物等への影響が懸念されている状況でございましたけども、一転して、８月当初からの大雨は、九州地方をはじめ、多くの地域に被害をもたらしました。

特に、熊本県で発生した８月10日から11日にかけての大雨は、県内に甚大な被害をもたらしました。

この大雨により犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、この大雨によりまして、家屋の一部に床下浸水被害が発生しております。全体的な被害の状況としましては、道路、農地及び農業用施設等の被害が多数を占めている状況でございます。

そのような中において、人的被害が起こらなかったことは、関係各所の迅速な対応によるものだと考えております。

改めて、皆様に感謝を申し上げるところでございます。

災害に対する日常的な備えの大切さを改めて認識した次第であり、今後、いつ発

生するか分からない災害への備えを万全にするとともに、平素から各関係機関との情報交換を行い、緊急時に備えてまいります。

次に、うれしいお知らせです。８月１日から５日にかけて広島県で行われておりました全国高等学校総合体育大会のボート競技のシングルスカルにおいて、菊池高校ボート部の生徒が、県勢としても初となる優勝という快挙を果たしております。

また、これとは別に、市内の５校全ての中学校におきまして、各種スポーツや武道において、九州大会や全国大会への出場などのうれしいニュースがございました。

この夏の暑さにも負けず頑張っている菊池の子どもたちの活躍を大変たくましく、そして、心強く感じております。まだまだ暑い日が続いておりますが、このような苛酷な季節の中においても、本市の未来を担う子どもたちの元気な姿に、私どもも暑さに負けない力をいただいたところでございます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第66号は、令和７年度の一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第66号につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の５ページをお願いいたします。

画面の表示はできておりますでしょうか。

議案第66号は、令和７年度一般会計補正予算（第４号）を地方自治法の規定により専決処分したものでございまして、先般の８月10日から11日にかけての大雨による災害への早急な対応を実施するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

６ページが、専決第18号専決処分書で、専決日は、令和７年８月15日でございます。

９ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に2,549万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ304億4,260万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、大雨により被災した市道、農地及び水路の災害発生直後の応急措置費及び今後の災害査定に向けた測量設計委託費などによる増額でございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細により説明をいたします。

14ページをお願いいたします。

１枠目の目１財政調整基金繰入金609万1,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

２枠目の目10災害復旧債1,940万円の増額は、災害復旧において活用できる災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

15ページをお願いします。

１枠目の目１道路橋りょう災害復旧費650万円の増額は、被災した市道等の復旧に係る重機の借り上げや原材料支給の費用でございます。

２枠目の目１農業用施設災害復旧費1,789万1,000円の増額は、被災した農地及び農道等の復旧費でございまして、国庫補助による災害復旧を実施するための測量設計等委託料、農道等の復旧に係る重機の借り上げ及び国庫補助対象とならなかった小災害復旧への補助の費用でございます。

同じく、目２林業施設災害復旧費110万円の増額は、林道の復旧に係る重機借り上げの費用でございます。

それでは、戻っていただきまして、11ページをお願いします。

第２表、地方債補正でございます。

内容としましては、災害復旧において活用できる災害復旧事業債1,940万円の増額でございます。

なお、今回の補正予算では、災害復旧を実施するため、特に早期に必要となる費用につきまして、災害発生直後の初動期の現地調査を基に概算額にて補正をいたしております。

今後の災害復旧費の確定等により、新たに予算措置が必要となった場合は、追加の補正予算や、予備費の活用等で対応を行っていく予定としております。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第66号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第66号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第66号については、原案のとおり承認することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第４　議案第67号から議案第69号まで一括上程・説明

○水上隆光　議長　　次に、日程第４、議案第67号から議案第69号までの３案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第67号から議案第69号までは、それぞれ、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第67号から議案第69号まで

につきまして、一括して説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

画面表示はよろしいでしょうか。

議案第67号、菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、18ページ、19ページが改正する条例案で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立に関する個別の意向確認や配慮についての規定を追加するため、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和７年10月１日から適用することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第68号、菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、22ページ、23ページが改正する条例案で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、部分休業制度が拡充されたことから、条例における部分休業の規定を改めるため、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和７年10月１日から適用することとし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、25ページをお願いします。

議案第69号、菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、26ページ、27ページが改正する条例案で、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための部分休業に関する規定等を改めるため、関係２条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和７年10月１日から適用することとしております。また、一部の規定は、令和８年４月１日から施行することとしております。

以上、議案第67号から議案第69号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第５　議案第70号上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第５、議案第70号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第70号、一般会計補正予算（第５号）につきましては、定額減税補足給付金の不足額給付について増額を行うものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第70号につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書は29ページをお願いいたします。

議案第70号、令和７年度一般会計補正予算（第５号）でございます。

30ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に3,251万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ304億7,512万2,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、本年第２回定例会において議決をいただきました定額減税補足給付金の不足額給付において、当初は、令和６年度分の所得情報確定前に、暫定の住民税課税台帳を基に算定をしておりましたが、所得情報の確定後に改めて算定をいたしました結果、不足額が見込まれることから、給付金及び事務費を増額するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、不足額給付を行うに当たり、より多くの方へ給付を行うため、申請を必要とする対象者の申請期間や未申請者への勧奨期間を十分に確保する必要があり、事務手続開始に緊急を要することから、先議による議決をお願いするものでございます。

まず、歳入につきまして、事項別明細により御説明をいたします。

34ページをお願いいたします。

１枠目の目２総務費国庫補助金3,251万4,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、物価高騰対応重点支援給付金の財源でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

35ページをお願いします。

目１社会福祉総務費3,251万4,000円の増額は、不足額給付の物価高騰対応重点支援給付金及び事務費でございまして、節11役務費31万4,000円の増額は、郵便料及び口座振込手数料、節19扶助費3,220万円の増額は、物価高騰対応重点支援給付金でございます。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

休憩　午前10時20分

再開　午前10時30分

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第70号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

日程第６　議案第71号から議案第83号まで一括上程・説明

○水上隆光　議長　　次に、日程第６、議案第71号から議案第83号までの13案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第71号から議案第76号までは、それぞれ、令和７年度の一般会計、各特別会

計及び上下水道事業会計の補正予算でございます。

次に、議案第77号から議案第82号までは、それぞれ、令和６年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第83号は、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定による工事請負契約の変更でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、提案をいたします議案第71号から議案第83号までにつきまして、一括して御説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。

画面の表示はできておりますでしょうか。

議案第71号、令和７年度一般会計補正予算（第６号）でございます。

38ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に４億5,505万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ309億3,018万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、土地改良施設（泗水町住吉地区用水堰）の突発事故復旧に伴う土地改良区への補助のほか、人事異動に伴う職員人件費の組替え、前年度繰越金の基金積立などが主な内容でございます。

まず、歳入について、事項別明細により主なものを御説明いたします。

46ページをお願いいたします。

１枠目の目２総務費国庫補助金375万6,000円の増額は、戸籍への振り仮名記載法制化に係る事務費や、システム改修に対する補助でございます。

同じく、目３民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援事業費補助金638万円、節２高齢者福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金308万円の増額は、それぞれ、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計で、法改正に伴い実施するシステム改修への補助を一般会計にて受け入れるものでございまして、各特別会計に繰り出しを行うものでございます。

同じく、節３児童福祉費補助金252万6,000円の増額は、子ども・子育て支援交付金の増で、児童育成クラブ運営に対する補助でございます。

同じく、目10災害復旧費国庫補助金936万円の増額は、６月の大雨により被災した農地の復旧に係る補助でございます。

３枠目の目５農林水産業費県補助金、節１農業費補助金のうち、新規就農者確保円滑化対策事業補助金673万9,000円の増額は、親元就農を含む新規就農者に対する機械導入への補助でございます。

47ページをお願いします。

同じく、節２畜産業費補助金については、畜産競争力強化対策整備事業補助金から、採択要件が有利な畜産環境対策総合支援事業補助金へ同額を組み替えるものでございます。

節３農地費補助金592万2,000円の増額は、土地改良施設（泗水町住吉地区用水堰）の突発事故復旧に対する補助でございます。

最下段の枠の目１不動産売払収入1,904万6,000円の増額は、分収林造林契約による分収林売却代金でございます。

48ページをお願いいたします。

１枠目の目１財政調整基金繰入金２億6,441万4,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

２枠目の目１繰越金６億4,552万3,000円の増額は、前年度決算に伴う繰越金でございます。

３枠目の款22市債につきましては、６月の大雨により被災した農地の復旧に対する災害復旧事業債で、200万円の増額となっております。

続きまして、歳出について、主なものを御説明いたします。

49ページをお願いします。

２枠目の目４財政管理費３億3,000万円の増額は、前年度決算に伴う財政調整基金積立金でございまして、地方財政法第７条に基づき、決算剰余金の２分の１を下回らない額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

50ページをお願いいたします。

１枠目の目15安全対策費208万2,000円の増額は、老朽化や故障に伴うカーブミラー及び防犯灯の修繕料でございます。

２枠目の目２賦課徴収費2,477万6,000円の増額は、過誤納還付金の増で、主に法人に対する還付が増えたことによるものでございます。

51ページをお願いします。

１枠目の目１戸籍住民基本台帳費のうち、下段の戸籍住民基本台帳経費137万9,000円の増額は、戸籍の振り仮名一括登録処理を行うためのシステム改修委託料や、中長期在留者の居住地届出事務に使用する端末の購入費用でございます。

52ページをお願いいたします。

２枠目の目１社会福祉総務費において、２段目の国民健康保険事業特別会計繰出

金経費504万5,000円のうち、国民健康保険事務費繰出金638万円の増額は、歳入で御説明しました国民健康保険事業特別会計において実施する、子ども・子育て支援法の改正により、保険料の算定において、子ども・子育て支援分が追加されることに伴うシステム改修の財源として受け入れた国費を繰り出すものでございます。

また、国保財政調整繰出金133万5,000円の減額につきましては、令和６年度決算に伴い法定外の繰出金を減額するものでございます。

53ページをお願いいたします。

２枠目の目１高齢者福祉費のうち、２段目の後期高齢者医療関係経費308万円の増額は、先ほどの国民健康保険事務費繰出金と同様に、法改正に伴い実施するシステム改修の財源として受け入れた国費を繰り出すものでございます。

54ページをお願いいたします。

２枠目の目１児童福祉総務費のうち、２段目の児童育成クラブ経費757万8,000円の増額は、国が定める児童育成クラブへの補助基準額が変更されたことに伴う委託料の増でございます。

57ページをお願いします。

目３農業振興費のうち、１段目の農林業後継者対策推進事業673万9,000円の増額、３段目から５段目の攻めの園芸生産対策事業143万1,000円、地域特産物産地づくり緊急支援対策事業49万8,000円、園芸施設有効活用緊急支援事業13万2,000円の増額は、農業経営者及び農業者が組織する団体への機械導入、施設整備等に対する補助でございます。

同じく、目６畜産業費につきましては、堆肥の高品質化を図るための施設整備等に対する補助を実施するに当たり、当初計画の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金から、国の要綱改正により採択要件が有利な、58ページ最上段の畜産環境対策総合支援事業補助金へ同額を組み替えるものでございます。

同じく、目８農地費のうち、３段目の農業用施設整備事業356万1,000円の増額は、泗水町福本地区内の市道に接続している農道の接続箇所を拡幅するための測量設計等委託料及び土地購入費用でございます。

同じく、下段の土地改良施設突発事故復旧事業832万8,000円の増額は、泗水町住吉地区の千五百石堰の復旧に対する土地改良区への補助でございます。

60ページをお願いいたします。

目３道路橋りょう維持費3,085万8,000円の増額は、主に地元地区からの要望や、緊急度の高い道路、里道及び水路の維持補修に係る修繕料、機械の借上料等でございます。

63ページをお願いします。

３枠目の目１農業用施設災害復旧費1,872万1,000円の増額は、６月の大雨により被災した下河原地区及び森北地区の農地の復旧に係る工事請負費でございます。

それでは、42ページに戻っていただくようお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、来年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務につきまして、上段の枠の今回３件の設定を行うほか、下段の創業支援事業補助金におきまして、当初より新規創業者が増える見込みであるため、限度額を増額するものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。

内容としましては、６月の大雨により被災した農地の災害復旧に対する災害復旧事業債に関するもので、200万円の増額となっております。

次に、69ページをお願いします。

議案第72号、令和７年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

70ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に940万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,450万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、保険料の算定において、子ども・子育て支援分が追加されることに伴うシステム改修費用や、保険料過誤納還付金の増でございます。

次に、77ページをお願いいたします。

議案第73号、令和７年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

78ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に932万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ８億8,528万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、国民健康保険事業特別会計と同様に、保険料の算定において、子ども・子育て支援分が追加されることに伴うシステム改修や、後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

次に、85ページをお願いいたします。

議案第74号、令和７年度介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

86ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に１億8,860万3,000円を追加し、補正後の予算の総額

を歳入歳出それぞれ63億1,748万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、介護給付費準備基金積立金や、支払基金精算に係る返納金の増でございます。

次に、93ページをお願いいたします。

議案第75号、令和７年度水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

94ページをお願いします。

今回の補正は、第２条の収益的支出におきまして、水道事業費用を527万円増額するものでございます。

補正の主な内容としましては、４月の定期人事異動に伴う職員人件費の増額及び水道メーターの検定満期に伴う取替手数料の高騰による手数料の増額によるものでございます。

また、第３条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、職員給与費を420万9,000円増額するものでございます。

次に、101ページをお願いします。

議案第76号、令和７年度下水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

102ページをお願いします。

今回の補正は、第２条におきまして、資本的収入及び支出をそれぞれ133万4,000円増額するものでございます。

補正の主な内容につきましては、定期人事異動に伴う人件費の増額を行うものでございます。

また、第３条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、職員給与費を133万4,000円増額するものでございます。

次に、議案第77号から議案第82号までは、令和６年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございまして、議案書は、別冊で製本をいたしております。

まず、この冊子になりますが、令和６年度歳入歳出決算書につきましては、議案第77号、令和６年度一般会計決算の認定から、議案第80号、令和６年度介護保険事業特別会計決算の認定までの４議案を掲載しております。地方自治法の規定により、決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第81号、令和６年度水道事業会計決算の認定及び議案第82号、令和６年度下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、ただいまの決算書の次に、このような白表紙の別冊で製本をいたしております。地方公営企業法の規定によりまして、水道事業会計の決算の認定並びに下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定をお願いするものでございます。

以上、各会計の決算認定につきましては、監査委員の審査意見書を付して、認定

をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、各会計の決算に係る主要施策の成果を添付し、令和６年度決算に伴う支払対象職員数一覧については、データを掲載いたしております。

恐れ入ります、議案書に戻っていただきまして、議案書111ページをお願いいたします。

議案第83号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和５年度菊池南中学校長寿命化改良工事につきましては、令和５年第２回定例会において、契約締結の議決をいただいたところでございます。

今回、足場設置後の詳細調査により判明した躯体の劣化箇所補修工事、解体後に判明した下地の補修工事、室内のレイアウト調整に伴う電気設備及び機械設備工事の追加などに伴い、契約変更を行う必要が生じましたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

また、この変更内容につきましては、令和７年７月31日、受注者と合意をし、仮契約を締結いたしております。

以上、議案第71号から議案第83号までの説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で説明を終わります。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　次に、代表監査委員から監査報告の申出があっておりますので、これを許します。

宮川代表監査委員。

［登壇］

○宮川貞雄　代表監査委員　　まずもって、６月定例会におきまして、監査委員としての再任の御承認を賜りましたこと、殊勝に厚く御礼を申し上げます。

高潔な人格であり、専門的な識見を求められます監査委員として、足らざる面もありますけども、地方自治法の定めに沿い、市民の目線で公平公正の立場から、監査委員の職務を全うできるように、最大限の努力を傾注して取り組ませていただきます。何とぞよろしくお願いします。

それでは、令和６年度の決算の報告をさせていただきます。

令和７年７月23日から８月４日におきまして、議員選出の古田監査委員とともに審査を行いましたところ、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符合し誤りのないものと認めます。

なお、各種基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証

拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

また、審査に付されました公営企業会計決算書、その他の財務諸表は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と一致し正確であります。

さらに、決算報告書は、予算の収入支出の状況を、また、財務諸表は、当期の経営成績及び期末における財政状態を適正に表示しているものと認めます。

審査意見として、この意見書の16ページから17ページまで、財政状況を掲載しておりますが、その中で、特にがんばるふるさと菊池応援寄附金や企業版ふるさと納税寄附金５億4,037万円で約37％の増加を歓迎するものであります。

反面、熊本県を含めた県内45団体の中では、甲佐町の68億円を筆頭に、10億円以上が10団体もあり、本市はその真ん中の第23位の状況です。今後、販売委託業者との提携に加え、本市を挙げたプロジェクトチーム等により、優れた企画の採用等の中で、寄附金額のさらなる増額を進められることを切望します。

そのほか、令和６年度の審査意見として、17ページから19ページに掲載させていただきました。

特に、菊陽町でのＴＳＭＣの操業開始やその関連での本市の大きな変貌への対応として、各種施策が実施され、また、これまでも農林業、市街地の空洞化対策での必要な取組が展開されてきましたが、本市の揺るぎない将来展望にはまだ課題が多く、商工、経済・観光面を含めた今後の積極的な振興策が待たれています。

また、市生涯学習センター・キクロスの有効な活用が実施されている反面、多額の借地料を支払っております市文化会館の主要施設の利用停止の事態に対する、本市の未来への躍動に不可欠な公的施設の将来計画の策定と実現化が求められております。

2,130ヘクタールの市有林の経営に対する管理と評価の在り方、出資比率に応じた第３セクターの健全経営のさらなる関与、本市合併後20年を経過した中に、土地改良区の統合問題とともに、市社会福祉協議会への補助金交付の固定的な在り方も問われています。

また、全国的にはＡＩを活用する地方自治体が増加する中にありますが、本市では業務に不可欠のＩＣＴを活用した取組が積極的に展開されていますことを歓迎しつつ、一段と市民に寄り添う有能な職員が結集して、全国にも先駆ける各種施策の企画立案力の向上を願います。

併せて、適正な人事評価制度や給与システムの拡充と効果的な運用、さらなる各種の職員研修の拡充と、本市発展を担う人材が各部署に配置され、優れた能力を発揮される行政環境を期待します。

最後に、国際的な動静が、我が国や熊本県はもとより、本市にも影響する激動の情報化社会にあり、その変化を先取りする行政施策の展開と市政のますますの充実を願いつつ、菊池市の限りない発展と公共の福祉向上が実現していくことを願いまして、監査意見とします。

○水上隆光　議長　　以上で、代表監査委員の報告を終わります。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第７　報告第18号から報告第30号まで一括上程・報告・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第７、報告第18号から報告第30号までの13件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、報告第18号から報告第30号までを一括して説明させていただきます。

議案書の113ページをお願いいたします。

画面の表示はできておりますでしょうか。

報告第18号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和６年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、上段の枠の実質赤字比率につきましては、令和６年度における普通会計の実質収支額が黒字でございますので、赤字比率としては算定されず、数値は表示されません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全会計が対象となりますが、連結した場合に、実質収支が黒字でございますので、数値は表示されません。

次に、実質公債費比率でございますが、これは普通会計及び特別会計の公債費に加え、一部事務組合等の地方債の償還に当てられた負担金等の標準財政規模に占める割合で、資金繰りの危険度を示す指標となっております。

本市の実質公債費比率は9.7％となっておりますので、早期健全化基準であります25％を下回っております。

次に、将来負担比率ですが、土地開発公社及び第３セクターを含めた指標となっており、将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きく、財政運営を圧迫する可能性があるこ

とが示されます。

本市の算定比率は5.6％となっておりますので、早期健全化基準350％を下回っており、適正水準を確保しております。

次に、下段の枠の公営企業会計の資金不足比率につきましては、上下水道事業会計を対象に、資金不足額を事業規模で割ったものでございます。

両会計において、資金不足が発生していないため、資金不足比率については、数値は表示されません。

以上、いずれも基準内であり、適正水準を確保いたしておりますが、今後、社会経済の動向、公共施設に係る維持補修費等の負担を考慮した場合、比率が変動することも見込まれるため、今後も健全な財政運営を図る必要があると考えております。

次に、115ページをお願いいたします。

報告第19号、継続費精算報告についてでございます。

令和６年度までに継続費の設定を行った事業につきまして、議会に報告するものでございます。

116ページが一般会計の令和６年度継続費精算報告書でございます。

款４衛生費、項２清掃費、エコヴィレッジ旭解体事業について、継続費の設定年度は、令和５年度から令和６年度までの２年間でございます。

表の見方としまして、左側が全体計画、中央に実績、右側が比較となっております。

表下段の計の欄で御説明をいたします。

全体計画額４億9,151万2,000円に対しまして、支出済額４億1,046万3,900円で、差引き8,104万8,100円の残額となっており、財源内訳は記載のとおりでございます。

117ページをお願いいたします。

報告第20号、債権の放棄の報告についてでございます。

債権の放棄の内容といたしましては、債権の名称が住宅使用料等、放棄した債権の額が1,087万4,908円、債務者数が11人でございます。

次に、債権を放棄した事由等でございますが、行方不明につきましては、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、徴収の見込みはないものでございまして、条例第16条第１項第３号の規定に該当し、債権の放棄を行うものでございます。

次に、徴収停止後３年経過につきましては、当該非強制徴収債権について、徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるものでございまして、条例第16条第１項第４号の規定に該当し、債権の放棄を行うも

のでございます。

最後に、生活困窮につきましては、債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収債権その他の債権について履行される見込みがないものでございまして、条例第16条第１項第７号の規定に該当し、債権の放棄を行うものでございます。

合計の調定件数は570件、放棄の時期につきましては、令和７年３月５日でございます。

次に、119ページをお願いします。

報告第21号、債権の放棄の報告についてでございます。

債権の放棄の内容といたしましては、債権名称が水道料金等、放棄した債権の額が57万6,420円、債務者数が26人でございます。

次に、債権を放棄した事由につきましては、行方不明、徴収停止後３年経過、生活困窮で、いずれも条例各号の規定に該当し、債権の放棄を行うものでございます。

合計の調停件数は165件で、放棄の時期につきましては、令和７年２月27日でございます。

次に、121ページをお願いいたします。

報告第22号から報告第30号までは、地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第22号につきましては、122ページが専決第９号専決処分書で、学校給食配送車の車両事故による損害賠償額の決定について、令和７年６月３日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日は、令和７年５月８日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市が業務委託を行っているシルバー人材センターから派遣された職員が、学校給食の配送業務中、配送車両を方向転換していたところ、駐車してあった相手方車両のフロントバンパーを破損させる損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、９万2,191円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

本件につきましては、本来であれば前回の第２回定例会において、当該専決処分について議会へ報告すべき案件でございますが、報告が漏れておりましたため、今回の定例会におきまして、議会に報告させていただくものでございます。

今回の件につきましては、事務処理上の確認不足によるものでありまして、報告が遅くなりましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

次に、123ページをお願いいたします。

報告第23号から135ページの報告第29号までの７件は、市道小野崎森北線における同一箇所での市道管理瑕疵による損害賠償額の決定について専決処分をしたものでございます。

まず、123ページの報告第23号、専決処分の報告については、次の124ページが専決第10号専決処分書で、令和７年７月17日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月13日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、13万1,120円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、125ページをお願いいたします。

報告第24号、専決処分の報告については、次の126ページが専決第11号専決処分書で、令和７年７月23日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月13日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、４万2,053円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、127ページをお願いいたします。

報告第25号、専決処分の報告については、次の128ページが専決第12号専決処分書で、令和７年７月25日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月12日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪後輪のタイヤ及びホイールを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、22万440円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、129ページをお願いいたします。

報告第26号、専決処分の報告については、次の130ページが専決第13号専決処分書で、令和７年７月25日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月13日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪のタイヤを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、４万4,990円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、131ページをお願いいたします。

報告第27号、専決処分の報告については、次の132ページが専決第14号専決処分書で、令和７年７月29日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月13日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、15万2,540円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、133ページをお願いいたします。

報告第28号、専決処分の報告については、次の134ページが専決第15号専決処分書で、令和７年７月30日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月12日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪後輪のタイヤ及びホイールを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、19万5,000円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、135ページをお願いいたします。

報告第29号、専決処分の報告については、次の136ページが専決第17号専決処分書で、令和７年８月８日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和７年６月13日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、同路線において、相手方車両が道路上の道路陥没箇所を通過した際、左側前輪のタイヤ、ホイール及び車体下部を損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、32万6,781円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、137ページをお願いいたします。

最後に、報告第30号、専決処分の報告については、次の138ページが専決第16号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償額の決定について、令和７年８月７日に専決処分をしたものでございます。

事故発生日が、令和７年６月22日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道前川村中線において、相手方車両が市道区域内の存在する井戸の縁に接触し、左側前輪のタイヤを損傷する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、１万9,215円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第18号から報告第30号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　宮川代表監査委員。

［登壇］

○宮川貞雄　代表監査委員　　財政健全化法に基づきます審査意見を申し述べさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定によりまして、審査に付されました令和６年度菊池市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における財政健全化判断比率並びに公営企業決算における資金不足比率とその運用の基礎となる事項を記載した書類につきまして、７月30日から８月１日におきまして、議員選出の古田監査委員とともに審査しました結果、いずれも適正に作成されているものと認めます。

以上、審査意見とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　それでは、報告第20号並びに報告第23号から報告第29号までを質疑をいたします。

まず、報告第20号につきましては、これ住宅使用料の債権の放棄ということでありますが、11人が対象者と。債務者が11人ということですけど、11人のうち、何人保証人をつけていたのかというのが１点。

それと、11人のうち、まだ入室をしている市民の方がいらっしゃるのか。払わなくて、まだいまだにいらっしゃる方がいるのか。

この２点をまずお尋ねします。

それから次に、報告第23号から第29号の道路管理瑕疵でありますが、ちょっと私、さっき退室したのは、過去のこの小野崎森北線の陥没事故を調べました。令和４年から令和７年まで、何と14件、令和４年が１件、令和５年が２件、令和６年が４件、そして今回が７件、合わせて14件で、これまで、保険だけで188万4,794円を支払っているわけなんですよね。何でこんなに小野崎森北線ばっかり穴が空くのか、それをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、報告第20号のほうを先にお答えさせていただきます。

保証人はいるのかというお尋ねでしたが、今回、債権放棄を行った案件のうち、

８人は保証人なしで、３人は保証人がおられます。

それと、今、入室されている方がおられるかということですけども、11人全員が強制退去または一般退去しておられる方で、もう既に入室されている方はおられません。

続けて、小野崎森北線の件ですが、このたびは、本当に７件連続して管理瑕疵の案件を出してしまい、申し訳ありませんでした。まず、おわびを申し上げたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

なぜこの小野崎森北線が管理瑕疵が多いのかということですけども、これにつきましては、１つは、交通量が最近多くなってきているというのが１つあると思います。

それと、このほげている箇所、これまでもそうですけど、雨が、ちょっと水がたまりやすいところがやられております。補修はしてきているんですけども、今回はちょっとそれでももたなかったということです。

それと、もともとが、あそこが農道舗装になっております。グリーンロードという名称でありますようにですね。現状のその交通量に対して、現在のその舗装厚が足りてないというのがあるかと思います。

一応その経緯としましては、事故があった３日前から、ちょっと雨の影響で穴ぼこが増えてきましたので、会計年度任用職員さん、３日間かけて、そのうち１日は勤務の業務外に職員のほうも入って補修をしてきております。実際、今回の陥没箇所があったところにおいても、前日に補強・補修を行ったところですけども、ちょっともたなかったというところです。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　この債権者11人のうち、全員強制退去させられているということなんですけど、これ私債権で、時効は５年、分納すれば時効が延びるんですが、これまで、５年ということは、コロナ給付金だとか、非課税世帯の給付金等がこの方たちには入っていると思うんですよね。全国民に入っているから。この方たちのそのコロナ給付金とか、非課税給付金等の差押えは行われたんでしょうか。国からもらうものはもらって、払わなきゃいけないものは払わないと。それは自己勝手過ぎると私は思うんですよね。だから、そのコロナ給付金とか、非課税世帯に対する給付金とかの差押えを行ったのかというのが再質問で１点と、もう一つは、去年は悪質な滞納に対しては、裁判所に申出をして、74万円だったか、払わせるよう

に提訴をしていますね。今回、11人のうち、その提訴の対象者はいなかったのかというのが、まず報告第20号についてであります。

次に、報告第23号から報告第29号については、私、全部過去の議案を見まして、これ調べましたところ、令和４年が６月５日に起きています。令和５年が６月７日と６月８日、令和６年が５月の13日、6月の28日、６月の29日、今回が６月12日と６月13日なんで、全て６月に集中しているんですよね。だから、先ほど言われた雨で、雨がたまりやすい箇所があるということだろうと思うんですけど、後藤議員が一番御存じかと思いますけど、補修するアスファルトというのは、雨のときにしても密着というか、もともとの地盤、路盤に密着しないんですよね。だったと思いますけど、後藤議員、そうですよね。大体密着が弱いと聞いているんですよね。だからそれが原因で、雨の日にどれだけ補修しても一緒だと思うんですけど、これ根本的に構造をやり替えなきゃいけないと思うんですけど、そういう考えがあるのか。

この２点についてお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　ただいまの荒木議員の質問にお答えいたします。

まず、提訴はしなかったのかということですけども、放棄に至るまで、文書による催告とか、電話、訪問等を継続していく中で、財産状況等の調査も併せて行っております。実際、財産、資力等があれば、裁判所に申し立てて、差し押さえることができると思いますけども、今回はその資力がないと判断をしておりますので、提訴まではしていないということです。

コロナの給付金がということですけども、すみません、そこについては、もらっておられるかどうかというのは、行方不明の方もおられますので、そこはちょっとすみません、定かではないので、お答えできないところでございます。

道路のほうですけども、雨のときということで、うちのほうも６月にいつも事故が多いというのを把握しておりまして、梅雨に入ったのが６月８日頃だったと思うんですけど、それから補修を重点的にやってきております。

おっしゃられるとおり、普通の常温合材だと剥がれるので、全天候型の常温合材というのがございまして、雨に強いやつが、水に強いやつがございまして、それで全面補修はしているところだったんですけども、今回はそれでももち切れなかったということでございます。

それと、今後の対応ですけども、小野崎森北線については、御存じのように、大型車両の交通量が多くなっております。今までは会計年度任用職員さん等の補修でお願いをしておりましたけども、建設会社等に包括的な管理委託等が必要ではない

かと思って、今、検討しているところです。

それと、今年、小野崎森北線につきましては、地盤の調査を行うようにしています。実際、その舗装厚がどのくらい不足しているのか等を含めまして、今後、抜本的な改良工事を進めていきたいと思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

安武睦夫議員。

［登壇］

○３番　安武睦夫　議員　　議席番号３番、安武睦夫です。報告第22号から報告第30号まで質疑をしたいと思います。

今回、車両による事故、それから道路管理瑕疵等でございますが、警察による事故証明は取られているのか、お尋ねします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、安武議員の御質問にお答えいたします。

事故証明のほうですが、事故証明はお願いはしたんですけども、１件につき800円の費用がかかるということで、正直、申請してもらえなかったというのがございます。

あと、７件中１件は警察の届出というのはしていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第８　請願第１号上程

○水上隆光　議長　　次に、日程第８、請願第１号を議題とします。

請願第１号が、今定例会までに提出されました請願であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第９　議員の派遣について

○水上隆光　議長　　次に、日程第９、議員の派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定によって、お手元に配付しているとおりです。

議員派遣については、派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る９月１日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日、８月27日の正午までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午前11時29分

第　２　号

９月１日

令和７年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第２号

令和７年９月１日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑
第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　質疑
日程第２　委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	城	太志郎
２番	本　藤	潔
３番	安　武	睦　夫
４番	稲　継	智　康
５番	古　田	浩　敏
６番	島	春　代
７番	大　山	宝　治
８番	田　中	教　之
９番	福　島	英　徳
10番	緒　方	哲　郎
11番	後　藤	英　夫
12番	東	奈津子
13番	水　上	隆　光
14番	猿　渡	美智子
15番	荒　木	崇　之
16番	工　藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸　元
18番	泉　田	栄一朗
19番	木　下	雄　二
20番	山　瀬	義　也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　質疑

○水上隆光　議長　　日程第１、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、３回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があっておりますので、質疑を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。

議案第77号、令和６年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、２点質疑をいたします。

１点目は、財政調整基金の決算年度末現在高が74億5,543万3,645円となっておりますが、過去５年間の推移はどうなっているか、お示しください。

２点目は、本市における標準財政規模で考えるならば、財政調整基金の残高はどのぐらいの額になるのか。

以上、お答えください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、東議員の質疑にお答えをいたします。

まず、財政調整基金の過去５年間の年度末残高の推移でございますが、令和元年度60億8,500万238円、令和２年度54億3,208万6,604円、令和３年度59億1,789万2,926円、令和４年度66億2,283万1,692円、令和５年度72億6,424万4,615円でござ

います。

次に、財政調整基金の規模でございますけれども、一般的に標準財政規模の10%から20%と言われております。令和６年度における本市の標準財政規模は157億4,657万6,000円でございまして、20%にて算出をした場合は約30億円となります。

一方、これまでの経緯といたしまして、熊本地震時に約20億円の基金の取崩しを行っておりますので、大規模災害に備え、その金額を加えた50億円程度は必要と考えております。

これに加えまして、ＴＳＭＣ進出により、優先的に取り組む施策の実現や、施設の老朽化への対策、人件費、物価の高騰、右肩上がりで増加し続ける扶助費などの見通しのきかない社会情勢の変化への備えも必要であると考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、委員会付託を行います。

議案第67号から議案第69号まで、議案第71号から議案第83号まで、及び請願第１号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

令和７年第３回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件　　名
総務文教常任委員会	議案第 67 号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 68 号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 69 号	菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第 83 号	工事請負契約の変更について
	請願第 １ 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願

付託委員会	議案番号	件　　名
予算決算常任委員会	議案第７１号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第６号）
	議案第７２号	令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第７３号	令和７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７４号	令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第７５号	令和７年度菊池市水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第７６号	令和７年度菊池市下水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第７７号	令和６年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第７８号	令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第７９号	令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８０号	令和６年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第８１号	令和６年度菊池市水道事業会計決算の認定について
	議案第８２号	令和６年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○水上隆光　議長　　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、９月２日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午前10時05分

第　３　号

９月２日

令和７年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第３号

令和７年９月２日（火曜日）午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	城	太志郎
２番	本藤	潔
３番	安武	睦夫
４番	稲継	智康
５番	古田	浩敏
６番	島	春代
７番	大山	宝治
９番	福島	英徳
10番	緒方	哲郎
11番	後藤	英夫
12番	東	奈津子
13番	水上	隆光
14番	猿渡	美智子
15番	荒木	崇之
16番	工藤	圭一郎
17番	二ノ文	伸元
18番	泉田	栄一朗
19番	木下	雄二
20番	山瀬	義也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（１名）

８番	田中	教之

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　皆様、おはようございます。公明党の泉田栄一朗です。

今年は戦後80年という節目の年で、私たちは過ぎ去った歴史を振り返るとともに、これからの世代にどのような未来を託していくかを考える大切な時期に来ていると思います。

それでは、通告に従って、質問をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税についてであります。

江頭市長は４月の選挙公約で、活力ある癒しの里きくちの建設のために、まちづくり、にぎわいづくり、商店街づくり、農業基盤づくり、人財づくり、暮らしづくり、社会づくり、市役所づくりを挙げられております。その様々なづくりの中で、ふるさと納税20億円の実現に向けて取り組むことを公約として挙げられ、７年度の施政方針の中でも、新たな返礼品の創出に取り組み、ふるさと納税額20億円を具体化するということであります。

前回、二ノ文議員も、また木下議員が質問されておりますので、重なる部分があると思いますが、私の立場で質問をさせていただきたいと思っております。

まず１つ目に、菊池市への個人版ふるさと納税の寄附額の推移を過去３年間分、質問をさせていただきます。

２つ目に、熊本県内の全自治体中、上位３位までの自治体とその納税額を過去３年分、質問します。

３つ目に、県内の菊池市のふるさと納税寄附額の順位をお願いしたいと思います。

そして４つ目に、自主財源となる寄附額の何％程度が市の財源として使えるのか。

４つをまず質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　改めまして、おはようございます。本市の過去３年間における個人版ふるさと納税の推移等についてお答えをいたします。

ふるさと納税の寄附金額につきましては、決算及び決算見込額で、令和４年度２億9,375万6,500円、令和５年度３億7,445万4,500円、令和６年度５億1,013万2,500円でございます。

次に、寄附額上位の自治体につきましては、総務省が公表しているふるさと納税現況調査によりますと、熊本県内全45自治体中、令和４年度、１位高森町25億7,644万1,000円、２位御船町23億7,470万円、３位八代市21億8,020万4,000円、本市は25位でございます。

令和５年度、１位甲佐町28億7,954万4,000円、２位御船町21億8,195万2,000円、３位高森町21億4,793万円、本市は26位でございます。

令和６年度、１位甲佐町68億6,573万1,000円、２位御船町36億3,023万5,000円、３位八代市34億9,008万1,000円、本市は23位でございます。

次に、寄附額における市財源への充当割合について、お答えをいたします。

総務省が定めるふるさと納税制度では、返礼品代や決済手数料、代行業者への委託料などの募集に要する費用を寄附金額の５割以下とするよう規定されておりますので、市の財源となるのは寄附金額の５割程度となります。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、お答えいただきまして、菊池市も令和４年、５年、６年と徐々に上がってはいると思います。努力されていると思います。ただ、14市の中では下のほうというふうに思っております。

また、45自治体としては、23位から26位と。この令和６年度は23位ということで上がっております。

そして、その財源として約５割、50％は使えるというようなことも答えていただきました。

そこで、人口12万人の八代市以外では、比較的小規模な自治体、甲佐町、御船町、高森町が県内の上位を占めているということも分かりました。これは地域が一体となり、地域の産物などをＰＲしている成果ではないかと推測します。大事なことは、なぜこのような自治体が上位を占めているのか、視察研修する必要があると思っております。よいことは学ぶ姿勢が大事でありますので、私もぜひ視察に行きたいと

考えております。

そして、ふるさと納税額の50％が自主財源となるということであります。もし菊池市のふるさと納税が市長の目指される20億円ということが実現した場合、菊池市では10億円の財源が新たに生まれるということになります。これは力を入れなければならないと思っております。

菊池市へのふるさと納税額は、直近の令和６年度では約５億円ということで御説明がありました。過去５年間の菊池市へのふるさと納税における返礼品ニーズはどのようなものが多いのか、その返礼品がどういうものかをまずお答えいただき、また、体験型サービスの返礼品があったのか、もしそれがあれば、どのようなものか、併せて聞かせていただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　それでは、本市の寄附に対する返礼品等についてお答えをいたします。

ふるさと納税寄附件数上位は、令和４年度、１位牛肉の約5,600件、２位は米の約1,600件、３位はハンバーグの約1,500件となっております。

令和５年度、１位は牛肉の約4,000件、２位は飲料水の約2,900件、３位は米の約2,100件でございます。

令和６年度、１位は牛肉の約8,900件、２位は米の約3,500件、３位は鶏肉の約3,000件でございます。

次に、これまでの体験型返礼品につきましては、旅館等宿泊、ゴルフプレー券、和菓子作り体験、サウナ体験などを提供しており、過去３年間の実績につきましては、旅館等宿泊29件、ゴルフプレー券72件、和菓子作り体験２件となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、返礼品の主なものを答えていただきました。

やはり米、牛肉が農産物では上位を占めているということで、大体予測をしておりましたけども、その中にハンバーグとか、水、そして鶏肉、そういうものもあるということであります。これからいろいろと考えていただくと思っております。

また、体験型で旅館の宿泊、また、ゴルフと和菓子体験と、そういうことがあるということで、改めてそのニーズを知りました。今後の課題としていきたいと思います。

そういうことで、20億円を実現するためには、いろいろな課題があると承知して

おります。現在、ふるさと納税を委託している業者が、今までサイバーレコードからローカルに替わったということもお聞きしました。替わった理由、それが分かれば、併せて質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　それでは、代行業者への委託状況等についてお答えをいたします。

代行業者への委託につきましては、令和３年度から実施をしており、開始以来、継続して同一業者へ委託を行っておりました。

寄附金額は令和３年度以降、右肩上がりで伸びてはおりましたが、さらなる拡大を目的に、昨年度プロポーザル方式の入札を行い、今年度から代行業者が変更となっております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　プロポーザルでやりながら、さらにまた別なところが入札をされたと。非常に期待をしていきたいと思っております。

今後、返礼品の種類を増やしていくという戦略、また体験型サービスの具体化、こういうものをこれからの戦略として考えていかなくちゃいけないと思いますけども、具体的な戦略をどのように考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　ふるさと納税額増額への取組等につきましてお答えをいたします。

今後の取組としましては、ＪＡ菊池、菊池市商工会等と意見交換会を実施するなど連携し、魅力あふれる旬の農産物や加工品の開発などにより、柱となる新たな返礼品の拡充に取り組んでまいります。

また、代行業者による返礼品出品事業者への寄附者を引きつける掲載画像や紹介文などのノウハウの提供や、これまでのＰＲ方法の強化促進を図ることにより、寄附額の増加につなげてまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　団体、ＪＡとか、商工会の方々を巻き込みながら、今後

の戦略としていかれるということで、期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは最後に、市長にお尋ねします。

ふるさと納税20億円の実現に向けて、市長の具体的な戦略のお答えをお願いしたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。今後のふるさと納税に向けた戦略を述べよということでございます。

先ほど部長答弁でもありましたとおり、より総力戦で臨むことが必要であるというふうに考えておりまして、ＪＡ菊池さん、そして菊池市商工会さん等各団体との連携を進めておりまして、この８月には代行業者を呼んで、各団体の代表の方々との意見交換会を初めて開催いたしまして、新たな返礼品の拡充などの依頼をさせていただきました。

今後は、ワーキンググループで定期的にこの議論を深めていくということを考えております。

菊池市には、豊富な農産物をはじめとしまして、多数の魅力ある地域資源がございます。寄附額が伸びる大きな可能性が十分にあるというふうに考えておるところです。各団体とこうした連携を深めることで、他地域には見られない付加価値の高い商品を創出して、寄附額の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　市長の決意を伺いました。

市長が再選された新たなこの４年間のうち、前半２年間、令和８年度までの早期にこれを実現し、４年目となる令和10年度には県内で１位を実現してほしいと思っております。そして、菊池市の財源を確保して、活力ある癒しの里きくちに向けて取り組んでほしいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

ふるさと納税20億円の実現に欠かすことのできない取組となる、菊池ファンづくりのための観光戦略について質問をさせていただきます。

令和７年第２回菊池市議会定例会において、観光地域づくり法人、いわゆる菊池市ＤＭＯの設立に向けた予算が承認されました。概略、以下の３点であります。まず１番目は、データに基づいて、戦略的な情報発信やマーケティングを展開すると

いうことであります。２番目に、ターゲットに合わせた誘客促進を図り、観光基盤を強化する。３番目に、観光消費額増加や、滞在時間の延伸について、それをつなげて、地域の稼ぐ力を高めるであります。そして、現在、その目的達成のために動き出していることと思っております。

ＤＭＯについて、前回の定例会で次のように説明をされました。新たな観光推進体制としてのＤＭＯは、自然、文化、食などの地域の観光資源を最大限に活用し、地域と協働して観光客誘致や満足度向上に取り組み、地域経済の活性化を目指す組織であるということを言われておりました。

定例会から２か月が経過しております。現在、市と観光協会とでは稼ぐ力を高めるためにはどのように進められているか、現状をお尋ねします。

また、ＤＭＯについて、広報にも掲載されておりましたが、まだ市民になじみがないものであります。それも補足して市民の方に説明をする意味で、その内容を補足して説明を併せてお願いしたいと思います。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、改めまして、おはようございます。泉田議員の質問にお答えいたします。

まず、観光地域づくり法人、いわゆるＤＭＯの概要について、第２回定例会で御説明した内容と重複する部分もありますが、改めて御説明いたします。

ＤＭＯとは、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションの略で、観光庁では「観光地経営の視点で、地域の稼ぐ力を引き出す司令塔となる観光地域づくり法人」と定義されており、2015年に登録制度が創設されました。

ＤＭＯの主な役割としましては、議員がおっしゃったとおり、観光振興に精通した専門人材が集まり、行政や民間事業者、住民など多様な関係者と協働して、自然や歴史文化、食などの観光資源を最大限に活用し、科学的根拠や専門的知見に基づき、観光客の誘致や満足度向上に取り組むことで、地域経済の活性化を目指します。

次に、第２回定例会後の取組としましては、菊池観光協会において、会員及び市内事業者向けにＤＭＯに関する勉強会を開催されたほか、観光庁へ候補ＤＭＯの申請手続を行われています。

なお、第２回定例会において、「来年１月に登録ＤＭＯの申請手続を行い、年度内の登録を目指す」と説明していましたが、このたび、国が示す登録制度のガイドラインが改正されることに伴い、当初の計画を見直し、来年度に申請・登録を目指すことになりました。

今回の改正により、年２回だった登録申請が年１回になり審査が厳格化されるほか、新たな成果指標の追加、データに基づく中長期的な戦略策定など、ＤＭＯに求められる基準が高度化され、申請までの間に、成果指標の数値設定や戦略策定に必要となる１年間分の基礎データを取得する必要が出てきました。

登録申請の来年度のスケジュールにつきましては、まだ詳細は示されていませんが、半年以上の審査期間を経て年度末に登録の可否が決まる予定とのことですので、まずは来年度中の本登録を目指してまいりたいと考えております。

なお、国の制度が変わることにより、本登録は遅れることになりますが、現在申請しています候補ＤＭＯにより、登録ＤＭＯと同等の支援を受けられることから、本登録までは候補ＤＭＯとして活動していくこととなります。

こうした状況の変化もありますが、本市の観光地域づくりを成功に導くために、来年度の登録ＤＭＯの申請に向けて支援を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　ＤＭＯについて、分かりやすく説明をしていただきまして、簡単に言うと、より専門家の方をそこに投入して内容的に深めていくということ。それとデータをしっかりと確認しながら進めていかれると。これからだと思っております。

さて、本市では、政策企画部に所属していた菊池一族プロモーション室が、令和４年度から経済部の観光振興課に所属を変更して、令和６年度からは菊池プロモーション係として、菊池の観光の全体を統括しているところだと思います。その菊池プロモーション係の現在の業務内容と役割をお尋ねします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、泉田議員の再質問にお答えいたします。

現在、観光振興課菊池プロモーション係の主な業務内容は、観光戦略会議の運営、温泉街リブランディング事業、自然・温泉や歴史・文化等の地域資源を活用した広域連携事業、ＤＭＯの活動を支援する観光地域づくり推進事業などがあります。

主な役割としましては、観光プロモーション事業の企画立案、観光客の誘致、菊池一族の歴史文化に関連する自治体との連携による関係人口の創出・拡大などでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　菊池市には、避暑地及び紅葉の名所として、市民からも親しまれている有名な観光地として菊池渓谷が存在します。12月から２月の冬期約３か月間は散策道の凍結などがあり、観光客の皆さんの入場を規制しているのが現状であると思っております。

また、菊池渓谷以外では、菊池一族の歴史などをはじめ、菊池温泉、菊池神社、竜門ダムなどが年間を通じて観光地となっているところだと思っております。

そこで、１つ、観光プロモーション事業の企画立案、観光客の誘致及び関係人口の創出・拡大、３つ目、観光関係団体との連絡調整など、観光振興に向けた取組が行われていると思いますが、コロナ禍が明けた令和６年度から、具体的にどのような取組を行われているか、質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、泉田議員の再々質問にお答えいたします。

令和６年度のまつり以外の観光振興の主な取組としましては、旅館ホテルの経営改善やライトアップの実証事業などで魅力ある温泉街を目指す温泉街リブランディング事業、台湾からの誘客を促進する台湾インバウンド誘客事業、松囃子能場を中心に御所通り周辺のにぎわいを創出するまちなか回遊促進事業、日本遺産や菊池一族の歴史及び自然・温泉等の地域資源を活用した広域連携事業などがございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　具体的な取組を言っていただきまして、分かりました。

それでは、４回目の質問ですけれども、ＤＭＯ設立は、菊池市観光の一翼を担うことになると考えております。

今後、観光客誘致のためのターゲット、具体的には、若者、老人、女性など、誘致のためにどのような戦略を考えておられますか、再度質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、泉田議員の質問にお答えいたします。

本市の観光振興におけるターゲットと戦略については、菊池市観光振興ビジョンに定めています。

まず、メインターゲットについては、国内が、福岡都市圏在住のミドル世代のファミリー層、訪日外国人が、台湾在住のミドル世代のファミリー層と定めておりま

す。

次に、戦略については、「引き込む力」、「稼ぐ力」、「継続する力」の３つの戦略的取組方針を定めております。

１つ目の「引き込む力」については、ブランド確立と情報発信による誘客。２つ目の「稼ぐ力」については、観光資源の魅力向上と消費額の増加及び担い手の育成。３つ目の「継続する力」については、シビックプライドの醸成、受入環境の整備、観光推進体制の構築となっております。この戦略を通して、官民一体となり、ＰＤＣＡサイクルに沿って観光振興を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、菊池市の観光ビジョンということで、いろいろと説明を受けました。

考えられていると思いますけども、次に、これは私の思いと想像の中から考えたことなんですけども、菊池市は、菊池一族ゆかりの菊池源吾と言われる西郷隆盛公の祖先の地として七城町西郷区に菊池西郷南洲公園がございます。

そこで、明治維新の立て役者が西郷さんであることは誰もが知る事実であります。そこで、西郷隆盛公の人気は鹿児島県内では特別であり、英雄として語り継がれておられます。２年後の2027年は、西郷隆盛公の生誕200年、そしてまた、没後150年の記念すべき年になります。この機に本市も大きくアピールするチャンスだと思っております。

以前、安武議員と、西郷隆盛と菊次郎の足跡をたどるということで、龍郷町、さつま町、徳之島、沖永良部と、研修に行ってまいりました。やはり西郷公と菊次郎の精神というものが脈打っているのを感じたところであります。

そこで、龍郷町、さつま町、徳之島、沖永良部を含む鹿児島県全体から、観光客誘致に向けた取組を強化し、西郷さん人気を祖先の地である菊池市に拡大してはどうでしょうか。これが１点であります。

今や、鹿児島市内から九州新幹線、高速道路もつながり、時間的に大変近くなっております。ぜひ生誕200年を記念しての取組の執行部のお考えを聞かせていただきます。

それともう一つ、四国をターゲットにした観光客誘致に向けた取組についてお尋ねしたいと思います。

それは愛媛県の西部に位置する人口３万人弱の八幡浜市は、市民の約６％、そして約1,700人近くが名字が菊池さんということであります。友好都市の遠野市にも

私も行かせていただきましたけども、そこでも菊池さんがたくさんおられましたが、この八幡浜市は全国の自治体の中でも特に菊池姓が多いことで知られております。このことは、菊池一族の子孫が八幡浜市に移り住んだことや、菊池一族の歴史や文化に関心を持つ人々が集まったと考えられています。

全国の約30万人と言われている菊池さん、菊池姓の方をターゲットにして、令和４年度まで継続してきた、きくちさん交流事業は、江頭市長の独創的な事業でもあります。ＤＭＯ設立を機会に、菊池姓が多い愛媛県八幡浜市との交流により、この事業を再開し、菊池市と八幡浜市の点を線で結ぶつながりを強化して、誘客に向けた取組を行ってはどうでしょうか。

この２点をお尋ねします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、泉田議員の質問にお答えいたします。

鹿児島県のところと愛媛県の八幡浜市というところでございますけど、観光振興において、関係人口の創出を主な目的として、歴史的な御縁のある地域との交流を推進しております。友好都市の鹿児島県龍郷町とは長年、物産フェアや人的交流を行っておりますので、今後も引き続き行っていくところでございます。また、愛媛県の八幡浜市とは、令和５年度に本市の職員を歴史講座の講師として派遣するなど、人的交流も行ってきたところでございます。

鹿児島県全体、それと愛媛県八幡浜市というところでございますけど、歴史的御縁のある地域については、本市の潜在的ファンが多いことから、引き続き交流を深めながら、観光客の誘客につなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今のお答えの中で、積極的に進めていくということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。私たちもしっかりと応援をしていきたいと思っております。

市長就任後に、様々な観光客誘致に向けて観光戦略を実践されてきた江頭市政、菊池市の認知度については、一定の効果が出ているとは感じておりますが、本年度、ＤＭＯを設立して、さらなる観光戦略に力を注いでいくために戦略を検討することも大事であると思っております。まずやってみる、行動する、これが大事だと思っております。市長はどのように思われておりますか、お聞かせいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　ただいまの泉田議員からの御質問ですが、要約すると、今後の観光振興についての考えを述べよと、こういう趣旨の御質問であろうかと思います。

人口減少と高齢化という課題に本市は直面しているわけでありますけども、それに対する打開する原動力というのは、やはり観光であろうというふうに考えております。癒しの里きくちの実現に向けて、これまでも観光振興に全力を尽くしてまいったわけでございます。

今後、その要となるのが、観光の司令塔であるＤＭＯであります。今年度から国の交付金を最大限に活用して体制を強化して、地域全体の稼ぐ力を高めてまいりたいというふうに考えております。また、温泉街リブランディング事業では、官民一体で風情ある景観づくりを進めるほか、多様な滞在を可能にする泊食分離プランの導入を支援して、言うならば現代の湯治場としての魅力をより一層高めていきたいというふうに考えております。

また、国内外からのお客様を呼び込むために、データに基づく戦略的なプロモーションを展開してまいります。あわせて、多言語対応や観光地間のアクセス整備にも力を入れ、誰もが快適に旅を楽しめる環境を整えてまいります。

それから、先ほど申し上げました国の交付金、いわゆる第２世代交付金でありますけども、このたび、計画が承認されまして、国のほうから本日、交付金の正式内示がございましたので、速やかに交付申請を行っていきたいというふうに考えております。

社会情勢が目まぐるしく変化する時代だからこそ、市民や事業者の皆様とともにオール菊池でこの難局に立ち向かって、熊本の奥座敷としての誇りを胸に、未来へ続く持続可能な観光地づくりへ邁進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　今、国の交付金の正式内示があったということで、非常に期待しているところでございます。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○水上隆光　議長　　これで、泉田栄一朗議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前10時38分

再開　午前10時46分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号４番、稲継智康です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問の一番初めは、小中学校及び公共施設体育館の熱中症対策についてでございます。

現在、猛暑日が増加している中、学校や公共施設における熱中症リスクがますます高まっていると思います。特に中学校の体育授業や部活動、また地域の住民の方たちのスポーツ、学童のスポーツクラブなどが利用する公共体育館では、十分な空調設備や換気体制が整っておらず、利用者の健康管理も十分に行き届いていないと考えております。

今回、この質問の大きな要因になりましたのは３点あります。

まず、今年の中体連ですけども、空調設備を整えた体育館での競技ということで実施されました。この流れからいきますと、今後は全国規模や地域規模の大きなスポーツ大会において、夏期開催にはクーラーの設備が必須条件となる可能性が高いと考えられます。その場合、空調設備の整っていない施設では、大会の受入れが困難となり、地域のスポーツ選考や交流、また経済にも影響を及ぼすことが懸念されると考えました。

また、今回災害もありました。体育館は災害発生時に避難所として活用される重要な施設でもあります。しかし、空調が不十分な環境では、なかなか避難生活に支障を来すおそれがあると考えます。熱中症対策の観点からも、体育館の空調施設はスポーツ利用だけではなく、防災機能の確保という点でも早急の課題であると考えられます。

また、体育館を使われるスポーツクラブ関係の学童の方の監督さんとかにお聞きしましたけども、午前中に限って練習をされているそうですけども、もう本当に暑くて暑くて体育館の中が、活動がなかなかできないということもお聞きしております。

それでは、改めて質問させていただきます。

まず１つ目に、市内中学校体育館及び公共施設体育館における空調設備、エアコン、スポットクーラー、ウォータークーラーと呼ばれる給水器などの設備状況はどうなっているか。

また２番目に、令和６年第３回定例会で、東議員が学校体育館の空調設備について一般質問されています。その際の答弁におきまして、前川部長より、設置に向けての検討状況であり、小中学校の長寿命化と併せて検討していますという御答弁でした。また総務部長からも、先ほどの教育委員会の検討状況に応じまして、有利な財源の情報共有を行うなどの十分連携を図ってまいりたいと考えておりますというふうなお答えでございました。

しかし、今回、令和７年度の予算に、こういう予算が見当たるような気がしません。どのように検討されたのか、２つ御質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。

それでは、まず最初に、空調設備の設置状況についてお答えいたします。

学校体育館につきましては、現在、設置はしておりません。

社会体育施設の体育館につきましては、総合体育館メインアリーナ１か所と泗水Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館ミーティングルーム１か所に設置をしております。

また、スポットクーラーにつきましては、小学校に24台、中学校に６台を配備しております。社会体育施設の体育館には配備はしておりません。

次に、体育館に設置しているウォータークーラーにつきましては、隈府小学校に１台、総合体育館に１台設置しております。

次に、令和６年第３回定例会の東奈津子議員の一般質問後の検討状況でございますが、小中学校の長寿命化計画と併せて、中期財政試算において検討をしているところでございます。

財源につきましては、災害時に避難所として活用される学校体育館等の空調設備の設置に対して交付される空調設備整備臨時特例交付金を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　まず、菊池市の設備に関しては、総合体育館のメインアリーナとＢ＆Ｇのミーティングルームのみということで、ほぼほぼ設置はされていないと。

また、スポットクーラーはそこそこ、24台、６台ありますけども、僕たちも使いますけども、あんまりスポットクーラーって、ただ一部だけが涼しくて、あんまりそこまで意味がないんですよね。

ウォータークーラー、いわゆる給水器ですね。給水器に関しては、以前はもっとあったような気がするんですよね。何で今、隈府小と施設に１台ずつかというお話をしましたら、新型コロナの関係で一回全部撤去しましたということを打合せの中でお聞きしました。一応こんな設備状況です。

また、今のクーラーのお話ですと、空調設備整備臨時特例交付金を使って検討しているというようなお話でしたけども、文部科学省の最新のこの令和７年６月23日の公立学校体育館等における空調設備の設置状況の調査の一覧が出ておりました。確かに全体で言いましても、小学校23%、中学校も23%と。全国的にはやはり23%、24%台ですけども、近隣の議員さんとお話ししましたら、設置はしてないけども、ある程度議論はしていると。これぐらいの金額がかかりますとか、そういうようなとこぐらいまではいっていますと。ただ、設置状況に関してだけは、こういう報道になってしまう。なかなか本市として、どこまでちょっとお話をされているのかということが、何か今の御回答ではなかなか見えないような気がします。

それでは、改めて再質問をさせていただきます。

この整備の中、今回、熱中症とか学校関係、そういう報告はあったのか。じゃあ、これ具体的に、今後、空調設備整備臨時特例交付金に関しては、令和15年度までというふうになっておりますけども、具体的に、じゃあどういう形で、何年度後を目指してやられているのか。

今回、最終答弁で、前回のように、小中学校の長寿命化と併せて検討していますという答弁では、もう１年たっても何も進んでいないと。この答弁では、また来年度も、また違う議員さんが同じような質問をしていくということになりますので、もう少し具体的にどのように進めていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。お願いします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、お答えいたします。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、小中学校につきましては、より金額等をはじきながら、財政試算等を含めて検討もしておるところでございます。また、議員もおっしゃったように、防災関係の担当課、それと財政等の担当課とも併せて、財源も含めて、今、内部での検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　体育館の空調に関しては、急務なことであると思います。今、40度近くですか、実際に上がっています。体育館の中はもっと暑いです。熱中症関係のことを全部調べましたら、案外屋内での熱中症のほうが多いんですよね。割と外でする野球とか、ソフトボールとか、そういうことよりも、バスケットとか、剣道とか、そういうスポーツのほうが熱中症のリスクが高いという結果も出ております。

これで、私も今回、そうでした、また検討お願いしますという状況では終われないと思います。ある程度、来年、再来年とか、そういうふうな何年度までに向けたかというようなお答えはできるんでしょうか。

それと、先ほど私、質問しましたけども、熱中症の被害はあったでしょうかというような質問をしましたけれども、併せてお願いしたいと思います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、小中学校の熱中症の報告件数についてお答えいたします。

まず、令和７年度は２件でございます。令和６年度も同じく２件、それと令和５年度が１件でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　いえいえ、さっきは具体的にやっぱり答弁ができないでしょうかという御質問をさせていただいたと思うんですけども、併せてよろしいですか。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　改めまして、おはようございます。今、学校体育館への空調設備等の設置について、どう考えているかということです。

児童生徒の熱中症対策や避難所としての環境改善の観点からも、体育館への空調設備の設置の必要性はもう十分認識しているところでございます。

今、先ほど教育部長から答弁がありましたように、今、関係各課と相談して、そして中期財政試算のほうに計画を上げている状態でございます。そして、今後は先ほど申しました補助金の申請を次年度、手を挙げていくというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、大きな方針に関わることでありますので、私のほうからも補足をしておきます。

学校の空調設備につきましては、ただいま、教育長から内部協議中であるという旨で御回答申し上げましたけども、昨今の状況を見てみますと、猛暑による熱中症患者の増加ですとか、それから豪雨等による災害も頻発する傾向にございます。

私としましても、熱中症対策や避難所の環境整備の観点から、体育館への空調設備は喫緊の課題であろうというふうに考えております。使える財源が、今のところ、防災対策に関するものでありますので、まずは中学校を対象に、設置に向けて早急に具体的な計画を立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　ありがとうございました。次年度というお言葉を聞いて、ほっと一安心しました。

その中に、先ほどお話ししましたウォーターサーバー、いわゆる給水器、今で言う、家庭であるようなウォーターサーバーみたいなのが、やはりなかなか今から次年度に予算を立てて、実際、本格的に空調って入るのは、早くても２年後、そういう形だと思います。

それまでに、熱中症対策として、水分摂取としての手段として、ウォーターサーバーの需要がかなり増えております。本市でも隈府小と、もう１か所しかないということで、一旦取り外されていますけども、やはり今、ほとんど子どもたちは水筒を持ってきています。水筒を持ってきて、部活動とか授業とかされていますけども、その水分が足りなくなった分としての補充として、水道直結型の簡単なウォーターサーバーをつけていただくことも、１つのまだ空調が入るまでの案ではないかと思います。ぜひそういうことも一緒に踏まえていきながら、多分今回、一気にいきなり全部がクーラーがつくとは思いません。取りあえず基盤となる旧４市町村ぐらいにまずはつけていただいて、小学校の授業とか、小学校のスポーツクラブとか、そういうもの、そういう活動をシェアできるような形で、まずはしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

次の質問は、本市の商業活性化施策についてです。

隈府地区の商店街、温泉街及び中心街においては、空き店舗の増加がやはり顕著

となっております。前回、二ノ文議員からも質問がありましたけれども、地域全体のにぎわいや、観光拠点としての魅力低下が懸念されております。特に築年数の古い物件も増えており、老朽化した建物の安全性なども不安になっておるところでございます。また、現在地域全体の活気や回遊性が十分確保されていないことも課題になっております。

今回、先ほど泉田議員からの観光戦略に関する質問もありましたけども、市長が提言されています、まちなかウォーカブルシティ構想について、今、実現に向けて、本格的な取組がされておりますが、まだまだそのウォーカブルシティ構想、ハードな部分は行政がやっても、なかなかお店が入ってくるというような状況ではありません。

それでは、まず１回目の質問をさせていただきます。

ちょうど昨年度、本市空き家対策のアンケートをされたと思います。その本市の空き店舗の状況と今後の取組について御質問させていただきます。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、稲継議員の空き店舗のアンケートについての質問についてお答えいたします。

令和７年第２回定例会の二ノ文議員の一般質問の答弁と一部重複するところがありますが、菊池市市街地空き店舗等調査の結果についてお答えいたします。

この調査は、まちなかの活性化を促進するため、令和６年度において、温泉街一体、御所通り、立町・中央通り、栄町・正観寺通りに面した物件・空き地につきまして、現在の状況、賃貸や売却の意向及び希望する用途などを確認するためアンケート調査を実施したものです。その内容についてデータベース化を行っており、市役所内の関係部署にて共有できるようにしております。

回答結果につきましては、配布447件中、回答があったものが240件で、回答率が53.7％でした。うち、重複する部分もありますが、物件で貸す意向があるものが16件、売却する意向があるものが12件でした。

また、先ほどと同じく重複する部分もありますが、空き地で同様に貸す意向があるものが14件、売却する意向があるものが９件でした。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　ありがとうございました。

空き店舗の調査をして、このマッチングをしていかれるということでしょうけど、

今回、またどれぐらいこの菊池市が新規創業されているかということでいきますと、新規創業の予算も少しずつ上がっています。大体毎年、年間10件から15件程度ぐらいの創業支援があるとお聞きしていますが、やはり何かお店が増えているという感じはしないんですよね、まちなかに。逆に、今現在、既存のディーラーさんなんかも、ほとんど今、菊池市はありませんし、空いたままの店舗というのも、先ほど空き店舗調査されたみたいに、ちょっと増えています。実際、建物を今、結構マンションとか、アパートとか、店舗とか建っていますけども、店舗が空いていますというところも、結構今、菊池市、多いのも見受けられます。やはりそれにプラス、事業承継がうまくいかずに、新規創業はするけども、廃業が増えているという実績もあります。

それでは、本市として、このような創業に対する取組のほうは、どういうふうな取組をされているのか、お伺いしたいと思います。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、創業に関する市の取組というところで答弁させていただきます。

本市の創業に関する取組としまして、産業競争力強化法に基づき国から認定された認定創業支援等事業計画により支援を行っております。

具体的な創業に向けての支援としましては、きくち起業塾や個別相談会の実施、市と菊池市商工会とが連携したワンストップ窓口の設置などを行っております。

また、創業後の支援としましては、市内で創業する事業者や既に営んでいる事業とは異なる業種で新分野に進出する事業者に対し、菊池市創業支援事業補助金として、賃借料、店舗建設・店舗改修費、固定資産税相当額、借入金利息、信用保証料の一部を補助しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　本市のほうも創業に対する施策をされていると思いますけども、ほかの近隣のところを簡単にお調べしますと、山鹿市が創業・開業チャレンジ応援事業補助金、上限100万円。大津町創業支援補助金、上限100万円。合志市のほうは創業支援事業補助金ということですけども、個人は20万円まで、法人は30万円まで。南関町が面白かったんで、南関町のほうは空き店舗等活用開業支援事業助成金ということなんですよね。空き店舗の活用を、空き店舗を利用して使うというようなことで、上限30万円と。各市町村やられています。

やはり本市も右へ倣えではなく、本市は本市なりの助成金、補助金制度をつくっていく必要があると私は思います。特に菊池市の創業のところで、要綱で一番ちょっと問題になるといいますか、なかなか入りにくいというところが、代表者が、補助事業の完了までに本市に在住するというところが、やはりもちろん本市に住所を移していただいて、創業していただくというのが一番ではあると思うんですけども、今回この観光戦略をやっております。やはり観光戦略をやっている以上、このスピード感を持って、創業の枠をもう少し広げていただくと。見直していただく。そうしないと、なかなか個人の方たちが、菊池市の人たちだけで創業して頑張ってくださいねというのだけではちょっと難しいと思うんですよね。やはりどこか大きな核となるような店舗に来ていただくとか、そういう施策も必要だと思います。なかなかハードだけつくって、まちががらがら、店舗が来ませんというのであれば、せっかくの今の取組も無駄になるとも思います。

それでは、再質問させていただきます。

現状の市創業支援補助金などの見直しをする考えはありませんか。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、稲継議員の質問にお答えいたします。

現状の菊池市創業支援事業補助金の要件は、個人事業者にあっては、当該事業の代表者が本市の住民基本台帳に記録されていること、法人にあっては、本市を本店所在地とした法人登記が行われていること、創業については事業を営んだことのない個人・法人などとしております。

まちなかの活性化というところでの質問だったと思いますけど、まちなかの活性化については、ウォーカブルシティ構想や菊池温泉街リブランディング事業などにより進めておりますが、まちなかの人流が盛んになり、また、にぎわい創出のためにも、新規の出店を加速させる必要があると思っております。

そのためにも、期限を区切って現状の補助金の要件を拡充し、まちなかへの新規出店への新たな支援につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　前向きな御意見ありがとうございました。

やはり期間を区切るということが一番必要だと思います。限定的にこの期間だけですと言っていただいたほうが、変な話、お得感みたいなものもありますし、だらだらだらだらとやる必要はないと思います。やはり市外からの新たな事業者が流入

することで、地域経済に刺激を与え、さらに地元事業者や観光団体との連携も促されると期待できます。ですので、ぜひそういう新しいところに入っていただいたら、今回のＤＭＯに協力していただくとか、やはりそういうふうな簡単な案件だけはつけていただいて、地域と一緒にやっていただく企業さんを呼んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

次の質問は、本市における中小企業へのＤＸ化推進支援についてです。

近年、やはりＤＸ化というのは進んでおりますが、なかなかその中小企業に波及はしておりません。結構ＤＸ化といいますと、キャッシュレス化というのがありますけども、今、キャッシュレス化だけじゃないんですよね。特に今、人材不足によるＤＸ化というのがいろいろ叫ばれているところであります。やはり生産力向上や、競争力の強化の機会が失われ、なかなか菊池の中小企業者さんも、ほかと戦っていかなければならないと思います。キャッシュレス化も含めて、そういう人材不足に対してのＤＸ化というものやっぱり推進していかなければいけないと思っております。

それでは、質問させていただきます。

中小企業者のＤＸ化の現状と課題を本市としてはどのように把握しておりますか。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、稲継議員のＤＸ化の現状と課題をどのように把握しているかについてお答えいたします。

商工会の理事で組織されるＤＸ関連の専門部会や日頃からの経営指導員との連携・情報共有により、現状と課題の把握を行っております。

キャッシュレス決済の現状としまして、飲食・サービスや小売を中心に、着実に増えている状況ですが、事業規模や顧客層、手数料の増や後払いによる資金繰り、また、選択肢が多岐にわたり、どの手法が最適化なのかの判別が困難な状況になるなど、要因により導入に至っていない事業者も多くございます。

次に、課題としまして、導入が進まない事業者に対しまして、導入による顧客・事業者の利便性の向上について、どのような施策が最適なのか、商工会・商工会の専門部会、市が一体となって模索している状況であります。また、キャッシュレス決済以外にも人手不足に対する対応も喫緊の課題と考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　ありがとうございました。

私もいろんな店舗さんに、このキャッシュレス化についていろいろお聞きします。キャッシュレス化しないんですかという話はするんですけども、機材を導入する自体の負担よりも、やはり手数料、手数料と言われるんですよね。実際、現状のこの隈府のいろんな店舗さんを見ますと、海外の方たちがやっぱりキャッシュレス使われます。もちろん海外の人たちがカードを使ったりとか多いんですけども、なかなか実際的に海外の方が、今、いっぱい来ているかというと、そうではないんですよね。やはりまだまだ地元の方、日本人の方が来て、現金で払うということが多いような感じです。

実際、今、緊急に困っているという状態ではないんですよね。ただ、やはり今後、今回のＤＭＯとかに関しても、外国人受入れということを本市としてもしていますので、受入体制というのもしっかりしていかなければいけないというところもありますけども、なかなか私も、その辺の現実には困ってないけども、今後しなきゃいけない。なかなかその辺の踏ん切りがつかないというところが、皆さんの大きな進まない１つの理由かなというふうにも考えております。

また、この人手不足に対する省人化に関しては、まだいろんな方たちが、いろんな事業者さんたちが、なかなか知らないものであります。この辺のやっぱり省人化、私もちょっと昨年ですか、ＤＸフェアやられましたんで、そのときにも見に行きましたけども、発券機の自動販売機とか、そういうものを結構されていまして、やはり人手不足には省人化をしていかないと、なかなか菊池の事業自体も、結局、人が減って、事業を縮小せざるを得ないというようなことになってしまうんでないかというふうに懸念をしております。

それでは、再質問させていただきます。

こういった課題について、今後、市としてはどのように支援されていくつもりですか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、再質問にお答えいたします。

事業者に対して、商工会にて行っているＤＸ活用セミナーや日頃からの経営指導・相談の中で、ＤＸ化に関する指導や各種補助金の活用支援を行っております。

中でも、現在、国が進めている中小企業者の省力化投資を支援する中小企業省力化投資補助金は、人手不足への対応や業務の効率化、併せてＤＸの推進も図れることから、活用を強く推進しているところでございます。

また、熊本県でもその補助金等を活用した事業者を対象とした自己負担額を10分の１まで軽減する上乗せ支援策として熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金の申請を受け付けております。

これらの事業で導入できる機器を実際に見て・触れてもらうことで、各事業所への導入をイメージできる展示会として市・商工会の共催による菊池市省力化投資補助金活用フェアを９月16日火曜日にキクロスにて開催する予定でございます。ＤＸ機器を取り扱う企業の出店ブースや国の省力化補助金事務局によるセミナー、個別相談窓口を設置し、利用促進につなげていく支援を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　稲継智康議員。

［登壇］

○４番　稲継智康　議員　　ありがとうございました。

９月の16日、ＤＸフェアがあるということをお聞きしまして、また、その中で、補助金の窓口もしていただけるというのは一番事業者としてはありがたいことだと思います。なかなかこの機械を、どういった補助金で、どれぐらいの補助率でというのはなかなか聞けないところもありますので、そういった事業者さんたちに告知していただいて、少しでもやはりキャッシュレス化よりも人手不足の省人化というほうにかじを切っていかないと、本市の中小企業さんもなかなか厳しいと思います。

今回、ＤＸフェアを行うことによって、中小企業の方たちがますます発展できるように、市と協力してやっていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○水上隆光　議長　　これで、稲継智康議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

休憩　午前11時25分

再開　午後１時00分

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　皆さん、こんにちは。福島英徳です。

本日は、教育現場における教職員による児童生徒の盗撮行為とその防止策について、教職員による不適切行為の抑制に向けた教育委員会の体制整備と、児童生徒及

び保護者が安心できる環境づくりの実効性について、質問いたします。

なお、本質問は、教育現場における安全性への確保と保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを目的とするものです。

過去に表面化した事案だけではなく、声を上げられずにいる児童生徒が存在する可能性も踏まえ、教育委員会の対応と制度的な課題を検証いたします。

本件について質問するに当たり、まず何よりも被害を受けた可能性のある児童生徒とその御家族の皆様のお気持ちに十分配慮をして、決して心を傷つけることのないよう、慎重に言葉を選びながら進めてまいります。

それでは、質問に入ります。

近年、全国各地で教職員による児童生徒の盗撮事件が相次いで報道され、教育現場に対する信頼が大きく揺らいでおります。複数の教員が盗撮画像をＳＮＳ上で共有していたという悪質な事例も報告されており、これはもはや一部教員の逸脱行為にとどまらず、教育現場全体に対する信頼性が揺らぎかねない危機的状況であると強く懸念いたします。

本市においても、仮にこうした行為が発生すれば、児童生徒の心身に深刻な影響を与えることは明らかです。教育委員会として、未然防止に向けた体制整備は喫緊の課題であると考え、以下の点について伺います。

まず、本市の学校において、過去５年間に教職員による盗撮等の不祥事が発生した事例があるのか、ある場合は、件数と概要、そして、教育委員会としてどのような対応を行ったのか、お示しください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、過去５年間の事例等はあるのかという御質問でございます。

過去５年間において、教職員による学校内での盗撮行為の報告は受けておりません。

本市では、教職員等（後に発言の申出があり、「教職員等」を「教育職員等」へ訂正）による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行を機に、令和４年に全国に先駆けて菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会を条例で設置しております。福祉や警察、学識経験者などのメンバーで構成されており、年２回児童生徒の性暴力防止等に関する意見交換や学校視察による防止対策の指導や助言を行っております。

また、教職員の研修につきましては、教職員のわいせつ事案やセクハラ防止など性暴力などに関する研修も行い、不祥事防止対策等に努めているところでございま

す。

そのほか、学校には防犯カメラを設置しており、不審者侵入の防止や性犯罪への抑止力につながる対策も行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

ただいまの私の答弁で、「教育職員等」と申すところを「教職員等」と申しました。おわびして、訂正いたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　まず、事例は確認されていないとの答弁でした。

また、いろいろ対策等を行っているということでしたが、これはまたおいおい聞いていきたいと思います。

ただ、事例が確認されていない場合でも、対策が不要であったという認識にはなり得ないと思っております。実際に2017年４月には、本市内において、通学途中の小学生女児が車で通りかかった男性にデジタルカメラで撮影されるという事案が発生しております。このような事案は、児童の安全を脅かす深刻な問題であり、教育委員会としても何らかの対応をされたはずではないでしょうか。

そこで、伺います。

この2017年の事案を受けて、教育委員会はどのような安全対策を講じられたのか、また、その対策は、今回問題としている教職員による内部者による加害に対しても有効であったのか、具体的にお答えください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、再質問のほうにお答えいたします。

議員が今おっしゃった2017年の当時の状況を確認いたしました。不審者情報の報告を受けた事案があり、警察へ通報するとともに、児童生徒や保護者への注意喚起及び児童生徒の登下校のパトロール強化を行っております。

現在の取組としましては、放課後の防災無線での呼びかけや、地域の見守り、児童生徒の登下校を見守るＰＴＡの安全安心パトロールなどを通して、犯罪の未然防止の取組を行っているところでございます。

今後につきましても、不審者情報等の報告等がありましたら、警察へ通報するとともに児童生徒や保護者への注意喚起や、併せまして教職員にもその内容を共有いたしまして、十分協議いたしまして、登下校中のパトロール強化などを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　ただいま答弁いただきました。その内容は、主に外部からの加害に対する対応であって、今回問題としているのは、学校内部での内部者による加害であります。

盗撮行為は極めて秘匿性が高く、発覚しにくい性質があります。教育委員会として、こうした潜在的なリスクの存在をどのように認識し、内部者による行為を未然に防ぐために、どのような監視、そして抑止策を講じているのか、具体的にお示しください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

教職員の私物のスマートフォンの教室内への持込み及び児童生徒のスマートフォンの学校への持込みは原則禁止をしております。

ただし、校内において、養護教諭や特別支援学級の担任など緊急時の対応としてスマートフォンが必要な場合のみ、校長より所持を許可しており、厳密に管理をしているところでございます。

また、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラなどの取扱いにつきましては、教職員に対し、不祥事防止対策として、疑念を持たれない正しい使い方をするように研修を行っているところでございます。

児童生徒に対しましても、学校よりタブレットの正しい使い方について指導を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　私は教職員の方々への教育というのを言われるのかなと思っていたんですけども、スマートフォン関係をおっしゃいましたが、これは後でまた質問させてもらいます。

繰り返しになりますが、盗撮行為というのは表面化しにくく、被害者が児童生徒である場合、恐怖心や羞恥心から声を上げられないことがあります。

事例がないという答弁は、単に確認されていないだけであり、潜在的なリスクは常に存在していると考えるべきではないでしょうか。

教育長として、こうした見えない事例の可能性をどのように受け止め、現場の安全確保に向けて、どのような対策を講じていくべきとお考えか、見解をお示しくだ

さい。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　ただいま福島議員のほうから、教育長の見解をということで、この盗撮事案につきましては、本当に許し難い行為だというふうに思っております。このことを一切、絶対に菊池市から発生させてはいけないということで、先ほど部長から答弁がありましたとおり、全国に先駆けて菊池市児童生徒性暴力等対策連絡協議会を条例で設置して、性暴力等の防止をするための環境整備を行っております。これに関しても、各学校で校内研修を行う、こういう条例をつくって、菊池市がやっているということを知らしめて、そして、盗撮行為は絶対にやってはならない行為というような研修を行っていただいております。

また、児童生徒に対しましては、文部科学省が推進しています性に関する授業などを通して、性への指導及び注意喚起を行っているところでございます。

またさらに、そういった研修並びに指導を各学校で行っているかどうかを校長のほうの面談などを通して、私のほうで確認しているところでございます。

このような本市の取組を本年４月、こども家庭庁より発出されました「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に推進するための指針」の中に好事例として掲載されているところでございます。これもひとえに議員の皆様の情熱的に御協力いただいたたまものだと感謝申し上げるところでございます。

そのように本市の取組は、国から高評価を受けていただいていますので、そういった事例が出ないように推進していく所存でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　全国に先駆けて条例を制定したということで、多少の安心感はあるかと思いますが、これが実効性があるような、そういったものにぜひともしていっていただきたいと思います。

それでは、先ほど教育部長から答弁がございましたけども、私としましても、教職員による盗撮行為の未然防止策として、教室内への私物スマートフォンの持込みを原則禁止とするルールの導入を提案したいと思っていた次第です。

教室は児童生徒が最も無防備になる空間であり、そこに盗撮機能を持つ私物機器が持ち込まれること自体、リスクをはらんでおります。業務上の連絡は職員室等で対応可能であり、教室内で私物スマートフォンを使用する必要性は極めて限定的で

す。先ほど多少の例外はあるというお話がありました。

まず、教育委員会として、スマートフォンの教室持込禁止について、ルール化やガイドライン整備を検討するべきではないかと考えております。

また、ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒にタブレット端末が配付され、教職員も校務用端末を活用しております。ＩＣＴ活用の重要性は十分理解しておりますが、それと両立させて、児童生徒の安心・安全を守ることが不可欠です。

教育委員会として、教室内への私物スマホの持込禁止について、ルール化やガイドラインの整備を検討する考えはあるのか。また、タブレット端末に搭載されているカメラ機能については、制限や使用ログの記録、教室内での使用ルールの明確化など、児童生徒の安全策を講じる必要があると考えますが、教育委員会としての考えをお聞かせください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、議員の御質問にお答えいたします。

スマートフォンの持込みを教育委員会でルール化を厳密にしたらどうかということでございます。

先ほど答弁させていただきましたように、やはり学校、学校で、養護教諭の先生、それと特別支援学級の先生、必要なときにはもちろん申請ということで、それぞれの現場の校長の判断で許可を行っているところでございます。その許可の内容も、基本は原則禁止でございます。ただ、そのときの児童生徒さんの状況に応じた対応は現場の判断がどうしても必要でございますので、そこは学校の校長の権限にして、実情に合った運用をするように指導しているところでございます。

あと、先ほども申しましたタブレット、スマートフォン、デジタルカメラ、こういったものにつきましては、やはり正しい使い方が一番大切だと思いますので、十分な研修を行い、これは教職員、併せて児童生徒に対しては、その下に指導をまた学校からするというようなことで、徹底を今後もしていきたいと思っております。

あわせまして、カメラ機能を持ったタブレットを、今、児童生徒が学習に活用しております。これは校外に出た後、カメラで撮影して、それを編集したりとか、こういったことに十分活用はできております。

ただ、議員おっしゃるとおり、盗撮とか、そういった事案も全国を見れば出ている事例もございますけども、十分にその辺りは注意した上で指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　それでは、ただいまの答弁を確認させていただきます。

私物スマホについては、各学校で対応しているというふうに私は理解しましたが、それは教育委員会として明確なガイドラインを示し、市内全校で統一的に運用しているのか、それとも、各学校の校長先生とおっしゃいましたけども、その校長先生の判断に委ねているのか、どちらでしょうか。

また、タブレット端末についても、学校でルールを定めているというふうな感じに受け止めましたが、同様の内容でした。これも教育委員会として基準を示しているのか、それとも、学校ごとの裁量に任せているのか、お答えください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

まず、スマートフォンのルールにつきましては、教育委員会から出しております不祥事防止の中に、必ずスマートフォンの取扱いについては、厳格に取り扱うということで誓約をしておるところでございます。

あわせまして、例えばスマートフォンあたりの事例等あったときには、もちろん職員につきましては、管理職による厳しい指導を行って注意を行う。その前に、もちろん持込み等は原則禁止としておりますので、この辺りは明確に教育委員会から示しているところでございます。

あと、今、やはり全国的にこういった形で、盗撮とか、スマートフォン、タブレット等のいろんな事案が出ております。ここは教育委員会としまして、各学校長、教頭、全職員に対して研修をはじめ、きちんと指示を出しているところでございます。

あわせまして、児童生徒に対しても、タブレット使用については、きちんとルールを守って使用するように指導しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　今の答弁では、教育委員会からある一定のガイドラインは学校に対して示しているというふうなことだと思いました。

確かに、学校ごとの判断というのは尊重されるべきではないかとは思います。しかし、それでは、学校ごとに温度差が生じることがあるんじゃないかと思うんです。ある学校では厳しく運用され、ある学校では緩やかに済まされる。教育委員会が学校の判断に委ねると繰り返すこと自体、繰り返されてはいませんが、聞いている限

り、学校に委ねるという感じが受け止められます。要するに、責任の所在を曖昧にしているように感じ取れるわけです。

事件が起きた場合、被害に遭うのは子どもであり、責任を問われるのは教育委員会です。そのときに学校に任せていたという答弁で市民が納得するでしょうか。

私物スマホの教室内持込禁止についても、タブレットのカメラ機能や、ログ管理についても、今後、速やかにきちんとしたガイドラインを整備して、全市的に徹底されるよう強く求めます。

さらに、盗撮のリスクは教室内には限りません。運動部活動やスポーツ大会など、児童生徒が体を大きく動かす場面も狙われやすい環境です。中体連などの公式大会では、主催者が盗撮防止に一定の対策を講じていると伺っておりますが、日常のクラブ活動や練習試合などでは、十分な監視体制が整っていない場合もあります。

教育委員会として、こうした学校外活動における盗撮リスクについて、どのように認識しているのか、指導体制の強化や保護者の注意喚起、外部者による撮影に関するルール整備など、今後の対応方針をお示しください。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　先ほどの教育部長の答弁の付け加えも含めましてお答えいたします。

まず、教職員のスマホ、タブレットの私物持込み、撮影については禁止ということはもう方針としてきちんと出しておりますし、不祥事防止の誓約書の中にも各学校できちんと明記して、署名捺印を職員が一人一人行うということになっております。そういうルールを教育委員会でつくっております。

また、子どもたちのタブレットの使い方については、教育委員会からルールを決めて、学校のほうに下ろしております。

また、行事等の撮影等につきましても、教職員は必ず学校の備付けのデジタルカメラを使うというふうに決めているところでございます。だから、私物のものでは撮影しないと。

あと、行事についても、アナウンスで保護者のほうにも撮影したものを絶対にアップしないということの注意喚起を全ての学校で行っていただいているところでございます。

また、大会等でも、そういった気になるものがあった場合は、その場で大会運営者が必ず注意をするというふうに、これはもう各競技団体のほうでもう決められているところでございます。

そういったところで、盗撮等または不当にインターネット上にアップするという

ことは常日頃から注意喚起するようにしております。さらに、そういったところについては、また各学校に指導してまいりたいというふうに考えているところです。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　無防備になるときというのは十分想定されます。そういったのをきちんと想定された上で、今おっしゃったように、体制をきちんとしていただきたいと思っております。

また、こうしたリスクに備える上で、児童生徒や保護者が安心して通報相談できる体制が十分に機能しているかも重要です。通報体制があっても、児童自身がこれは通報すべきことだと認識できるような教育は行われているのか、また保護者に対しても、通報窓口や相談方法を定期的に周知しているのか、伺います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、通報体制等についてお答えをいたします。

通報相談につきましては、学校及び教育委員会へ直接相談できるよう体制を取っております。そのほか、文部科学省やこども家庭庁、熊本県などが設置している電話相談や、ＳＮＳでの相談できる窓口もございますので、その活動内容が記載されたカードなどを児童生徒へ配布し、いつでも通報相談できる体制を取っているところでございます。

さらに、本市では、市内の小学５・６年生及び中学生を対象に１人１台タブレットを活用したこころの健康観察アンケートを毎週実施しております。あわせて、全児童生徒を対象にこころの問診票を年２回実施することで、児童生徒の心の状態や変化を知ることができ、必要な場合には個別に相談するなどの対応を取っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　想定していたことよりも、ある程度、そういった体制が取られているのだなというふうに感じたところです。

ただ、保護者は子どもが異変を感じても、誰にどう伝えてよいのか分からないまま、不安を抱える場合もあるのではないでしょうか。通報体制があるだけではなく、機能しているか、これが問われていると思います。

教育長に伺います。

児童生徒や保護者に対して、通報方法や相談窓口をどのように周知して、定期的な啓発活動の有無も含めて、安心して任せてもらえる体制をどのように確保しているのか、見解をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　先ほど教育部長が答弁しましたように、教育委員会でも不登校アドバイザーとか、それと各ソーシャルワーカーを配置しておりますし、各中学校にはこころの相談員を配置して、いつでも相談できる体制を持っております。

また、こころの相談員も小学校まで派遣しまして、小学生でもそういった心の悩みが聞けるようにしているところでございます。

また、養護教諭も常日頃から各学校でそういった児童生徒の相談に応じているところでございます。また、養護教諭のほうには、保護者のほうからもいろんな相談があっているというところでございます。

さらには、文部科学省の子供のＳＯＳの相談窓口、こども家庭庁の親子のための相談ＬＩＮＥ、熊本県のここんカード、不登校やひきこもり等の相談、また、熊本県のヤングケアラーカード、それと児童相談所虐待対応ダイヤル189、そういったものは全て保護者へも通知しまして、また、子どもたちには、そういった相談窓口が示してあるカードを一人一人に配布するというのは県のほうからされておりますので、そういった周知徹底をやっているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　周知方法も分かりました。

さらに、児童生徒や保護者が声を上げやすくするためには、匿名での通報や相談が可能な仕組みも重要ではないでしょうか。

そこで、匿名通報は可能なのか、通報後、教育委員会はどのような対応を行い、再発防止に取り組んでいるのかを伺います。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　先ほどお話のあった匿名での通報または相談につきましては、いつでも受けるような体制はできております。

先ほど申しました相談窓口につきましても、全て匿名でも受けられるというふうになっております。

また、そういった情報等が市以外の関係機関に相談があった場合も、必ず担当す

る教育委員会に連絡があるようになっているところでございます。

そういったうちでは盗撮事案等はあっておりませんけども、先ほど申しました条例に基づいて、教育委員会としても各学校を回りながら指導しております。そういったことが教職員の注意喚起にもつながっておりますし、管理職の意識向上にもつながっております。そういった取組も引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　教育現場というものは、児童生徒が安心して学び、成長できる場でなくてはならないと私は考えております。

教職員による盗撮行為は、教育の根幹を揺るがす重大な問題です。本市として、先ほども教育長が申されましたけども、事例がないから大丈夫という姿勢では、市民や保護者の信頼は得られません。事例が表面化していない今だからこそ、教育委員会として明確な方針と実効性のある予防策を講じることが求められるのではないでしょうか。

教育長におかれましては、守るべきは組織の都合ではなく、何よりも子どもたちの未来であることを改めて胸に刻み、先手を打った対策を講じていただきたいと強く申し上げまして、私の質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午後１時36分

再開　午後１時44分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　皆様、改めまして、こんにちは。議席番号６番、公明党、島春代です。それでは、通告に従って、質問していきたいと思います。

本日は、１番目に給水スポット設置について、２番目に安心して搾乳ができる環境づくりについて、３番目に全大腸内視鏡検査への助成について、質問したいと思います。

給水スポット設置について、学校体育館における冷水機設置については、熱中症

対策の観点からも、午前中、稲継議員から質問がされました。また、これまでもほかの議員からも一般質問されています。

今回、公共施設として、庁舎や公民館の給水スポットの設置に関する考えをお聞きしたいと思います。

まず最初に、本市の庁舎や公民館などの給水機の設置はどのようになっているでしょうか、状況を教えてください。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、こんにちは。ただいまの島議員の御質問にお答えをしたいと思います。

御質問の点については、聞き取りの際にお聞きしておりますように、マイボトル用の専用給水機の設置状況ということでお答えをしたいと思います。

マイボトル用の給水機につきましては、本庁舎、各支所、各公民館への設置は現状ございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　庁舎、公民館などには、ボトル用の給水機スポットはないというお答えでした。

給水機設置については、午前中、稲継議員からもありましたが、熱中症の対策、それもありますが、私はペットボトル関連のプラスチックごみの問題からの視点で質問したいと思います。

ペットボトルは身近にありまして、大変便利で、いつでも購入でき、軽くて持ち運びもできますし、リキャップ性もあります。衝撃が加わっても割れにくく、プラスチック素材としての優れたものであります。生活の中でなくてはならないものとなってしまっています。

しかし、反面、近代の石油資源の使用量削減や、製造、廃棄過程におけるCO_2排出量の削減、また海洋プラスチックごみ問題の解決、そのようなたくさんの問題がございます。そして、持続可能な循環型社会の実現など、世界的に課題となっております。

2022年４月に熊本市で開催されました第４回のアジア・太平洋水サミットがございましたが、これには30か国の首脳級や国際機関の代表による会合がありました。国際的な水問題に関して、テーマを「持続可能な発展のための水～実践と継承～」と題して、道筋や取組が議論されました。そして、熊本市の長年にわたる地下水保

全の取組が世界に発信されました。

そのような中、ここ数年、給水スポット設置普及の取組が全国的に進んでおります。プラスチックごみの問題対応が喫緊の課題となっている今、私たちにできることは、マイボトルを持ち、水を詰め替えることにより、１本からのペットボトルの廃棄を減らすこと、それが持続可能な社会の実現の第一歩となるのではないでしょうか。このことを考えると、最近は随分マイボトルを持っている人が多くなったと感じております。

熊本市は地下水の価値を高め、マイボトルの普及につなげるため、地下水でつくった500ミリリットルペットボトルの熊本水物語というものを生産しておりましたが、2020年に取りやめ、新しい水物語として、市役所や動植物園、桜の馬場城彩苑観光案内所内、また熊本市国際交流会館など、約16か所の公共施設にマイボトル用の水道直結型の給水機が設置されております。このことは水道水を100％地下水で賄う水の都くまもと自慢の天然水を全国にＰＲできるとともに、この貴重な地下水を後世に残すためにという熊本市長のＳＤＧｓに取り組む姿勢が明確に示されているものと思われます。

菊陽町や大津町などほかの自治体でも、体育館や図書館などに水道直結型の給水スポットを積極的に設置しております。

使い捨てのペットボトル大量消費を続ける限り、プラスチックごみを止めることは不可能です。ミネラルウォーターのペットボトルを自動販売機で買う場合、生産や流通から処理までに、１本につき二酸化炭素が200グラム以上排出されると言われています。水道水なら冷水機を使っても10グラム以下に抑えられ、マイボトルに入れて持ち歩けば、ペットボトルに関する二酸化炭素の排出量も減らせます。マイボトルに直接水を補給できる冷水機が設置してあれば、簡単に水が手に入ります。

先進的なプラスチックフリー施策が進むロンドンやパリでは、マイボトル給水機が町中に設置してあるそうです。

熊本県は、県内温室効果ガスCO_2排出ゼロを宣言し、2050年までにゼロを目指しています。本市でも熊本連携中枢都市圏の一員として、ＳＤＧｓの実現に向け、プラスチックごみ削減に取り組むことは重要と考えます。

では、再質問ですが、プラスチック削減の観点から、給水スポット設置の有効性をどのように考えておられますか。

また、本市でも市民が集う場や公共施設などに給水スポットの設置をして、ＳＤＧｓの推進や水と環境を考えるきっかけにしたり、市民や市外からの人たちへのサービス、また名水百選にも選ばれている水源を有している菊池市でございます。菊池市のおいしい水のアピールのためにも、給水機の設置をすることに対してのお考

えはないでしょうか。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、再質問にお答えをいたします。

プラスチックごみの削減の視点からということで、所管は市民環境部になりますけれども、庁舎等の公共施設への給水スポットの設置状況ということですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

マイボトルの利用促進につきましては、ＳＤＧｓをはじめ、資源循環型社会の構築の観点から、大変有用性の高いものであると認識をいたしております。加えまして、プラスチックごみの削減にも寄与する取組であると考えております。

このような認識のもと、本市としましては、リサイクルの推進の観点から、飲料メーカーであるサントリーグループとの協働事業として、各家庭で使用され、ごみとして排出されたペットボトルを新たなペットボトルへ生まれ変わらせる『「ボトルｔｏボトル」水平リサイクル』に取り組んでいるところでございます。

市といたしましては、本取組を含め、リデュース、ごみの排出抑制、リユース、再使用、リサイクル、再資源化を推進するため、生涯学習出前講座や各種研修会など、様々な機会を通じて、市民の皆様における意識の高揚及び各種取組の実践につなげるべく、周知、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

現状におきまして、マイボトルへの給水につきましては、庁舎をはじめ各施設に給湯室を設けておりますので、冬場を含めまして、年間を通した活用をしていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　給水スポットの有効性は、非常に有効であるという見解をお聞きしました。

また、様々な意識向上のために、ペットボトルの再利用などの市民への意識向上の取組をされているということでございました。

様々なそのペットボトルに対しての取組は非常に必要であると。ゼロにはならないと。ペットボトルがゼロになるということは不可能かなと思いますので、そういう取組は意識してもらうということは非常に大事なことであると思います。

あと、庁舎内とかの給湯器を使うようにということで、なかなか市民の皆様が給湯室の水というのを使いにくいのかなと私はちょっと思っております。その冷水機というものは、気兼ねなく使えるというのが一番じゃないかなと思いますので、そ

ういう点では、ぜひとも設置をしてほしいかなとちょっと思っております。

今、行われております大阪万博会場でも、マイボトル用の給水機が数台設置されております。来場者が列をつくるほど重宝されているということをお聞きしております。

給水スポットの役割は、熱中症防止とともに、近年の気候変動や海洋資源の保護、今先ほど言いましたように、プラスチックごみの削減、これを目指す持続可能な社会実現の１つと考えておりますので、なかなか設置、金額も安くはありませんので、難しいかとは思いますが、今回、庁舎、公民館について、主にお聞きしましたが、菊池の水をアピールするためにも、稲継議員が質問されました体育館、あと市民広場とかも、たくさんの市内外の方、来訪者が来られますので、公共施設、公民館、いろんなことを考えていただきながら、サービスのためにも、今後、検討をお願いしたいと思っております。

では次に、２番目に安心して搾乳ができる環境づくりについて。

現在多くの人が利用する施設には赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいないこともあるようです。

入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要のあったある母親が、外出先で１人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんがいないのに１人で何で入っているのかと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げられたことがあると伺いました。それで、公共施設や商業施設で１人で授乳室を利用することをためらう場合があるそうです。授乳が目的での授乳室で搾乳することは、本人としては安心してできるものではないことがうかがえます。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場それぞれの状況にもよりますが、職場で安心して搾乳できる場所の確保、また周囲の理解なども課題となっております。赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳がつくられるため、母乳がたまった状態を放置すると、発熱や痛みが生じたりする乳腺炎などを発症するおそれがあり、数時間ごとに搾乳する必要があるからです。

しかし、職場や外出先で女性用の休憩室がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、車の中やトイレで搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

現在、世界保健機構（ＷＨＯ）は母乳育児を２歳まで続けることを推奨しております。国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めております。海外では企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰

を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っております。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室の両方の表示をしている行政施設や大型商業施設なども存在はしますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

本市の授乳室の現状などはどのようになっているでしょうか。よろしくお願いします。

○水上隆光　議長　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　改めまして、こんにちは。本市の授乳室の現状についてお答えいたします。

本市では、乳幼児がいる子育て世帯の外出しやすい環境づくりを推進するため、授乳やおむつ替えのスペースの提供などを行っている事業所を赤ちゃんの駅として登録し、シンボルマークのステッカーやのぼり旗を掲示しています。

現在、市役所をはじめとする公共施設や、保育所や旅館などの民間施設を合わせて58か所の登録があり、そのうち46か所で授乳スペースの提供を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　本市では赤ちゃんの駅という旗というか、あれを示されて、46か所で授乳ができるということで、いろんなところで協力いただいているということを伺いました。

本年１月16日の参議院予算委員会での質疑の中で、国土交通省の中野洋昌国土交通大臣から、バリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁がありました。また、こども家庭庁からも、国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。今後は、高速道路のサービスエリアや、全国道の駅などの既存授乳スペースで搾乳できるマークの掲示が展開されるようです。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性への健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

神奈川県では、昨年、2024年10月末に環境対策として、搾乳できますというシンボルマークを作成されました。哺乳瓶のようなマークなんですが、県はマークまたは搾乳が可能なことを示す掲示の協力を県内の自治体、また商業施設に呼びかけており、現在378施設以上が対応しているそうです。神奈川県担当者によると、マークは趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体、企業も含めて、申請不要で利用で

きると言われております。

そういうことで、本市でも授乳室で搾乳できるマークの掲示を公共施設、またさらに授乳室のある商業施設にも掲示していただくことについてのお考えはいかがでしょうか。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　議員から御提案のありました授乳室で搾乳可能であることの表示についてお答えいたします。

授乳室を設置している市の施設におきましては、搾乳可能であることを表示するよう準備を進めたいと考えております。

また、授乳スペースの提供を行っている赤ちゃんの駅登録事業所に対しましては、授乳スペースでも気兼ねなく搾乳ができることを表示していただけるよう、依頼してまいりたいと考えております。

あわせて、赤ちゃんの駅の登録事業所を増やす取組を進め、市全体で子育てを支えるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　掲示していただけるということで、ありがとうございます。

厚生労働省は、事業主の皆様へ職場に搾乳室をつくりましょうと、女性が安心して職場復帰できる環境づくりを呼びかけるリーフレットを作成しております。母乳育児の継続支援の必要を考えると、出産や子育てへの支援を充実するため、搾乳室としての利用ができる場所ということを掲示していただけるということで、そのためには市民への周知も含めて、安心できる環境づくり、今後も様々なことがあると思いますが、取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、全大腸内視鏡検査への助成について伺います。

大腸がんは、国内のがんの中で死亡率、これは男性では肺がんに次ぐ２位でありまして、女性では１位であり、罹患率も50代半ばから急増しているということです。以前は大腸がんは１位、２位となるようなものではございませんでしたが、近年は大腸がんが物すごく増えているということでございます。食生活、またライフスタイルの欧米化が原因の１つと言われておりますが、年々、この増加していることで、2023年の日本の大腸がん死亡者数、これ約ですが５万3,000人、男性の3.1％、女性では2.7％と高い死亡率となっております。

ということで、大腸がんに対する本市の対策、取組の現状はどのようになってい

るでしょうか。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの御質問にお答えいたします。

大腸がんは、全国的にも罹患数・死亡数ともに上位に位置しており、熊本県においても例外ではございません。

御質問がございました本市の大腸がん対策でございますが、住民健診として国が推奨します便潜血検査を基本に、希望される方には、大腸がんの最も発生しやすい直腸からＳ状結腸を直接カメラで見ていくＳ状結腸内視鏡検査を30歳以上の方を対象に実施しております。

また、年度末年齢が41歳になられる方を対象に便潜血検査の無料クーポン券を発行するなど、受診しやすい環境整備に努めております。

さらに、国民健康保険加入者につきましては、希望される方に人間ドックの助成も行っております。

これらにより、大腸がんの早期発見につながる受診機会を幅広く確保しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　大腸がんに関しましては、いろんな対策をされているということで、便潜血、また国の進めております健診、後発部位と言われている部分の健診、それから40歳以上には無料クーポンも配布しているということで、様々な取組をされているということでした。

熊本市のことを言いますと、熊本市は10月から全国で初めて、全大腸内視鏡検査の無償実施を始めるということです。７月31日に大西熊本市長と市の医師会が共同発表を行いました。今月、９月24日から申込み受付を始めると発表しております。

大西市長は、目的は大腸がんによる死亡者を１人でも多く減らし、市民の命を守ること、そして、かかってひどくなってから様々な治療をするのは医療費もかかるし、人生も厳しいものになる。また、50代で１回受けてもらうことで、相当効果が出ると判断したという見解です。

また、50代の市民の約７割が一度も検査を受けていないということが言われているそうです。

また、熊本市医師会の園田会長も、50代で全大腸内視鏡検査を一度受け、大腸ポリープがあれば、それを切除することで、その後、10年間の大腸がん発生が半減す

るとも言われています。早期発見と治療につなげることが目的であります。

全大腸内視鏡検査の費用、これは医療機関で多少異なりますが、検査のみの自己負担なら２万円から３万円ほどかかり、高額であります。しかし、生検とかポリープ 切除をされると保険対象となります。

熊本市が実施する無償対象者は、今年度に55歳から59歳を迎える市民のうち、50歳以降に全大腸内視鏡検査を受けていない人、先着1,000名ということで、人数を発表されております。熊本市の1,000人ということであれば、対象年齢の２％程度ということでありますが、本市では、それに合わせますと30名ほどではないかと考えます。熊本市が実施するこの無償の全大腸内視鏡検査を本市でも望む声がございますが、本市でも検査の一部助成をする考えはないでしょうか。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの質問にお答えいたします。

熊本市におきましては、これまでは便潜血検査のみの実施をしていましたが、検診受診率も低迷していたことから、このたび新たに、全大腸内視鏡検査を導入されたと伺っております。議員の御説明にございましたとおり、55歳から59歳になられる方のうち、50歳以降、全大腸内視鏡検査を受けたことがない方を対象に、先着1,000人の市民に無料で実施されるようでございます。

市といたしましては、先ほど御説明しましたとおり、30歳以上の方を対象とした、便潜血検査を毎年継続して受診していただくことを基本とし、御希望される方全てに、Ｓ状結腸内視鏡検査も選択いただける体制を継続して実施していきたいと考えます。

その上で、便潜血検査の結果、要精密検査となった方に対しましては、医療機関での全大腸内視鏡検査の受診勧奨にも努めてまいります。

全大腸内視鏡検査は、がんやポリープを直接観察でき、精度の高い検査方法であることは十分に認識しております。しかしながら、検査に伴う事前処置や検査にかかる時間的負担、医療機関の人員・設備体制の制約、さらにほかのがん検診との助成の均衡などを考慮いたしますと、現時点で多数の住民を対象に検診として、全大腸内視鏡検査を無料化することは難しい状況にあると考えております。

全大腸内視鏡検査の助成については、県や他自治体の取組状況を注視しつつ、現行の検診制度を一層周知、推進し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　島春代議員。

［登壇］

○６番　島春代　議員　　大腸がん検診というと、なかなか一生懸命市もされておられますけど、本人の意識というか、時間が合わないこととか、また本人が検査の必要性を感じないとか、いつかはできるからと先延ばし、検査自体に抵抗があるとか、そういうようなこともあるかなと思われます。

また、早期発見・早期治療というのは、大腸がんにかかわらず、がん治療の原則でもあります。大腸がんというのは、進行するまではほとんど自覚症状のない疾患だからこそ、早期発見が重要であります。

様々なことを考えると、本市で全大腸検査というのはなかなか難しいという答弁でございました。

また、検診というのは、受けて再検査が必要となっても、安易な自己判断などで先延ばしされるケースもあるのではないかと思っております。死亡率が上位であることを考えますと、早期発見・早期治療の必要性を感じております。検査の助成は今のところないという答弁でしたが、今後、考えられるときはよろしくお願いしたいと思います。

また、本市が実施する検診、これは先ほど部長が言われましたように、直腸とＳ状結腸、これが発生率としては７割ぐらいですかね。多いということで、検診を受ける意味は非常に大きいと思いますので、熊本市が今後されます全大腸内視鏡検査の無償化の状況を見ながら、本市がしております検診、これを市民の皆様へ必要性の周知、また推進のほうも続けてよろしくお願いいたします。

これで終わりたいと思います。

○水上隆光　議長　　これで、島春代議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日９月３日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後２時21分

第　４　号

９月３日

令和７年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第４号

令和７年９月３日（水曜日）午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	城　　太志郎
２番	本　藤　　潔
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
９番	福　島　英　徳
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二
20番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（１名）

８番	田　中　教　之

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

傍聴の方で可能の方は御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号２番、本藤潔です。早速ですが、通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、市民生活の安全と将来の展望を見据えて、３点質問をさせていただきます。

まず最初は、熱中症対策及び学校安全体制についてであります。

質問の趣旨は、近年、気候変動の影響によって、夏季の気温が異常に上昇し、今年は特に猛暑日が何日も続いたことで、幼児も含め児童生徒の健康被害が懸念されるところであります。特に学校生活における熱中症リスクは高まっており、本市においても、屋外活動中に中学生が熱中症で搬送された事例等もあり、その対策は喫緊の課題であろうと思っております。

学校における熱中症予防と安全確保のための体制構築は極めて重要であると考え、要点を絞って質問をいたします。

質問の要旨が３点ありましたが、そのうちの１つ、体育館のエアコン設置につきましては、御承知のとおり、昨日の稲継議員の質問と丸かぶりでありますので、省かせていただきたいと思います。

昨日の答弁では、空調設備整備臨時特別交付金の申請予定であること、避難所の環境整備として設置の必要性を痛感していること、まず中学校体育館を考えているとの答弁でしたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは、まず２点お尋ねをいたします。

１点目は、熱中症対策の現状として、熱中症予防ガイドラインの策定状況や、緊

急時の対応マニュアルの状況をお尋ねいたします。

あわせて、暑さ指数測定器の活用状況と活動状況の判断基準について、また、熱中症警戒アラートにより、警告日が何日あって、体育を中止したのは何日あったのか、教えてください。今日も昨日も、９月に入りましたけれども、熱中症警戒アラートは今日も発表をされているところであります。

２つ目に、学校プールについてであります。

県内のある教頭先生が、これだけの猛暑日が続くと、屋外プールはもはや対策を取らなければ安全に実施することは厳しいと私に話されました。学校安全体制の観点から、本市の学校プールの現状と稼働状況をお尋ねいたします。

また、水泳の授業やプール活動を行うための衛生管理はどのようにしているのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの御質問のマニュアルの作成状況及び活動中止などの判断基準についてお答えをいたします。

学校教育活動等における熱中症による事故防止のための活動判断につきましては、環境省及び文部科学省の「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、各学校にて熱中症対策のマニュアルを作成しております。

活動の判断につきましても、各学校で環境省の熱中症アラートの確認や、熱中症計で活動場所の暑さ指数を測定し、それらを基に判断をしておるところでございます。

また、県内で、今年４月１日から夏休み前までの平日に熱中症警戒アラートが発令された日数は12日ありました。

体育の中止につきましては、授業時間で管理しておりまして、小中学校の「体育」の授業を中止した授業時間は、合計38時間となっております。

次に、学校プールの現状と稼働状況についてお答えいたします。

本市の学校プールは、15校中11校が校内にプールを設置しており、その他４校については校外のプールを利用しております。

また、校内に設置しているプールは、学校と同時期に建設したものも多く、老朽化が進んでいる状況でございます。

次に、学校における水泳の授業時間は、６月から７月の間までに、各学校で学年ごとに週１回から２回実施し、それぞれ10時間程度行っております。

なお、夏季休暇中の学校プールの開放は行っておりません。

衛生管理につきましては、プール実施期間中の施設における塩素注入、ろ過機の運転、清掃、毎朝の水温管理などを行い、水泳の授業を安心安全に行えるよう対策を取っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。

ガイドラインにつきましては、文科省等々から出ているのを参考に、各学校にて策定されているということだったですね。

暑さ指数におきましては、中止、入替えが38時間もあったということで、これは昨日の質問にも関連するんですけれども、屋外から屋内等々、体育館等で使う時間も多くあったのかなと推測するわけであります。

プールに関しましては、約２か月で10時間程度という答弁がありました。学校プーにおきましては、老朽化の話もありましたけれども、今後の大きな課題の１つかなと思っているところであります。

熱中症対策のガイドラインを策定されているということですが、緊急時の対応マニュアルも策定されていることだと思っております。これは教職員の先生方への周知徹底はどのように図られているのか、お尋ねをしたいと思いますが、また、その対応マニュアルを踏まえて、先月の７月３日、七城中学校での屋外活動時に熱中症で搬送された件につきましては、どのように検証をして、どう講じることが適切で、防ぐことができたのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、熱中症予防ガイドラインや対応マニュアルの教職員への周知等について、どのようにしているのかということの御質問でございますが、各学校にて熱中症対策のマニュアルを作成し、必要に応じて見直し等を行っており、全教職員で共通理解を図っております。

また、七城中学校での当日の対応についての検証につきましては、最初に、２名の熱中症の患者が出た時点で作業の中止、及び全校生徒の健康状態を再把握し、生徒の健康を優先して、行事の中止を判断すべきであったと考えております。

このことについては、当日夕方、緊急に開催しました臨時校長会においても、緊急時の対応マニュアルの見直しを含め、熱中症について、正しい知識を持ち、マニュアルのみに頼ることなく、適切な判断とその状況に応じた柔軟な対応を行うため、教職員全員が共通認識を持つよう指導を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　マニュアルというものは、あってしかるべきなんですけれども、マニュアルだけに頼ることではなくて、臨機応変に対応していただきたいというふうに思っているところですが、対応マニュアルというのは、全ては現場で起こり得る何十、数十もの想定問答をつくることなんですよね。有事の際にどうしようということではなくて、こうするんだという対応は、さきの熊本地震で私たちも学んだことだと思っております。具体的な場面での声かけだったり、水分補給の徹底といった細やかな行動指針をもって、児童生徒の安全を守っていただきたいと思っております。

それから、学校プールに関しましては、先ほど２か月で10時間程度という話がありました。学校指導要領の中でも、たしか10時間ほどは確保するということが明記されていると思いますが、ただ、その中で、老朽化の話もありましたが、再質問は関連質問になるんですが、プールが老朽化している中で、維持管理費は年間どれぐらいかかっているのでしょうか。その費用対効果はどのように捉えているのか、お示しください。多分学校プールの長寿命化計画があると思いますが、今後、老朽化しているプールを廃止する計画はあるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

小中学校のプール施設の現状としましては、築50年を超えて、老朽化が進行しているプールもございます。このため、修繕料も多額となるほか、設備などの更新時期を迎えるものも多くございます。

また、学校に設置しているプール11施設の光熱水費や薬剤等の消耗品を含めた維持管理費は、年間1,000万円を超えている状況でございます。

このような状況から、築50年を超えて、更新時期を迎えているプール施設について、類似施設への集約が可能かどうか、令和５年度より、３つの小学校でモデル事業を実施しているところです。

このモデル事業を踏まえ、今後の方向性について検証を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　学校プールの安全管理体制につきましては、今、部長の答弁にもありましたけれども、老朽化のことも含めて考えれば、11校のプールで約1,000万円を超える、主にこれは修繕費だと思うんですけれども、かかっているという答弁がありました。

また、合同で開催をされているという話もありましたけれども、学校プールにつきましては、これ事故防止のための指導や、見守りのために、支援者をお一人加えたり、プールサイドでスリッパの使用を推奨したり、様々な取組をされている現場もあるようなんです。しかし、近年では、老朽化の対策や、教員の負担軽減、安全性と指導の質の向上のために、学校プールの授業を公営や民間に委託する自治体が増加をしております。

笹川スポーツ財団が今年発表した調査によりますと、全国の公立小学校の約44％が自校以外の公共施設、約20％が民間事業者に委託をして、水泳の授業を実施しているとのことでありました。

再質問でありますが、本市の水泳の授業はどのような対応をしているのか、改めて教えてください。

また、民間事業者との連携、授業時間確保など、児童生徒の水泳学習機会を守るための今後の計画であったりとか、ロードマップがあれば、どのようなものかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、民間事業者との連携であったり、今後の計画はどのように考えているのかとの御質問でございますが、現在実施していますモデル事業のうち、花房小、戸崎小においては、校外での授業実施となるため、それに伴うバス移動による授業時間の短縮などを補うために、民間事業者に水泳の授業補助を委託しております。

他校を含めた今後の計画につきましては、これまでのモデル事業の実績を踏まえ、民間事業者との連携や、授業時間の確保など、引き続き検証してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　今、モデル事業を踏まえて検討されるということでした。

花房小、戸崎小学校、これは多分南中のプールを使われていると思うんですけれども、今からこの自校以外のプールでの水泳授業を行うというこの動きは、学校プ

ールの老朽化、先ほど言いましたように、教職員の働き方改革が加速する中で、今後、ますます広がっていくものと思われます。ただ、地方では委託先も限られていることから、私はなるべく早めにその計画を立てて、進めていっていただきたいと思っているところであります。

最後に、プールの老朽化や維持管理費の問題がある中で、学校現場では様々な安全管理が進められていると思っております。児童生徒の体力向上や、特に多発する水難事故が後を絶たない中で、学校教育の中での水泳授業の位置づけであったり、命を守る技能の習得など、どのように推進していくのか、市の見解を伺います。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　皆さん、おはようございます。

まず、先月30日に本市の中学３年生が川で溺れて亡くなるという悲しい事故が発生いたしました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

ただいま御質問があった、こういった水難事故に対する水泳授業の位置づけとか、命を守る技能習得についてお答えいたします。

学校では、水難事故を防ぐための指導や学習指導要領に示してあります着衣による水泳の指導を行っているところでございます。

また、本市の社会体育課におきましても、小中学校の希望校に対し、水辺の安全教室を開催し、身を守る方法を教えております。

水泳の授業につきましては、命を守るためにとても大切な授業というふうに捉えております。今後も、児童生徒の意識と知識並びに技能を身につけるための指導を推進してまいります。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。

水辺の安全教室、たしかこれは５年ほど前から、これ希望を取ってやられているという記憶があるんですけれども、着衣による指導であったりとか、命を守る意識の中で取り組んでいただけることをありがたく思っておるんですけれども、熱中症対策にしましても、水泳授業の機会そのものの確保も、水泳というのは、人が生きていく上で必要なライフスキルでもあるわけですから、命に関わることでもあります。様々な対策を取りながら、児童生徒が安心して過ごせる持続可能な学校生活であることを願いまして、次の質問に移ります。

すみません、また教育行政に関してですけども、次に、学校での睡眠時間確保の

取組についてお尋ねをいたします。

質問の趣旨は、近年、子どもたちの睡眠時間が減少しており、夜更かしやスマートフォンの利用、学習塾や習い事の影響や家庭での生活習慣など、様々な要因から十分な休息が確保できていない現状があります。

日本睡眠学会のデータでも、文部科学省の調査でも、約半数の小中学生が睡眠不足に陥っているというデータが示されていますが、これによって、集中力や学習意欲の低下、情緒の不安定、健康面の悪影響が懸念されます。

この質問に至ったきっかけは、島議員も昨年、一般質問をされましたが、実は先月開催されました子ども議会において、中学３年生の生徒から、学校での睡眠時間確保の提案がなされました。

私は、その後、この提案について、本人と御家族のほか、多くの中学生や高校生の声を聞いて、保護者、教師の方々にも聞き取り調査をした結果、現在のこのデジタル社会の中で生きる子どもたちの生活にとって、プラスの影響があると思い、今回あえて取り上げることにいたしました。

成長期にある子どもたちにとって、睡眠は心身の発達に不可欠であることは言うまでもありません。睡眠不足は、集中力の低下のほか、多岐にわたる悪影響を及ぼすことから、将来にわたる健康的な生活習慣の基礎を築くためにも、学校教育の中で睡眠の重要性を認識して、実践を促す取組が不可欠であるとの思いから質問をしたいと思います。

まず最初に、児童生徒の睡眠時間の現状について、どのように把握・認識をし、睡眠不足が児童生徒に与える影響をどう考えているのか、お尋ねをいたします。

２つ目に、睡眠の重要性や睡眠の習慣について、どのような教育が行われているのか、より効果的な睡眠教育を推進していくための具体的な計画や展望はあるのか、併せてお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、睡眠時間の現状と睡眠不足が与える影響についてでございますが、睡眠時間の現状につきましては、児童生徒への生活習慣アンケートで把握しており、アンケート結果から、高学年になるにつれ、睡眠時間が短くなる傾向があることを認識しております。

また、睡眠時間が短いことは、学業や健康にも大きく影響を及ぼすと考えております。

次に、睡眠の重要性や睡眠教育についてでございますが、小学校では、自分の生活時間を見直す指導を家庭科の授業で行っており、中学校では睡眠による疲労回復

について、保健体育の授業で学習を行っております。

より効果的な睡眠教育を推進していくために、本年度より、「１日60分間の運動をする」、「家を出る60分前に起きる」、「寝る60分前にスマホを保護者に預ける」、「スマホやゲームは60分まで」、「１日60分間の家族との会話」、「60分間以上の家庭学習」といった６つの60分間運動を掲げた菊池っ子60運動の取組を始めております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　生活習慣に関するアンケートを取ったという答弁がありましたけれども、実態把握された、より具体的なデータがあればお示しいただきたいと思いますし、そのデータから見えてきた睡眠不足の主な原因は何だとお考えでしょうか。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　児童生徒の睡眠時間に関するデータでございますが、３月に実施した生活習慣アンケートでは、小学校１、２年生の児童は６割以上が午後９時頃までに、小学６年生の８割以上が午後10時頃に入眠をしております。

中学校になると、７割以上の生徒が午後11時以降に入眠しており、さらに中学３年生の３割以上が12時以降に入眠している状況でございます。

また、平日の運動時間が少ない点や、小学校３年生以上の児童生徒は、勉強以外でスマートフォンやタブレットを使う時間が２時間を超える割合が、半数以上となっております。

さらに、中学生の４割以上の生徒が寝る直前までスマートフォンやタブレットを見ていると答えております。

このような状況から、全体的に睡眠時間が減少している原因であると考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。

いわゆる入眠する時間がだんだん遅くなっているというデータが今示されましたし、寝る前にスマホを使う割合が多いというデータがありましたけれども、このデジタル社会にありまして、スマホとうまく付き合って生活する指導も多分されてい

るとは思っているところですが、実は、ここに日本睡眠学会が出しているデータがあります。この日本睡眠学会というのは、睡眠に関する医学・医療の充実を図る目的で設立された学会でありまして、最近の日本睡眠学会学術集会において、１万人以上の睡眠データの解析結果を発表されているものであります。

これは日中の生産性を与える影響分析を実施したもので、結論から言えば、日本人というのは、以前から言われているように、睡眠の量も、睡眠の質も、共々に不足しているため、人の健康だけではなくて、学業の成績や労働生産性、また経済に対しても悪影響を及ぼしているとの結果が出ておりました。

私は、この睡眠がいかに大事か頭では分かっていても、このデータを見ると、睡眠確保の取組の大切さが理解できるものであると感じた次第であります。

先ほど部長のほうから、菊池っ子60運動を推進される説明がありました。これですよね。これ、多分多くのところで説明が今なされていると思うんですけれども、菊池っ子60運動、すばらしい取組で、この啓発は推進していくべきだと私も思っておるところでありますが、私は興味深い話だと思ったのが、実際にこの睡眠時間確保を取り入れている学校、県内では宇土中学校があるんですけれども、知人の方に連絡を取って、その学生さん、保護者と話をする中で、このウトウトタイムを学校が導入してくれたおかげで、子どもの生活習慣が逆によくなったという話を私にしてくれました。何でしょうね、多分学生も仮眠を取ることで、生活がしゃきっとなるのかもしれません。

さきの子ども議会で中学３年生が提案されたのは、例えば午後の授業が始まる前に、10分から15分程度の短い仮眠や休息時間を設ける、このウトウトタイムのような取組が、午後からの集中力向上や疲労回復に効果があるというものでありました。これは私たち大人にだって同じでありまして、疲れているときに15分程度の仮眠を取ることで、その後の仕事がはかどった経験はあるかと思っております。

私は、この菊池っ子60運動と併用して、ウトウトタイムや、例えばリラクゼーションタイムなど、学校生活の中で仮眠を取る取組は、生徒にとっては非常に有益だと思いますが、教育委員会の中で検討されたことがあるかどうか、お尋ねをいたします。

また、生徒たちの意見を基にして、他自治体の事例などを参考に、導入の可能性についてもお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

仮眠、午睡の導入についてでございますが、令和６年第４回定例会で島議員に答

弁したように、睡眠の重要性は把握しているところでございます。しかし、本市の取組としましては、「睡眠不足にならない」といった根本的な問題解決に向け、基本的な生活習慣を育成するための取組である菊池っ子60運動を推進しておりますので、導入の予定はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　その例えばウトウトタイムの導入には、賛否両論あるのは私も承知をしておりますし、学習意欲を高める、その補完的な取組であることも事実であります。もちろん学校全体で取組をやるというのは、それは難しいことでしょう。

ただ、今の生徒たちの多くの声もあるのは事実であります。例えばモデル校の選定をするとか、そうでなくても、夏休み明け、まさに今ですけれども、夏休み明けで体力が低下しているこの時期とか、例えば中体連の時期とか、週数回程度、実証実験的に取り入れてみたいと希望する学校や学年に任せてみることは可能でないかと思うわけであります。

そう思ったのは、現場の先生たちといろいろ話す中で、確かにそれはいい取組であると思っても、なかなか私たちから提案しづらいんですということを聞いたからであります。そうかもしれません。

そのようなことから、再質問は、トップや管理者のほうから、議論する場において打診または提案されるお考えがあるかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　ただいまの御質問にお答えいたします。

睡眠につきましては、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、根本的な問題解決が必要なため、本市では市内の全ての小中学校で菊池っ子60運動に取り組んでいるところでございます。

夏休み前には、先ほど議員のほうから御紹介がありましたリーフレットを各家庭に配布しており、保護者と協力して行っているところでございます。

その６つの取組の中には、起床時間や情報機器に触れる時間に関連するものもございます。これらの取組を継続して推進することが、睡眠時間の確保につながるというふうに考えているところでございます。

なお、今月９日には旭志公民館において、昼に小学校５、６年生と中学生を対象に、夜に保護者を対象として、菊池っ子60運動啓発講演会を実施する予定にしてお

ります。講師には大学の先生をお招きしまして、「睡眠の量、質、リズムが整うと子どもはもっと輝く」と題して、睡眠の大切さについてお話をいただくことにしているところでございます。このことによって、児童生徒、保護者の意識が変わることを期待しているところでございます。つきましては、こういった本市が行っている取組をまずはしっかり推進するということで行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　よく分かりました。菊池っ子60運動を今期から推奨し、啓発することを第一義とすることには、大変私も賛同するわけですが、私はウトウトタイムというのを適宜併用として取り組んでいくことを提案して、次の質問に移ります。

次に、空き家対策、特に特定空家への対策について、今回お尋ねをいたします。

空き家問題に関しましては、利活用促進と地域活性化の地域の資源として捉え、空き家活用ということでうまくいっている事例もある一方で、そのままの状態で、空き家のしまい方という課題があるのも事実であります。

今回はその後者を取り上げるわけでありますが、近年、人口減少と高齢化に伴い、空き家の増加が社会問題になっており、本市でも例外ではありません。老朽化した空き家は、倒壊の危険性、衛生環境の悪化、不審火や犯罪への誘発、また中山間地では鳥獣被害を誘発するすみかとして、市民の安全安心な生活を脅かす深刻な問題であります。特に適切な管理がなされず、著しく周辺環境に悪影響を及ぼす特定空家は、その危険性が増すばかりであります。

2023年、令和５年に空家等対策の推進に関する特別措置法の改正によって、管理不全空き家というのが、これは特定空家の一歩前の段階のことですね。管理不全空き家が新たに定義されるなど、国も対策を強化しているところであります。

本市においても、空き家は増加傾向にあると思いますが、市民の方からも不安の声が寄せられております。

そこで、地域の安全を守るため、本市の空き家対策、とりわけ特定空家への対応について、改めて現状認識を共有し、今後の展望、解決策を問いたいと思います。

まず、本市の空き家対策の現状についてお伺いします。

本市における空き家の総数は、直近でどれぐらいあるのでしょうか。また、そのうち、法改正により定義された管理不全空き家及び特定空家と認定されている建物は、それぞれ何件あるのでしょうか。

また、これまでに対応として、空き家から、これは助言、指導、勧告、命令、代執行とあるんですけれども、どのような措置を講じてこられたのか、その具体的な事例と措置にかかった期間や費用についてお示しをください。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの本藤議員の質問にお答えいたします。

市の空き家の総数につきましては、平成29年度に実施した空き家実態調査において、548戸という結果が出ております。そのうち、近隣の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある管理不全空き家については、認定ということを行いませんので、確定した数字はありませんが、今年度33件の相談が寄せられております。

また、さらに状態が悪化し、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのあるなど、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる特定空家の認定状況につきましては、累計で18件、そのうち15件が除却済みで、３件が残存しております。

次に、これまでの対応についてですが、一般的な行政措置について述べさせていただきます。

空き家に関する相談を受けまして、現地確認後、所有者等を調査し、空き家の状況を文書により通知します。その後、改善が見られなければ、文書による指導を行います。

指導においても改善がない場合は勧告となり、その後、命令まで行っております。

次に、具体的な事例についてということですが、これまでの実例で申しますと、令和４年度に特定空家対策の措置として、行政代執行を実施した件がございます。

令和３年10月に特定空家の認定を行い、同年12月に所有者が不存在であることを確認し、令和４年11月に行政代執行による除却を完了しております。この間、空き家対策協議会での審議や略式代執行の公告を行うなどの手続もあったため、約１年の期間を要しております。また、費用としては、解体費用に約190万円支出しております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　平成29年度の調査では、空き家が548件、これ令和４年第２回の定例会の一般質問でも、泉田議員の質問に答弁があったのが、同じ548件、平成29年度の空き家調査、それ以降、なされていないのかなと思うんですが、多分実

態はもっと多いのだろうと推測するわけであります。

特定空家の件数が累計18件で、15件が除去済みで、３件が残存しているということでありました。

特定空家の問題は、ある意味、時間との戦いでもあります。このまま放置すれば、崩壊事故や火災が発生してもおかしくない状況があるわけなんですね。近隣市民の方々の不安を解消し、地域の安全を確保するためには、最終手段である行政代執行も視野に入れた判断と具体的な行動が不可欠であろうかと思います。

そこで、行政代執行に対する状況について、再質問をいたします。

先ほども答弁の中でもありましたが、実際に指導、勧告、命令を発出している件数はあるのでしょうか。また、そのうち、勧告、命令に従わず、現在も放置されている物件はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの本藤議員の質問にお答えいたします。

これまでの対応実績としましては、指導件数が３件で、そのうち１件が次の勧告、そして命令まで行っております。

次に、その後の状況ですが、指導を行った３件全てにおいて、放置されている状況です。このうち１件は、その後の調査の結果、相続放棄により所有者が不存在と判明しております。その他の２件につきましては、文書による指導を継続して行うとともに、定期的に職員が空き家の経過観察を行っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　３件全てにおいて放置をされていると、今、説明がありましたけれども、これも粘り強く行政指導をやるしかないと思っているんですが、その際、文書による指導の中に、物件の写真等も撮って送っていただいたほうが、より現状を認識していただけるのかなと思うところでもあります。

これは、法に基づいて市が行政代執行を行うには、所有者への命令から相当な期間を経ても改善がないなど、厳格な要件を満たす必要があるんですね。その要件を満たす特定空家の認定基準について教えてください。

また、現時点で行政代執行を具体的に検討している物件はあるのでしょうか。あるとするならば、いつまでに、どのような手続を経て、代執行に踏み切るお考えなのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、まず特定空家の認定基準についてお答えいたします。

特定空家の認定基準につきましては、国土交通省で定められた住宅の不良度の判定基準に基づき算定された不良度が100点以上であること、かつ、道路や近隣へ悪影響を及ぼすおそれのあるものを特定空家として認定しております。

次に、行政代執行の今後の予定についてですが、現在、行政代執行により除却を予定している空き家が１件あり、年度内に執行完了に向けて作業を進めているところです。

それと、どのような手続を経てということでございましたが、一般的な場合、相手方が存在しない場合は、公告を行うとともに、官報への掲載が必要となります。その後、指定の期日以降に代執行を行います。今回はこの件に当たります。相手が存在する場合は、指導、勧告、命令まで順次行っていき、なお履行されない場合は戒告を行います。それでもなお履行されない場合には、行政代執行を行うことになります。これは相手が存在する場合になりますので、今回には該当いたしません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　今の答弁では、住宅の不良度が100点以上であること、道路や近隣への悪影響を及ぼすおそれのあるものを特定空家として認定していること、年内に除去を予定している空き家が１件あるとのことでありました。

特定空家というのは、適切な管理がなされておらず、周辺の環境に悪影響を及ぼしていると自治体に判断された空き家のことなんですね。

特定空家の認定基準については、これも令和４年第２回の定例会の二ノ文議員の一般質問で、当時の建設部長が次のような状態にある空き家を特定空家とする条例の答弁をされております。４点あるんですね。１つ目、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、２つ目、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、３つ目、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、４つ目、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これらの基準は倒壊の危険性だけではなくて、ごみの不法投棄による悪臭や害虫の発生、庭木の草木が生い茂るといった問題も含まれるんですね。

ここで、市民の方から相談があった建物の事例を紹介いたします。

昨年から数件の物件を見てきましたけれども、これは明らかにと思われる建物がございまして、そこは火事で全焼をして、現在も骨組みがそのままの状態で残った

ままであります。そこは、その後、関係者の方が全て相続放棄をされたということで、手つかずの状態。近隣の方々は管理不全空き家ではないのかと。強風のときにはくぎや木材が飛んできて大変危険であると。どうかしないと、一生あのまま残るのであれば非常に困ると。毎日不安な生活を送っているとのことでありました。

特定空家の認定基準を満たした場合、その自治体が認定して指定をするんですよね。この建物も元は火事ではありますが、全ての要件を満たしているのではないでしょうか。ここは自治体として、特定空家として認定し指定するしか解決方法はないと思っておりますので、早急に御検討をいただきたいと思っております。

そこで、最後の質問です。

先ほどの例では、関係者全てが相続放棄をされて、誰も責任を取る人がいない中で、放置されている状況なんですね。ぜひ現場を見ていただきたいと思いますが、この特定空家に指定された場合、自治体から所有者に対して段階的に措置が講じられます。特定空家に指定されると、固定資産税等の税金の負担が増えるだけではなく、当然解体費用を請求されることになりますが、相続放棄し、所有者不在で費用徴収が困難な場合はどのように回収をされるのか。また、相続人全員が放棄した物件については、どのような手続で対処をし、どう責任の所在を明確にするのかを教えてください。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　それでは、ただいまの行政代執行の費用の回収方法と責任の所在についてお答えいたします。

敷地の状況等によりケース・バイ・ケースではありますので、過去の例を参考に申し上げさせていただきます。

行政代執行に要した費用につきましては、財産清算人の選任を裁判所に申し立てて回収を行った事例があります。選任された清算人により残った財産を処分してもらい、得られた金額を市に配当するという形で代執行に要した費用の一部を回収しております。

また、責任の所在についてですが、所有者が不存在のため起こった事故等につきましては、責任を負う者も存在しないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　本藤潔議員。

［登壇］

○２番　本藤潔　議員　　ありがとうございます。そうなんですね。

今、答弁がありましたように、相続財産清算人の方が認定されれば、そこに請求

が行くんですけれども、相続財産清算人が認定されないと非常に厄介な問題になると思いますので、早めに専門家の方と相談をしていただきながら進めていっていただければというふうに思っております。

この特定空家の問題は、個人の問題だけではなくて、地域社会全体で取り組む課題だと思っております。この本市において、地域において、未来を創造するために、きちっとした対応をしていただきたいというふうに思います。最終的な手段ではあるとは思いますが、やむを得ない最終的な手段として、市民も望んでいることを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、本藤潔議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前10時54分

再開　午前11時02分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　おはようございます。猿渡美智子です。通告に従って、質問いたします。

まず、学校給食費の徴収方法について質問します。

私は、これまでに２度、学校給食費は公会計に移行すべきだという趣旨で質問をしております。１回目、令和元年12月議会では、学校給食費の公会計化は必要であると認識しているが、システムの構築や人の配置の問題があるという執行部からの答弁でした。２回目、令和４年６月議会では、令和３年度から公会計化の協議を始めている。人材確保やシステム導入に課題があり、今後も他の自治体の状況も見ながら、調査研究したいという答弁がありました。

この夏、泗水中の保護者から、給食費の徴収方法について御相談をいただきまして、改めて考えることがあり、質問いたします。

令和４年の質問当時、学校給食費の徴収については、市内15校中、口座振替になっている学校が10校、現金での徴収が５校という状況でした。

まず１点目に、３年が経過した現在、どのような方法で給食費の徴収が行われているのかをお尋ねします。

２点目に、各学校において、誰が徴収に関する事務を担っておられるのかをお尋ねします。

３点目です。前回の答弁で、令和３年度から学校給食費の公会計化について協議を始めているとのことでしたので、協議の結果がどうなったかをお示しください。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

まず最初に、現在の給食費の徴収方法でございますが、現金徴収であった小中学校の２校が、本年４月より口座振替を行うこととなったため、現在は全校において口座振替等による徴収が行われております。

次に、各学校で給食費の徴収事務は誰が行っているのかにつきましては、小規模校の小中学校においては、県費の学校事務の職員が行っておられます。大規模校の隈府小学校、泗水小学校、菊池南中学校、泗水中学校においては、ＰＴＡで雇用された事務職員が行っておられます。

次に、公会計化の協議の進捗状況でございますが、公会計化に向け、現金徴収であった小中学校の口座振替への移行を進め、先ほど申し上げましたとおり、本年４月から全ての小中学校において、口座振替等の徴収となったものでございます。

また、本年２月に、2026年度より小学校での給食無償化の実施が国から言及されたため、現在、国の学校給食無償化についての実施時期等、国の動向を注視しながら公会計化に向けて調査研究を引き続き行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　現時点では、市内全ての小中学校が引落し、口座振替になっている点はよかったと思いますが、2019年に文科省が学校給食費は公会計化が望ましいとしてガイドラインを出してから６年、教育委員会が協議を始めてから４年が経過しても、協議の結果が出ていないというのは極めて残念なことであります。国による給食費の無償化が実現しない限り、教育委員会としては、公会計化の意志を持っておられないものと判断せざるを得ません。

給食費の徴収事務については、県費の学校事務職員が行っておられる学校が11校、ＰＴＡ雇いの事務補助員が担っておられる学校が４校ということでありました。ＰＴＡ雇いの事務補助員がおられるのが泗水小、泗水中、隈府小、菊池南中、いずれも児童生徒の多い学校です。

相談があったのは泗水中の保護者の方からです。なぜ菊池市ではＰＴＡ雇いの事務補助員が給食費の徴収事務をしなければならないのですかというお尋ねがありました。その方はほかの自治体から転入して来られたので、違和感を持たれたのだと

思います。

お話を聞いて、大切な問題提起だと思いましたので、近隣の状況を調べてみました。菊陽町は、学校給食費を無償化しましたので、徴収事務自体がありません。合志市は、全ての徴収事務を学校から引き上げて、教育委員会が行っています。大津町は、給食センターが徴収事務をやっていますが、給食センターが作成した保護者宛ての未納の通知の配布は学校を通してお願いしているとのことでした。阿蘇市は、児童生徒数の多い一の宮小、一の宮中には、会計年度任用職員を配置していて、そのほかの学校では県費の事務職員が担当しておられます。山鹿市は、やはり大規模校の山鹿小、鹿本小、山鹿中には、市雇いの事務補助員を配置していて、そのほかの学校は県費の事務職員がしておられます。玉名市と熊本市は、公会計になっています。

私が調べた限り、ＰＴＡが雇用している事務補助員が徴収事務を行っている自治体はありませんでした。泗水中の場合、昨年のＰＴＡ会費は2,800円で、今年は200円上がって3,000円になっています。値上げの理由は、ＰＴＡに対する市の補助金、この補助は事務補助員の雇用に対するものですが、これが今年度から段階的に減額されるために、事務補助員の賃金を維持するために、今年度から５年間は毎年200円ずつＰＴＡ会費を値上げすることになっているとのことです。事務補助の人件費は、市からの補助が59万4,600円、ＰＴＡからの支出が32万3,000円で、合計91万7,600円となっており、ＰＴＡ会費の中で最も大きな支出です。近隣の自治体でこのような徴収事務のやり方は見られませんでした。

文科省は、保護者からの学校給食費の徴収管理業務は、地方公共団体が自らの業務として行うことを促進するとしています。本市の４つの学校で給食費徴収に関する費用を保護者が負担することの根拠は何なのかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、再質問にお答えいたします。

徴収事務は私会計のため、以前からＰＴＡで行われておられた経緯がございます。

特に事務負担が大きい大規模校につきましては、先ほど申し上げましたＰＴＡ独自で事務職員を雇用して実施されてきております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　以前からＰＴＡで行われてきた経緯があるというお答えでしたが、それが果たしてあるべき姿であったのかどうか、ぜひ見直していただき

たいと思います。

学校給食法の第11条、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするというふうに述べられています。

この法律は、分かりやすく言うと、食材費と光熱費、水道料金、それ以外は自治体が負担するという意味ではないかと私は解釈しております。菊池市はもちろん給食費として集められた分は、全部食材に使っていただいているという状況は分かっておりますけれども、法的にはそんなことではないかと私は理解しているところで、徴収事務に関する費用までＰＴＡが負担すべきものかどうか、本当に疑問に思うところで、考え直していただきたいと思っています。

学校間の不公平感も否めません。例えば、泗水町の小学生のことで考えますと、同じ額の給食費で、同じ給食センターで作った同じメニューを食べながら、泗水小だけは給食費の徴収に関する費用まで負担しなければならないという現状があります。その不公平感についてはどのような見解を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうからも御紹介がありましたとおり、大規模校のＰＴＡの負担を軽減するために、平成19年度より小中学校ＰＴＡ事務補助金を市から交付して、経費の半額程度の補助を行い、負担感の解消に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　今、教育部長は、行政が補助金を出して、ＰＴＡの負担が少なくなるようにしているという答弁でありましたが、違うと思います。本当は行政が負担すべき経費をＰＴＡ側がお金を出して人を雇って、補助をしているというのが私は実態に近い現状だと思います。そこに不公平感があるということの答弁にもなっていないと思いますが、もう一つ、相談を受けた保護者の方が大きな懸念を持っておられる点があります。それは給食費の徴収事務は、その仕事上、生活保護であったり、就学支援の状況であったり、未納の状況であったり、極めて重要な

個人情報に触れざるを得ないということです。

相談された方は、もしものことがあった場合、その責任はＰＴＡにあるんですかね。ＰＴＡが雇用しているからですねと言われていました。公務員であれば、当然守秘義務がありますが、ＰＴＡが雇用する事務補助員は、その方のモラルにのみ頼っている状況ではないのですか。その点について、教育委員会はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　議員御質問の個人情報の取扱いについての見解についてでございますが、各学校で、職員の雇用時に個人情報の取扱いの遵守に関する文書が提出されていることをまず確認しております。

また、各学校で開催される研修にも参加いただいていることを確認して、指導啓発に努めておられます。

教育委員会としましては、職員雇用時の遵守文書や研修での指導啓発に努められていることから、個人情報の遵守が図られているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　遵守に関する文書が配られていて、研修もされているから大丈夫だという趣旨の答弁であったかと思いますが、ということは、現場任せということですかね、お尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

現在、本市は公会計化に向けて進めている状況でございます。ただ、先ほど御答弁しましたように、現在は給食費はＰＴＡのほうで徴収をいただいているという実情でございます。ただ、移行するまでの間は、この取組というか、徴収の仕組み、これをちょっと維持しなければならないと思っているところでございます。

遵守が学校任せというわけではございませんが、やはり我々公務員も、地方公務員法とか、いろんなところで縛りとか、そういった規律を守るという法で縛られたものがございます。ただ、事務の方は、学校のＰＴＡで個別でもちろん採用されておりますけども、それに準じたような文書できちんと宣誓をいただいて、提出をいただいて、規律ある事務をいただいているということで、教育委員会としましても遵守はできているということでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　繰り返しお聞きしても、結局、今の事務補助員の方々を私も信用していないという、そういうことでは決してありませんが、結局は現場任せになっていて、では、万が一、情報漏えい的なことが起きた場合の責任の所在は、それは教育委員会が負われるということで解釈して構いませんか。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　ただいまの御質問にお答えいたします。

学校に関係する皆さん方、いろんな委嘱され、例えば学校運営協議会の皆さん方とか、学校の運営に関するいろんな御協力いただいている方につきましても、守秘業務についてはお願いしているところでございます。

また、学校内から出た情報については、学校の責任であり、教育委員会の責任だというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　相談を受けたＰＴＡの方の１つの懸念については、今、教育長のほうから、学校の責任であり、教育委員会の責任であるという答弁をいただきましたので、その点については、きちんと伝えることができてよかったと思います。

先ほど教育部長も言われましたし、６月議会で東議員も述べられましたが、学校給食費の無償化が各地に広がっています。熊本県45自治体の中で15自治体が既に給食費を完全無償化しており、来年度からは熊本市と嘉島町が無償化を予定しています。このような中にあって、本市の中には給食費の徴収事務に関する経費まで保護者が負担する学校があるというのは、極めて残念であると考えています。

政府が来年度から学校給食を国として無償化する方向を示していることは私も承知しています。これが実現すれば、私が今日述べているような問題は全てなくなります。しかし、制度設計の議論が続いているとして、先日出された文科省の概算要求には、給食費無償化の経費は入っていません。事項要求ということになっています。来年度の実現がどうなるか見通せない状況です。今、まだ制度設計が済んでいないのに、来年度頭からの給食費無償化の実施というのは遠のいたものと私は考えているところです。

ただ、来年度は間に合わなくても、そう遠くはない時期に、国による給食の無償化は実現すると思われます。ですから、私はもうここで給食費を公会計化すべきだとは申しません。しかし、給食費の徴収事務に関する費用を保護者が負担している今の状況は早急に変えるべきです。国による学校給食の無償化が先延ばしになった場合に備えて、すぐにでも対応を考えていただきたいと思います。教育長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　音光寺教育長。

［登壇］

○音光寺以章　教育長　　では、御質問にお答えします。

給食の無償化につきましては、本年第２回定例会における東議員の一般質問でお答えしましたとおり、全国市長会や全国教育長会の決議に基づき、国に対して要望を行っているところでございます。

あわせて、これまで猿渡議員の一般質問にお答えしてきましたとおり、実施に当たっては人員の確保やシステム導入などの課題がありました。

小学校につきましては、国が無償化に向けて準備を進めていることから、それに合わせた公会計への対応を図っていきたいというふうに考えております。

まだそれまでの期間におきましても、中学校と併せて、国の動向や事務処理等を総合的に判断しまして、徴収の方法を含めまして、方向性を早急に決定してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　早急に検討したいという御答弁でありました。

初めに申し上げたように、公会計化のことについては、もう６年前に最初のお話はしています。

令和４年度の答弁をもう一回ここで振り返りますと、令和３年度から公会計化の協議を始めている。人材確保やシステム導入に課題があり、今おっしゃったことと同じです。今後も他の自治体の状況を見ながら、調査研究をしたい。

今まで他の自治体の状況を見てこられたならば、ＰＴＡ雇いの事務補助が徴収事務を担っているという現状がほかにないことは、もうとっくにお気づきのはずです。それでも、この間、対応がなかった。

菊池市はこれまで、子育て支援にも教育にも力を入れてこられました。ただ、この部分だけ、給食費の徴収事務の部分はぽっかり落ち込んだ穴になっています。私がほかの自治体の議員さんに、実は９月議会でこういった質問をする予定なのだと

いう話をしたら、菊池はまだそやんことをしとるですかというふうに言われて、私も残念に思いました。

４校分の事務補助を公費で雇うという単純な方法で考えても、400万円ほどの金額であり、今でも200万円以上の補助金は出しておられるので、差額は200万円です。来年度の予算にぜひとも追加すべきです。

教育長が言われたように、早急な対応をお願いして、この件についての質問を終わります。

次の質問に移ります。

森林整備について質問します。

私がこの問題に関心を持つようになったのは、ＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業の進出をきっかけに、地下水の保全について考えるようになったことにあります。

菊池市森林整備計画を見ますと、その前段のところに、本市の地勢は、北部の八方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めている。それら山岳から豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れており、総面積276.85平方キロメートルを有していると述べてあります。

本市の５割を占める森林は、言うまでもなく、水源涵養に大きな役割を果たしており、市民の暮らしを支えています。しかし、森林整備計画には、近年、木材需要価格の長期低迷により、森林所有者の森林に対する意欲が薄れ、間伐等の森林作業が十分なされておらず、林業従事者の不足も問題となっており、森林の持つ水源涵養や山地災害防止などの公益的機能の発揮が危ぶまれているとあります。

国の掲げる森林経営管理制度も、菊池市森林整備計画も、その担い手なしには成り立ちません。

そこで、今回は森林整備を担う林業従事者の育成について質問します。

まず初めに、２点質問します。

１点目、課題とされている林業従事者の不足はどのような状況になっているか、現状をお示しください。

２点目に、市はこれまで、林業就業者の育成について、どのように取り組んでこられたのでしょうか。

以上、２点お尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、改めまして、おはようございます。猿渡議員の質

問について、まず、林業従事者の現状についてお答えいたします。

本市の林業従事者の数を申し上げますと、国勢調査では、平成22年が121人、平成27年が123人、令和２年が112人となっております。

また、熊本県全体の林業従事者の数は、昭和60年では4,472人、平成22年では2,782人、令和２年では2,398人となっており、県全体では昭和60年と令和２年を比べますと半数程度と減少しております。

本市の林業従事者は９％ほど減少しているものの、若手を中心に毎月例会を開催し、情報交換等を積極的に行っている林業研究グループもあり、地域の森林整備を支える活力を感じています。

次に、林業従事者の育成の取組についての質問ですが、本市におきましては、森林環境譲与税を有効に活用し、市内にございます３つの林業研究グループに対し、林業後継者育成補助金を交付しております。

また、原木栽培による椎茸生産者に対しましては、種駒購入費を支援する椎茸種駒助成事業補助金を交付するとともに、熊本県林業従事者育成基金が実施する林業担い手支援事業を通じ、本市の林業事業体の育成に努めております。

さらに、林道の草刈りにつきましては、林業研究グループへの委託を通じ実施し、地域林業者の雇用の場の確保に取り組んでおります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　県下の状況といえば、林業従事者の方は半数に減っているのに、菊池では９％ぐらいしか減っていないという御答弁がありました。

実は、竜門ダムに行ったときに、偶然に若手の林業従事者にお会いができました。その方は、この辺りは結構若手が残っていて、頑張っていますよと話してくださいました。頼もしい感じでした。

しかし、それでも林業従事者が減少してきていることや、特に中山間地域では人口が減少する傾向が強いことなどを考えると、今まで以上に後継者育成に取り組む必要があるのではないでしょうか。

これまでの取組をお伺いして、様々な取組があることも理解できました。ですが、その取組の中身というのは、既に林業を始めておられる方に対しては様々な支援になっているけれども、これから林業を始めようという人を増やしていくという視点では、少し取組が足りない面があるのではないかなというのも感じたところです。

６月議会で示された施政方針には、森林環境譲与税を効果的に活用しながら、林業後継者育成及び木材や椎茸の普及及び啓発を推進しますとあります。これから、

今後の林業後継者育成にはどのような取組を考えておられるのかを重ねてお尋ねします。

また、日本全体で生産年齢人口が減少する中で、作業の効率化、機械化は欠かせません。菊池市森林整備計画にも、林業従事者の育成に関連して、高性能林業機械を導入促進することが述べられていますが、機械導入について支援はどうなっているかも併せてお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、森林環境譲与税を活用した林業後継者育成についての質問ですが、今後におきましても、森林環境譲与税を活用し、林業グループへの支援をはじめとした各種事業を継続してまいります。

また、森林整備の推進と地域林業の発展を図るとともに、将来の担い手となる林業後継者の育成につなげ、持続可能な森林づくりを進めていきたいと考えております。

次に、林業機械の導入の仕組みについては、まず、国や県における林業機械導入の主な補助事業を活用するためには、認定事業体または熊本県版育成事業体として認定を受ける必要があります。

認定事業体とは、林業労働力確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に推進することで、林業労働力の安定確保を目的としたものであり、認定を受けるためには、おおむね10項目の目標を記載した５年間の改善計画を作成し、認定を受ける必要があります。

また、熊本県版育成事業体とは、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理両立させることを目的としたもので、こちらも５年後を目標とした雇用管理の改善や事業の合理化を計画的に達成することが求められております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　機械の導入に当たっては、そもそも認定事業体でないと駄目なこととか、様々なハードルがあるということが分かりました。

林業に関わっておられる方たちから話を聞かせていただく中で、林業従事者の育成に関しては、県が2019年から設置している林業大学の話が度々出てまいりました。林業会社の経営者の方は、毎年林業大学の卒業生を雇用しているということでした。椎茸栽培をしておられる方は、後継者の息子さんを１年間林業大学に通わせるつもりだと話されました。また、Ｕターンして、現在林業に従事している女性も林業大

学の卒業生でした。林業者の育成に林業大学が重要な役割を果たしていることが分かりました。かなりの好条件で学べる環境が整えられており、県にとっても林業後継者の育成は重要な課題なのだと感じています。今後は、さらに認知度が高まることを期待しているところです。

もう一つ、キーワードになったのが自伐型林業です。自伐型林業というのは、自ら所有する山林あるいは借りた山林を自分のペースで少しずつ手入れ、伐採し、収入につなげる林業のことです。自伐型林業は小規模、長期、持続可能な林業スタイルとされていて、注目が高まっています。

本市にも椎茸栽培等に意欲的に取り組んでおられる自伐林業者の方々がおられます。ほだ木に使われるクヌギは広葉樹で、地中深く根を張るので、土砂流出防止や水資源確保にも貢献していて、今後、クヌギの活用に取り組みたいという展望のある話も聞かせていただきました。

林業の担い手として、この自伐型林業の推進に力を入れている自治体が各地にあります。近いところでは、福岡県は県で、芦北町は町で自伐型林業の研修を開催して、自伐林業家の育成に取り組んでおります。また天草市は、自伐型林業の担い手として、地域おこし協力隊４名を現在募集中です。勤務場所は天草地域森林組合で、３年間地域おこし協力隊として技術を習得してもらい、その後、地域での活動が期待されているとなっています。芦北町でも、現在地域おこし協力隊が活動中です。

稲継議員からは高知県佐川町のことを教えていただきました。高知への移住ポータルサイトを見てみますと、佐川町は自伐型林業に従事する方を「キコリンジャー」と呼び、未来の担い手を地域おこし協力隊の研修生として受け入れています。平成26年度から10年間、毎年雇用を実現し、その受入れ総数は39名、任期満了者26名のうち20名が佐川に定住し、うち85％の方が協力隊卒業後も林業関係の仕事に就いておられるということでした。

佐川町では、協力隊を卒業後に「半農半Ｘ」ならぬ「半林半Ｘ」で林業に従事しながら、別の仕事を持っておられる方々が紹介されています。画家をしておられる方、アユを販売している方、中には議員になられた方もおられました。このような選択肢のある働き方に魅力を感じておられるようです。

ここで、質問します。

まず１点目は、菊池市でも自伐型林業の担い手育成に地域おこし協力隊の募集をしてみてはどうだろうかということです。林野庁も森林・林業の分野で地域おこし協力隊を活用して、地域を盛り上げましょうという呼びかけを行っており、各地での協力隊の活用事例を紹介しています。

本市には、森林組合、林研グループ、林業会社など、協力をお願いすれば研修で

きる場があります。勤務をしながら林業大学の短期講習を受けることも可能であると思います。

２点目は、林業機械の支援についてです。

先ほどの答弁の中で、機械導入の支援にはなかなかハードルが高いということが分かりましたが、先ほど紹介した佐川町では、町が所有する林業機械の貸出しを行っています。協力隊卒業者の体験談でも、この林業機械貸出しに助けられているとのことでした。

菊池市で自伐型林業へのチャレンジを始めた知人からも、機械の支援があったら助かるという話を聞いています。森林環境譲与税を活用して、林業機械の貸出しができないかも併せてお尋ねします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、猿渡議員の地域おこし協力隊を募集するとの質問についてお答えいたします。

本市におきましては、先ほど申しましたとおり、林業研究グループは若い世代が中心となって積極的に活動し、グループの中には多くの自伐型林家も参加しており、林業技術の継承に必要な体制は確保されていることから、現在のところ地域おこし協力隊を募集する予定はございません。

また、本市の自伐型林家の中には椎茸生産者も多く、今後の担い手確保のため、熊本県で平成31年に開校されたくまもと林業大学校において、本年より新たに椎茸栽培に関心を持つ方を対象とした短期課程を開始することとなっております。

なお、本市におきましても、当初椎茸大学の設立を検討しておりましたが、県が同様の取組を進めたことから、県と連携を図り、椎茸生産者を対象としたアンケートにおいて新規参入者へ支援が可能と回答いただいた生産者の情報を提供することで、双方のマッチングを推進し、担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、林業機械の貸出しとの質問でございますが、現在のところ、市が直接機械を購入し貸し出しする制度はございませんが、本市の自伐型林家を対象とした、現在アンケートを実施しているところであります。

今後は、その調査結果を踏まえまして、必要なニーズを把握し、実情に即した支援の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　部長が言われたような、若い世代の方も一緒に林業家として活動されている菊池の実態があるからこそ、地域おこし協力隊に応募しようという人にとっては魅力があるのだと思います。同じ世代の人たちがいるような状況の中で、一緒に学んでいけるというのは、菊池の１つの売りになるのではないかと私は認識しています。

若い方々も確かにおられて心強いんですが、それでも、少しずつ少しずつ減ってきているという状況はありますし、先細りがしないような取組をぜひ考えていただきたいと思います。

林業機械に関しましては、自伐型林業をやっておられる方々にアンケート調査をされるということなので、それに応じた支援ということで期待をしております。

森林整備計画にあるように、菊池市では収穫時期を迎えた人工林をどうするかは大きな問題です。大きくなり過ぎた木は、今の建築に合わないから売れないのですよと林業事業者の方が言われました。大きくなり過ぎた木はどうしたらいいですかという私の問いに、切るしかないと自伐林業家の方は明言されました。大きくなり過ぎて重くて作業が大変で、しかも安くしか売れない木であっても、切らないといけない実情があります。一旦は切った上で、山林の状況に応じて水源涵養機能を重視した自然に近い形での森林再整備であったり、木材の生産機能を重視した森林再整備であったり、整備に取り組んでいくということになります。

現在、農林整備課では、森林経営管理制度に沿った意向調査を続けておられます。森林の状況によっては、市が管理していくことが想定されています。森林再整備を進める人材育成とともに、その方々にしっかりと働いていただくためには資金も必要です。そのための森林環境譲与税ではありますが、果たしてそれで十分かどうかは疑問に思うところです。

そこで、森林整備のための基金をつくることを提案いたします。現在いろいろな企業が全国各地で森林整備を行って、地域や環境に貢献し、企業のイメージアップにもつなげています。本市においても、西部電気工業が西部の森として森林整備に取り組んでいただいております。

また、企業からの自発的な取組だけではなく、熊本県地下水保全条例の改正にも見られるように、地下水を利用する企業には、地下水保全の取組が求められる時代になってきています。使う責任ということだと思います。

菊池市には、井戸を掘って企業活動に地下水を利用している企業が多数あります。そのような企業を中心に協力を求め、菊池の森基金というような仕組みをつくって、森林整備の資金にしてはどうでしょうか。個々の企業での森づくりはハードルが高くても、資金を出し合って、水源涵養に貢献することはできやすいと思われます。

市長の見解をお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、おはようございます。それでは、森林整備に企業の協力を得てはどうかという趣旨の御質問でございました。

水源涵養林の整備自体は、その地域の暮らしや環境保全にとって大変重要であると認識しておりまして、その推進に当たっては企業の参画も大変有効な手段の１つであるというふうに考えております。

この企業の取組でありますけども、今、言及がありました西部の森のように、従業員の方が直接植樹に参加することを非常に望まれる企業もあれば、あるいは協力金という形で森林整備に参画したいという企業もおありなのではないかというふうに思いますので、企業の考え方によって少しそこは異なってまいります。今後、どういう形がより効果的で、また企業の皆様にとっても協力しやすい仕組みとなるのか、こうしたことを見極めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　検討をよろしくお願いします。

「ヨーロッパに学ぶ第一次産業イノベーション」という第一生命研究所首席エコノミストの長濱利廣氏のお話をＮＨＫラジオで聞きました。ドイツの林業における多様な樹種の組合せによる生態系の安定化や、地域で林業を支える在り方などに学びがある。ドイツの森林面積は日本の半分以下だが、木材生産量は２倍、木材自給率は100％を達成している。林業従事者は120万人以上で、自動車産業を上回る雇用を生み出している。森の管理調査を行う森林官という仕事は、子どもたちの憧れの職業になっている。林業を通じて、雇用や環境保全といった地域との連携を強化すれば、地域活性化や地方創生に貢献できるのではないか、このように話されていました。林業の将来性を感じました。

後継者育成にも、林業を地域で支える仕組みづくりにも、一層力を入れていただきたいということを述べまして、一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、猿渡美智子議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

休憩　午前11時55分

再開　午後１時00分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、こんにちは。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って、質問を行っていきます。

まず最初に、オスプレイと米軍機の低空飛行訓練について質問します。

オスプレイについては、今回で３回目の質問となります。

オスプレイの危険性については、過去２回の質問で指摘してきました。オスプレイは開発段階から事故を繰り返し、構造的な欠陥機と言われてきた軍用機であります。御承知のように、陸上自衛隊Ｖ22オスプレイが佐賀空港西側の陸上自衛隊駐屯地に配備が完了し、随時飛行訓練が開始されています。

今回のオスプレイ配備に伴って、日本共産党の田村貴昭衆議院議員が政府に対して提出した質問主意書に対する答弁によると、九州で４か所に設定されている陸上自衛隊Ｖ22オスプレイの低空飛行訓練区域が九州７県で85か所に広がる可能性があることが明らかとなりました。

ここに実際の答弁書があります。この中で、驚くことに85か所のうち、熊本県は21か所、最多であります。さらに21か所で示されている箇所を見てみますと、本市が含まれております。竜門ダムと鞍岳であります。答弁書では、Ｖ22がこれらの区域において低空飛行訓練を実施する可能性はある、こうはっきり書かれてあります。危険なオスプレイが本市の上空を飛行する可能性があることが明らかとなりました。

Ｖ22オスプレイは、昨年12月に沖縄県与那国島の陸上自衛隊与那国駐屯地で離陸しようとした際に、左翼の下部が地面と衝突する重大事故を起こしています。また、米軍機のＣＶ22が2023年、屋久島沖で墜落し、乗員８人全員が死亡した事故、同年８月の米海兵隊のＭＶ22がオーストラリアで墜落し、３人が死亡した事故など、重大な事故を繰り返している欠陥機です。重大事故を繰り返す欠陥機オスプレイが本市の上空を低空飛行する可能性があることは言語道断であり、見過ごすこのできない事態であります。

ここで、最初の質問を行います。

１点目は、陸上自衛隊オスプレイの低空飛行訓練が、九州７県85か所で実施する可能性が示されました。その中に菊池市内の上空も含まれております。危険性が指摘されているオスプレイが本市の上空を飛行する可能性があることについて、市の認識と見解をお伺いします。

２点目は、本市は米軍機の低空飛行訓練ルート、イエロールートにもなっており、過去にも被害が確認されております。本市が低空飛行訓練ルートになっていることについて、危険との認識はあるか。

以上、２点お聞きします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、こんにちは。それでは、東議員の御質問にお答えをいたします。

陸上自衛隊オスプレイによる低空飛行訓練につきまして、防衛省の報道資料によりますと、「国の南西地域を含む島嶼防衛能力の強化を実現し、国の抑止力・対処力を高める上で、極めて大きな意義を持つものであり、災害救援や急患輸送の観点からも有益である。」とし、今般オスプレイの佐賀駐屯地への配備を行い、近隣の駐屯地や演習場への飛行訓練が開始されているところとなっております。

御質問の、本市の上空の一部が低空飛行訓練ルートにあることにつきましては、九州防衛局へ確認を行いましたところ、本市で、現時点において陸上自衛隊のオスプレイが低空飛行を行う区域はないとのことでございました。

次に、米軍機の低空飛行訓練につきましても、九州防衛局に確認をいたしましたところ、米軍がイエロールートを示しているが、安全への配慮を行った上で訓練が行われているとのことでございました。

このように、安全性につきましては、国において確認がなされているものと認識をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　佐賀県配備の陸自オスプレイについてですが、今、部長の答弁では、本市において、九州防衛局に確認して、低空飛行区域はない、こういう答弁でしたが、私が先ほど示しました、国が示した６月27日付の質問主意書の回答としては、最低安全高度以下の高度での飛行が可能な区域、この地図として示されております。

［パネルを示す］

議長の許可をいただきましたので、このパネルを御覧ください。

赤い枠内がそのポイントとなる地点であります。本市の竜門ダム、鞍岳が明確に示されています。御承知のように、防衛省が既に夜間を含めて低空飛行訓練の許可を出しているのは、大分県十文字・日出生台、長崎県の大矢野原、熊本県山都町の

大矢野原演習場の４か所でありますが、防衛省は、これ以外の区域で、今回、改めてＶ22が低空飛行訓練を実施する可能性はあると答弁書で明確に述べています。

先週、市民団体の方と一緒に私も防衛省に直接低空飛行訓練の中止を求めて、要請、交渉を行いましたが、そのときにも質問をいたしました。防衛省の回答は、可能性はあると、こういう回答でした。

低空飛行区域、イエロールートについてですが、安全への配慮を確認して行っている。九州防衛局がこのように回答したとのことでしたが、米軍機の低空飛行訓練というものは、国内の航空法が定める最低安全高度、人口密集地では300メートル、その他の地域では150メートル、それ以下での飛行が許可をされております。墜落の危険性、騒音、低周波などの被害は十分懸念されます。

以前の一般質問でも紹介しましたが、本市では2007年に米軍機の低空飛行訓練による被害が起きております。米軍機の騒音に驚いた牛３頭が負傷し、殺処分されたという事案です。賠償金65万円が支払われております。牛を飼育されている方から私がお話を伺った中では、飛行機の低空飛行と思われるキーンという金属音の激しい騒音がして、その直後、牛の悲鳴が聞こえたので、牛舎に行くと、牛が骨折していた。骨折していた牛は殺すしかなかった。こういうお話でした。低空飛行が行われれば、消防防災ヘリやドクターヘリとの衝突の危険もあります。

令和２年には、全国知事会も低空飛行訓練の事前情報を求めて提言を出しております。イエロールートである竜門ダムでは、過去の実績からは約500メートルの低空飛行訓練が行われていると聞いています。また、同じイエロールートである福岡県の朝倉インター付近では、140メートルの低空飛行が過去確認されております。

低空飛行訓練は何のために行われるのか。敵のレーダーを回避し、地対空ミサイルや対空砲火の回避、奇襲攻撃、これらの技能を身につけるための訓練であります。まさに戦闘行為そのものであります。安全への配慮を行うなどという説明で担保されるような内容ではありません。住民の安全を守るべき地方自治体が、そのような説明一つで安心している場合ではありません。

ここで、再質問をいたします。

仮に低空飛行が実施される場合、日時及び飛行ルートに関して事前に明らかにさせ、市民に周知徹底をすべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　再質問にお答えをいたします。

県におきまして、九州防衛局からの情報提供内容を県のホームページへ掲載し、

県民の皆さんへ情報提供を行っているところでございます。

今後も、提供された情報については、県のホームページに掲載されるよう依頼をするとともに、市のホームページからも県のホームページへリンクをして閲覧できるような体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　県のホームページに掲載されているので、市のホームページからリンクできるように検討したいということでした。

新たに市のホームページから低空飛行訓練の情報へアクセスできることは一歩前進ではありますが、そもそも県のホームページの内容は、日米共同訓練などの場合の情報であり、日常的な訓練の情報は掲載されておりません。本市の場合にとって必要な情報は、米軍機や陸自のオスプレイの日常訓練の情報であります。県を通じて日常的な訓練の把握、情報提供を強力に要請すべきであります。改めて要望をしておきます。

最後に、市長にお聞きします。

１点目は、今回、本市において、陸上自衛隊Ｖ22オスプレイの低空飛行訓練のルートとなる可能性の自治体の中に本市が含まれております。また米軍機の低空飛行訓練ルートでもあります。このことについて、市長はどのような認識をお持ちでしょうか。

２点目は、事故を繰り返し、原因も解明されていないオスプレイの撤去と、配備、飛行の中止を国に求めるべきではないでしょうか。

３点目は、低空飛行訓練の目撃情報を市として把握すべきではないでしょうか。

以上、３点お聞きします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、今の御質問にお答えをいたします。

まず、どういうふうに受け止めているかという趣旨の御質問でございました。

先ほど総務部長が答弁しましたとおり、九州防衛局に確認した限りでは、陸上自衛隊のオスプレイは、本市においては、現在のところ低空飛行訓練を行う区域はないということでありまして、また米軍においても安全への配慮を行った上での訓練が行われているということでございました。

防衛に関しましては、国の専権事項でございまして、有事に備えた訓練であるというふうに理解しております。

一方で、市民の皆様のそうした漠たる不安というのもよく理解するところではありますので、いずれにしましても、低空飛行訓練を実施する場合には、飛行ルートとなる自治体や住民に対して、丁寧に説明していただくよう、国に求めてまいりたいというふうに考えております。

また、この種の飛行ルートの確認等々の情報の問題につきましても、県全体での取組として行うべきというふうに考えておりますので、県と必要な連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　目撃情報の把握では、熊本県と連携を図りたいとの答弁でした。ぜひ図っていただきたいと思います。

この点では、鹿児島県の取組を参考にしていただきたいと思います。鹿児島県は、県のホームページで低空飛行等に関する目撃情報についてというサイトを設け、住民に情報提供を呼びかけています。

サイトでは、次のように書かれてあります。

県では、低空飛行等について、県民の皆様から寄せられた目撃情報については、関係機関に対し飛行事実の確認を行い、当該航空機が米軍機の可能性がある場合には、九州防衛局に対して住民から苦情などが出されていることを伝達するとともに、住民の安心安全の確保の徹底等について、米軍側に申し入れるよう要請しています。こう書かれてあります。

そして、ホームページには、具体的に目撃日時や目撃場所、付近の目標物、生活への影響などを書き込める連絡票が載せられております。市としましても県と協力して、このような取組をぜひ進めていただきたい。再度要望しておきます。

２点目のオスプレイの配備の中止・撤去についての見解は、国の専権事項との答弁でしたが、この論理でいくと、住民の意思は軽視されてしまうのではないでしょうか。国の専権事項は、憲法上、根拠がなく、地方自治法第１条が、自治体の目的を住民の福祉の増進と定めています。このことから、外交や防衛であっても、住民生活に重大な影響を及ぼす場合には、自治体が主体的に関与すべきであると考えます。地域の自治体は、一体今何をなすべきか、自治体にとって重要なのは、国の政策から住民の命と生活を守るという視点ではないでしょうか。

先週の金曜日、敵基地攻撃能力を持つ長射程ミサイルの配備を熊本市の健軍駐屯地に今年度中に配備することが決まりました。配備先の地元には一切の説明のない配備であります。

日本を取り巻く周辺の安全環境がますます厳しくなっているとの理由で、今、まさに九州、沖縄、南西諸島が有事を想定した最前線になろうとしています。軍事対軍事、力対力の悪循環の先には平和はない、私はこう確信しています。

戦後80年、日本が再び戦争への惨禍へと道を誤らないためにも、そのことを妨げる防波堤に地方自治体がなることを改めて述べまして、次の質問に移ります。

次に、地下水保全対策について質問します。

今回は、地下水の保全、涵養について質問します。

熊本の宝である地下水は、多くの住民の生活を支える貴重な資源であります。とりわけ本市も含まれる熊本地域は、地域全体で１つの地下水盆を共有、そこから得られる地下水は、約100万人の住民の生活用水をはじめ、農業や工業用水としても利用されています。この地下水の量の減少や、水質の悪化の懸念に伴い、2012年４月に公益財団法人くまもと地下水財団が設立されました。御承知のように、本市も行政会員であります。官民一体となった取組が進められています。しかし、今般、ＴＳＭＣや関連企業の進出、開発による影響で、地下水の減少、枯渇が懸念されています。

ここで、最初の質問に入ります。

今年に入り、熊本県は地下水の将来予測を発表しました。しかし、そこで示されている期間は僅か５年であり、2024年度までの17年間の予測期間と比較しても短く、将来予測と言えるものではありません。

ここで、最初の質問です。

ＴＳＭＣや関連企業の進出、開発による地下水の現状を市としてどのように認識していらっしゃるでしょうか。

また、県の示した今回の将来予測について、市の見解をお聞かせください。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本市における地下水の現状としまして、本市区域内に県が設置しております２か所の観測井の年平均地下水位の経時変化の状況を見ますと、年度ごとの増減は見られますが、直近の令和５年度から６年度にかけましては、２か所の観測地点のいずれにおいても微増の傾向が見られております。

次に、将来予測につきましては、県が示しております予測におきまして、セミコンテクノパーク周辺では、これまでの地下水位の年間変動が、約５メートルから10メートル程度あることに対し、半導体関連企業の集積に伴う取水量の増加による地

下水位低下の可能性が、局所的に最大で１メートル程度であることや、直近の令和５年度から６年度にかけて、地下水の涵養量が増加していることなどから、地下水が枯渇するような状況にはないことが示されております。

本市としましても、県の将来予測に加え、市内２か所の観測地点いずれにおいても地下水位が微増の傾向を示していることから、県と同様の認識でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　今の答弁では、地下水の現状について、直近、おととしと昨年の推移から微増と。枯渇するような状況ではないという答弁でしたが、私は地下水涵養量の減少については、長期的なスパン、そして、短期的なスパン、この両方で地下水が微増という状況ではなく、危機的な状況であることを改めて指摘しておきたいと思います。

長期的視点という点では、次のパネルを御覧ください。議長の許可を取っておりますので、パネルを示します。

［パネルを示す］

このパネルは、くまもと地下水財団が作成した資料です。ＫＡＢのニュースでも紹介されたものです。

年ごとに凸凹はありますが、９億トンから10億トンあった涵養量は、44年間の中で５億トンにまで減少しています。短期的減少という点でも、同じくくまもと地下水財団が公表した資料を調べましたら、2020年に６億2,000万トンの涵養量が、2023年には５億1,200万トンへと減少しています。2023年というのはＪＡＳＭ稼働前であり、さらに熊本県は今年、熊本版サイエンスパーク構想を発表しており、開発予定の本市を含む２市２町の面積は340ヘクタールとなると明言されています。

一般的に１ヘクタールの農地の減少があれば、１万トンの地下水の減少があると言われております。そう考えると、サイエンスパークだけで340万立方メートルの涵養量が減ることとなります。一方で、大規模な企業立地で取水量は急増することが予想されます。地下水の涵養域での大規模開発で涵養量は大幅に減り、地下水の取水は急増が見込まれる。地下水の収支が大きく崩れ、枯渇へと加速していく懸念は拭えません。

先日、地下水問題の第一人者である東海大学の名誉教授の市川勉先生の学習会に参加し、講演を聞きましたが、熊本の地下水は明らかに減少している、こうはっきり述べられました。最低でも10年、20年の長期的な視点に立って、地下水の将来予測をする必要があると指摘をされました。この先生の講演からも、今回の県の将来

予測が全くもって不十分であると言えるのではないでしょうか。

部長の答弁では、県の見解、将来予測と同じであるということでありましたが、地下水の収支が大きく崩れ、枯渇への危機が進行している、行政はこの認識に立つべきであることを指摘しておきます。

次に質問を進めます。

それでは、現在菊池市で取り組まれている地下水保全の対策はどのような内容があるでしょうか、お聞かせください。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　ただいまの御質問にお答えいたします。

本市が取り組んでおります地下水涵養対策につきましては、主に３つございます。

まず、１つ目に、雨水の流出を抑制し、都市型水害の軽減を図り、併せて地下水涵養に寄与し、市民の生活環境を保全することを目的として、住宅に雨水浸透桝を設置する場合に補助金を交付する雨水浸透桝設置補助事業がございます。

２つ目として、地下水の保全及び水資源の有効利用を促進することを目的として、住宅に雨水タンクを設置する場合に補助金を交付する雨水タンク設置補助事業がございます。

３つ目としまして、地下水量の保全及び増大に向けた冬期湛水事業がございます。

本事業は、冬場の水田に水を張り地下水の涵養を図る取組でございます。熊本地域における広域的な地下水保全対策に取り組む公益財団法人くまもと地下水財団との共同事業として、営農者をはじめ、農政課・農業委員会・土地改良区などの庁内外関係部署と連携し取り組んでいるところでございます。

なお、昨年度におきましては、旭志平区にて実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　今、様々な取組をされていることが紹介されました。その中で、私は今回は、雨どいから取水、たまった水をガーデニングの水やりや車の洗車、災害時の非常用生活水などに利用する雨水貯留タンク、また設置することで、雨水を地中へ導き、地中にしみ込んだ雨水の一部が地下水となる雨水浸透桝、この２つについて質問を続けていきたいと思います。

ここで、質問します。

雨水貯留タンク、雨水浸透桝の過去５年間の補助事業の実績をお示しください。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　ただいまの御質問にお答えいたします。

本市における雨水浸透桝及び雨水タンク設置補助事業に係る過去５年間の実績についてお答えいたします。

まず、雨水浸透桝設置補助事業の実績につきましては、令和２年度設置基数が７基で、交付額が７万円、令和３年度の設置基数が13基で、交付額が13万円、令和４年度の設置基数が２基で、交付額が２万円、令和５年度の設置基数が９基で、交付額が９万円、令和６年度の設置基数が８基で、交付額が８万円となっております。

次に、雨水タンク設置補助事業の実績につきましては、令和２年度の設置基数が２基で、交付額が３万9,000円となっております。令和３年度から６年度までにつきましては、補助金交付申請がなされていない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　過去５年間の実績をお示しいただきましたが、数的には少なく、まだまだだと思います。

先ほど来述べております地下水の枯渇、涵養量の状況を鑑みるならば、さらなる普及が必要であると思います。

実際にどれくらいの補助額が行われているかを調べましたら、今、御紹介もありましたけど、雨水貯留タンクは１基につき、経費設置の３分の１以内、200リットル以上が上限３万5,000円、200リットル未満が上限２万4,000円、雨水浸透桝は１基当たり１万5,000円、４基までという内容です。

どれくらい雨水浸透桝の経費がかかるかを他市町村も含めて調べてみましたら、大体５万円はかかるという事例でありましたので、やはりこの補助額ではまだまだ住民負担があるのかなと思います。

そこで、質問をいたします。

補助額の拡大、そして、現在対象外となっている企業へも補助の対象を広げていくべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、お答えいたします。

先ほどお答えしました雨水浸透桝設置補助事業につきましては、近年の本市周辺地域における半導体関連企業の集積に伴う地下水取水量増加による影響を鑑み、地下水涵養及び市民の生活環境を保全することの重要性から、本年４月より、補助単

価を１基当たり１万円から１万5,000円に引き上げるための要綱改正を行い、本市における地下水涵養に向けた取組の推進を図っているところでございます。

なお、補助対象範囲の拡大につきましては、県内自治体が実施しております同種の補助事業等に関する情報を収集し、検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　補助額、そして、補助の対象を拡大していくということを検討したいということでありました。ぜひ早急に検討を進めていただきたいと思います。

ＴＳＭＣをはじめ、関連企業の進出、それに伴う開発が加速しています。地下水の収支のバランスを崩すような開発そのものに、自治体として検討を加えていくべきと考えます。同時に、自治体として、あらゆる手だてを講じなければ、地下水の収支のバランスが崩れることは必至であります。補助の額の拡大、対象の拡大を速やかに検討してください。

地下水の涵養に向けた自治体の取組として、ここで菊陽町の雨庭の取組を紹介します。

既にテレビや新聞でも紹介しておりますので、御存じかとも思いますが、町の担当課の方にも直接お話をお伺いしましたので、紹介をさせていただきます。

雨庭は、屋根などに降った雨を水路に直接流さず、浅いくぼ地に一時的にため、地中に浸透させる植栽空間です。河川に雨水が一気に流れ込むのを抑え、洪水を防ぐ効果があります。

今月８日、半導体関連企業の進出が相次ぐ菊陽町が、役場の敷地内に雨庭を整備、菊陽町役場の正面玄関脇に完成しました。

議長の許可をいただきましたので、実際に写真を撮ってまいりましたので、紹介をさせてください。

［写真を示す］

これが菊陽町の玄関前に設置された雨庭であります。地下水涵養を目的にした整備は熊本県内初めてです。2020年の７月豪雨をきっかけに、熊本県立大学や肥後銀行など産学官でつくるくまもと雨庭パートナーシップが、県内での普及に取り組んでいて、県南地域を中心に流域治水の１つとして整備が進められてきました。

くまもと雨庭パートナーシップの熊本県立大学島谷幸宏教授は次のように述べています。雨庭は小さな施設なので、いろいろな場所に整備できるというメリットがあって、整備することで洪水も防ぎ、地下水も豊かにし、景観もよくなる。

実際に放映されたテレビでは、半導体関連企業の集積に伴い、熊本都市圏で課題となっている地下水保全の観点からも、雨庭に熱い視線が注がれている。こう紹介されていました。

今回、菊陽町が整備した雨庭は約16平方メートルで、役場の屋根に降った雨の一部が雨どいを伝って流れ込みます。砂利や木材チップの敷き詰められたくぼ地の土壌には、水はけのよいボラ土と菊池地域の牛ふん堆肥を混ぜたものを使用、地中に雨水がしみ込みやすくする工夫が施されています。熊本県造園建設業協会の熊本グリーンライフ研究会が監修し、菊陽町の造園協会が施工しました。

設置した菊陽町の吉本町長は、インタビューに次のように答えています。この菊陽町の至るところでこの雨庭の景色が見られるようになれば、非常にすばらしいことなのかと思っている。ＴＳＭＣの進出によって、非常に地下水の涵養が課題になっていて、地下水を守るということは、町がやらなければならない一番の事業だと思う、こう言われています。

町によりますと、この雨庭によって、年間約200トンの地下水涵養が見込まれるということです。

なお、県内の自治体が地下水涵養を目的に雨庭を整備するのは、繰り返しになりますが、菊陽町が初めてということです。

最後に、市長に質問をいたします。

本市の地下水保全対策を推進するために、雨水貯留タンク、雨水浸透桝補助事業の拡大、さらに市役所などの公共施設への雨庭の整備、さらには浸透性道路の推進など、地下水保全に意欲的に取組を進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　市長答弁の前に、まず私のほうから、雨庭、また浸透性道路につきましては、事務的、技術的な面もございますので、その点をお答えさせていただきたいと思います。

まず、公共施設への雨庭の設置状況ですが、現状、公共施設において雨庭の設置はしておりません。

しかしながら、本庁舎におきましては、雨水の利用としまして、貯水をしまして、水洗トイレ用の水として活用いたしております。

また、本庁舎も含めて敷地内に緑地がある施設につきましては、そこから地下へ浸透し地下水涵養につながっているものと考えているところでございます。

また、市道における透水性道路、これにつきましてですが、資材の特性、また耐久性及び価格などをはじめ、整備後における維持管理等のメンテナンスを含めた費

用対効果や透水機能を有していることによる構造上の問題もございますので、車道には適しておらず、歩道や駐車場に適した舗装構造であると考えております。

このようなことから、現時点におきましては、市道における透水性舗装による整備については、考えていないというところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、今の部長の技術的な説明も踏まえまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

地下水保全対策というのは、何か１つで満足のいくというよりは、いろんな施策を恐らく複数やっていく必要があるというふうに思っておりまして、先ほど来の雨庭の設置等々のお考えがございますけども、先ほど総務部長のほうからお答えしましたように、現時点においては、私どものほうでは、雨庭の広さ以上の芝や緑地を広く取っております。同じような地下水涵養の効果に既につながっていると思いますし、雨水につきましては、そのまま流すのではなくて、それをためて、散水（後に発言の申出があり、「散水」を「水洗トイレ」へ訂正）等に使っておりますので、そのこと自体が地下水を節約していることにつながるというふうに思います。

また、雨庭というのは、景観上も確かにきれいなところがございますけども、数か所の雨庭ではやはり限界があると思いますので、広く市民の皆様に働きかけて、各戸に雨水浸透桝を作っていただくということも有効な手だてではないかというふうに思っております。こうした周知啓発を図りながら、地下水保全に対する市民の意識を高めながら、必要な策をさらに広げてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

ちょっと訂正して、おわび申し上げます。

先ほど雨水タンクを「散水」と申し上げましたけども、現時点では「水洗トイレ」に使っているということで、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○水上隆光　議長　　東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　これまでも、現在も、菊池市が地下水涵養に様々な取組を行っていらっしゃるということは十分承知をしております。さらに市民の意識を高めていくということも、私も重要だと思います。

ただ、今日の質問の冒頭にも述べましたが、その大前提に地下水の涵養量が減少していると。収支のバランスが大きく崩れているという、この危機感を行政として

はしっかり持っていただきたい。こう思います。

６月の一般質問において、ＰＦＡＳなどの有害物質から地下水を守るために、県の地下水条例の改正を本市としても県に求めることを要望いたしました。地下水の枯渇についても、私は同様に県の地下水条例の改正が待たれていると思います。その中身、視点としましては、年度ごとの収支を明らかにし、中長期的な視点に立った将来予測を行い、水量保全計画を策定すること。

２つ目は、地下水の収支バランスが著しく崩れ、地下水の顕著な減少が明らかになった場合は、開発、大規模取水について、制限、規制をすること。

３つ目は、大量の取水の工場においては、100％の再生利用を求めることなどです。

ぜひ上記の内容で、菊池市としても県に条例改正を求めていただきたいと思います。そして、条例改正待ちにならずに、さらに自治体として公共施設への雨庭の整備、雨水浸透桝や雨水貯留タンクへの補助の拡大など、あらゆる施策を早急に講じていただくことを改めて要望しまして、一般質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、東奈津子議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

休憩　午後１時41分

再開　午後１時48分

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城太志郎議員。

［登壇］

○１番　城太志郎　議員　　皆様、改めまして、こんにちは。議席番号１番、新人の城太志郎でございます。３月の市長選に伴い行われた市議会議員補欠選挙で初当選をさせていただきました。私は選挙期間中、笑顔があふれる菊池市にを強く訴え、菊池市民の皆様はもちろんのこと、菊池市で働かれている方、観光客の皆様など、菊池に関わる全ての皆様が１人でも多く、１回でも多く笑顔になれるような菊池市になるよう、皆様とともに尽力してまいります。よろしくお願いいたします。

私がこの笑顔にこだわるのは、最初は漫画のせりふで知った言葉なんですが、「幸せだから笑うんじゃない。笑うから幸せなんだ。」という言葉に、大学生のときでしたか、すごく感銘を受けて、調べてみたら、アメリカの哲学者ウィリアム・ジェームズという人の言葉を引用したせりふでした。

その笑顔にこだわる私が初めての一般質問で、とても緊張して全く笑顔になれて

おりません。よろしければ、今から私の緊張をほぐすために、私ががちがちの作り笑顔で心強い先輩議員の皆様を見渡しますので、目の合った方はふだんの控室にいらっしゃるときのようなすてきな笑顔を見せていただくと、大変ありがたく思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。多くの先輩のすてきな笑顔のおかげで、大分緊張が落ち着きました。御協力ありがとうございます。

それでは、通告に従い、質問をしてまいります。

本日、最後の一般質問です。最後までお付き合い、よろしくお願いいたします。

初めての一般質問ですが、有害鳥獣についてお伺いいたします。

前回の一般質問でも福島議員が質問をされましたし、過去の議事録を調べたところ、過去にもたくさんの議員の皆様がこの有害鳥獣について質問をなさっています。重複することも多々あるとは思いますが、それだけ市民の方々が注目している課題だと思いますし、被害を受けている農業者の皆様や、最近は菊池の防災アプリでもイノシシや鹿、猿といった動物が市民の生活圏に出没したというメールが多く見受けられ、農業被害だけの問題ではなく、市民生活に危険を及ぼす事態となっており、早急に対応が求められる問題であると考えます。

特に、中山間地域で農林業をされている方は、鉄柵や電気柵で農地を囲い、農業をされております。侵入を防止するためのものですが、それを設置する作業の量だけで莫大な労力が必要であることは容易に想像できます。

また、７月28日の熊日新聞で、イノシシの被害について、これは玉名の方でしたが、記事が載っていたので読んでみましたところ、中山間地域では効率的な営農が難しく、生産者の高齢化と人口減少が平野部より進んでいる。イノシシなどの野生動物の被害も深刻で、離農の一因となっているとおっしゃっており、また、電気柵を設置しても防げなくなった。電気柵で囲っていた水田にイノシシがあぜを壊して侵入した。あぜが壊され、水が流れ出たため、１ヘクタール分の米の収穫ができなかった。電気柵や鉄柵などの交付金を出すだけでは、根本的な解決にはつながらない。捕獲を強化して頭数を減らさなければ、被害の低減は難しいという記事があり、菊池でも同じようなことが起こっているということを耳にします。

対策として、有害鳥獣の隠れ家となる耕作放棄地の管理をするなどとよく言われますが、ただでさえ高齢化や人口減少が進む中山間地域の耕作放棄地の管理を行うというのは、現実として不可能ではないかと思います。

１つ、可能性として御提案をするならば、質問ではないので、少し頭の片隅にでも置いといていただくだけで結構ですが、菊池市がオーガニックビレッジ宣言をされております。そこで、オーガニック、無農薬や減農薬で農業をする方のモデル地

域を中山間地域で行う。といいますのも、平地や集約されている農地で無農薬や減農薬で農業を行う方がいるとします。無農薬栽培を行っている畑の隣の畑が農薬を使っていても、それはオーガニックでしょうか。また、通常の農業を行われている方からしても、防虫対策をしても、無農薬栽培の隣の畑から永久的に虫が入ってくる状態は好ましくないことだと思います。そういった観点から、中山間地域の空き家や耕作放棄地を活用し、新しく農業をオーガニックで始める方々のモデル地域とするのはいかがでしょうか。

話を戻しますが、そういった方法で耕作放棄地の管理がもし仮にできるようになったとしても、有害鳥獣の被害がある地域での農業経営の継続というのは大変難しいのが現状だと思います。

そこで、まず１つ目の質問ですが、過去５年の有害鳥獣の捕獲頭数、農業被害額の推移と個体削減の取組の現状と今後の方針を教えてください。

次に、２つ目の質問ですが、捕獲した有害鳥獣を菊池市の資源として活用することは、猟友会の方々の捕獲意欲の向上にもつながりますし、昨今、ジビエ肉は高たんぱく、低カロリーな食材として注目が高まっており、昨日、泉田議員が一般質問されましたが、ふるさと納税の返礼品としての活用や、現在菊池市には食べる肉の種類、私たちは多いのは牛、豚、鶏ですが、それ以外を食べる文化のある外国人の方や、インバウンド観光客が増加傾向ですし、地元飲食店で提供したり、小売販売など、観光資源として可能性も大いにあるジビエを食肉に加工する加工場の建設に関する本市の考えを改めて教えてください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、城議員の質問にお答えいたします。

過去５年間のイノシシ及びニホンジカの捕獲頭数について申し上げます。

まず、イノシシにつきましては、令和２年度が786頭、３年度が662頭、４年度が1,214頭、５年度が993頭、６年度が1,240頭となっております。

また、ニホンジカにつきましては、令和２年度が79頭、３年度が104頭、４年度が220頭、５年度が258頭、６年度が245頭となっております。

次に、農作物の被害につきましては、令和４年度が4,927万3,000円、５年度が4,692万1,000円、６年度が5,801万6,000円となっております。

捕獲の方針につきましては、令和５年度から２年間にわたり、イノシシ及びニホンジカの捕獲強化期間と位置づけ、捕獲の強化に取り組んでまいりました。

今後は、令和７年度の捕獲の実績を踏まえ、必要性を検討しながら、引き続き効果的な捕獲対策を行っていきたいと考えております。

次に、ジビエ加工場の建設との質問でございますけど、令和７年第２回定例会における福島議員への答弁と重複しますが、隣接する日田市のジビエ処理施設より、令和５年度に菊池市有害鳥獣捕獲協議会に対し、捕獲個体の搬入手順書や買取り価格の提示があったほか、施設までの搬入が困難な場合には、引取りも可能であるとの説明があったところです。

しかしながら、現時点において、当該施設への利用実績はございません。

また、菊池市有害鳥獣捕獲協議会からは、ジビエ加工処理施設の設置についての要望も現在のところ寄せられておりません。

しかし、捕獲隊員の平均年齢は64歳と高齢化が進んでおり、今後、埋設処理等の処理が困難となることも想定されています。

そのような状況を踏まえ、今後、菊池市有害鳥獣捕獲協議会の意見を聞きながら、その必要性や実現可能性も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　城太志郎議員。

［登壇］

○１番　城太志郎　議員　　ありがとうございました。

今、答弁でありましたとおり、年度ごとで若干の増減はありますが、５年前の令和２年度が、イノシシが786頭、鹿が79頭捕獲されているのに比べ、令和６年度はイノシシが1,240頭、鹿が245頭と捕獲されており、明らかに増加しております。令和５年度と令和６年度の捕獲強化期間の成果も増加の要因だろうと思います。

しかし、農作物の被害を見てみますと、令和４年度から５年度は少し被害が少なくなっていますが、捕獲頭数もイノシシは少なくなっていますので、何らかの要因でイノシシが少なかったのかとは思います。

令和４年度の農業被害額が4,927万円、令和５年度が4,692万円、令和６年度が5,801万円と被害は拡大しているのが分かります。捕獲頭数以上に有害鳥獣が増加しているということではないでしょうか。

ですが、市としては、隣接する日田市でのジビエ加工施設から搬入手順や買取り価格の提示があったが、利用実績がないこと、有害捕獲鳥獣協議会からの要望もないという、この２つの理由から、今のところ建設の予定はないが、これから捕獲する人たちの高齢化や、そういった点から必要性が高まり、要望があった場合は検討するとのことでした。

そこで、２回目の質問ですが、隣接する日田市の処理施設から提示された買取条件や買取り価格、また個体の引取りに来るとのことですが、引取りの際の費用など提示があった条件を教えてください。

あと１つは、ジビエの加工施設の建設は、確かに多くの課題があると思います。有害鳥獣捕獲協議会の方の理解や協力、解体加工のノウハウ、衛生管理の問題や食肉に加工した後の売り先、出口の問題など、様々な課題がある事業であることを理解した上で、もし民間でジビエの加工場を建設の意思があった場合に、地域貢献度の高い自主事業に市としてどのような協力や支援ができるのか。

この２点をお願いいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、城議員の再質問にお答えいたします。

日田市にあります日田ジビエ工房におきましては、買取りの条件として、止め差し後１時間以内の個体であること、また、わな猟の場合には、捕獲後24時間以内の個体であることなどが定められています。

買取り価格は、イノシシ及びニホンジカが１キログラム当たり100円となっております。

また、ジビエ工房までの搬入が困難な場合は、個体の引取りも実施されており、片道30分圏内は1,000円、それ以後は15分ごとに500円が加算される仕組みとなっております。

次に、民間においてジビエ加工場の建設が進められる場合における本市の協力についてですが、事業推進するに当たり、活用可能な制度等に関する情報提供を行うとともに、地域での捕獲活動を行っております本市の有害鳥獣捕獲隊との連携・調整の場を設けるなど、事業化に向けた支援を行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　城太志郎議員。

［登壇］

○１番　城太志郎　議員　　ありがとうございました。

日田市の条件ですが、この条件では菊池からの利用はまず難しいんじゃないかなというのが私の率直な意見です。

引取り価格、30分圏内で1,000円、買取り価格がキロ100円なら、まず10キロ以下の個体は１円にもなりませんし、買取り条件の止め差し１時間以内の個体というのも、菊池からではなかなか厳しいのかなと思います。

地理的条件や、この買取り価格での利用実績がないのは当然のことだと思いますし、前回の福島議員の質問の答弁で、捕獲した鳥獣40％が埋没処理を今されていて、60％が自家消費との回答でした。

ちょっと知り合いの猟をされている方にお伺いして計算してみたんですが、大ま

かな時期によっても違いますが、平均すると、捕れるイノシシの重さが大体40キロぐらいとのことで、歩留り、つまり肉にするとどのくらいになるかが大体50％とのことで、去年捕獲されたイノシシが1,240頭の自家消費が60％、744頭を自家消費しているとして、これを平均40キロの歩留り50％で計算した肉の量を今現在は52人の有害鳥獣捕獲隊員の数で割ると、１人当たりが年間約286キロ程度の肉を持っているんですよね。加工施設が菊池にあって、もう少し買取り価格が、持ってこられる方がメリットを感じる価格に設定すると、利用はあるのではないかと思いますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

次に、もし民間でジビエ加工場の建設の意思があった場合には、有害鳥獣捕獲隊の方たちとの関係を取り持ったりするような協力があったり、利用可能な交付金だったりの情報を提示するような協力ができるとのことでした。

私は有害鳥獣の活用を行うことは、農林業の被害削減、市民の安心安全の確保、ジビエの商品価値、ジビエ肉の推進活動で命の大切さの教育、食育、骨や角、皮などの加工で体験型観光資源としての活用など、この菊池市にとって多くのメリットがあると思いますし、とても地域貢献度の高いジビエの加工場が、もし民間からそういった声が上がった場合には、全面的に様々な面で御協力をお願いしたいと思います。

そして、稼働し始めた後には、先ほど述べましたように、ジビエを食べることの重要性を教える授業を行い、給食で子どもたちに食べてもらい、子どもの頃からジビエを近くに感じる教育や、市民向けのジビエレシピの発信や、ジビエの料理教室、地元飲食店や旅館組合での提供など、ジビエの出口の部分での協力も継続して行っていただくことで、市内外からジビエの関心や理解を高め、ジビエを活用することは必ず菊池のためになる事業であると考えておりますので、ぜひ前向きに検討していただくことをお願いし、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、城太志郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日９月４日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後２時09分

第　５　号

９月４日

令和７年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第５号

令和７年９月４日（木曜日）午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	城　　太志郎
２番	本　藤　　潔
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
９番	福　島　英　徳
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二
20番	山　瀬　義　也

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（１名）

８番	田　中　教　之

説明のため出席した者

市長	江頭　実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住　剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

午前10時00分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――○――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○水上隆光　議長　　日程第１、一般質問を行います。

初めに、二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　皆様、改めまして、おはようございます。議席番号17番、是は是、非は非で考えるがモットーの二ノ文伸元です。通告に従い、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、市長にとっては、嫌なやつばっかりとお思いでしょうが、私はその中には入っていないと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回は、耕作放棄地と子ども医療費助成制度の２点について質問させていただきます。

まず１点目、耕作放棄地について質問いたします。

戦後80年を迎えた日本、戦争により荒廃した国土を知恵と努力で立て直し、今の豊かな日本があるものと思っております。しかし、この豊かさを求める一方、公害や災害を引き起こす環境問題とも隣り合わせにある。今も豊かさの発展が様々なリスクをはらんでいることを考えなくてはいけない状態ではないでしょうか。

さらに、社会構造の変化は、人間関係や家族関係の変化にも影響を及ぼし、核家族増加、コミュニケーションの欠如や自殺者の増加、ニートの増加などもあります。

一方、国際情勢に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるパレスチナ攻撃など、世界を揺るがす紛争がいまだに続いています。特にパレスチナにおいては、イスラエルの強硬な圧力や攻撃により食料不足に陥り、幼い何の罪もない子どもたちまでも飢餓に陥り、亡くなることもまれではなくなっております。一刻も早い話合いによる停戦が切に望まれるところです。

アフリカでは、気候変化による温暖化で砂漠化し、土地が荒廃し食料難から、やむなく土地を去らなければならない人々もいます。

私たちの住む日本も、これまでに経験したことない未曽有災害の危険、線状降水帯による集中豪雨、40度に迫る暑い夏の延長など、自然の異変が頻繁に私たちの生活に起こるようになりました。これに伴うように、米問題、物価高と私たちの生活を脅かす問題があります。

私たちは食べなければ生きていけません。食が命をつなぎます。日本は戦後88％あった食料自給率も、今や38％に低下しました。それに伴い、耕作放棄地も増加したものと捉えますが、これ以上増やさないようにすることが大事だと思います。

その観点で質問させていただきますが、私は農業分野にまだまだ詳しくありません。勉強の意味も含めまして質問させていただきます。

耕作放棄地は、かつて農地として利用もされていたものの、１年以上作物が栽培されておらず、今後も耕作する予定、意思がない土地を指すとされております。これは５年ごとの大規模調査、農林業センサスにおける定義ですが、最近、特に今年は気候変動による環境異変、米問題など、新聞、テレビでも連日報道されるようになっている問題に関連しています。

そこで、お尋ねいたします。

本市における耕作放棄地の数と面積の推移をお示しください。

また、耕作放棄地の増加に至る原因と、それに伴う問題点もお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　古田農業委員会事務局長。

［登壇］

○古田十咲　農業委員会事務局長　　改めまして、おはようございます。ただいまの二ノ文議員の御質問にお答えいたします。

ここ最近の過去３年間の推移についてお答えいたします。

まず、令和４年度は127ヘクタール、令和５年度は125ヘクタール、令和６年度が133ヘクタールでございます。年度によって増減はございますが、増加傾向でございます。

次に、増加の原因と問題点についてお答えいたします。

まず、増加する原因でございますが、主なものとしては、農業従事者の高齢化や後継者不足、また、相続人が市外在住で、農業をする意思がないケースや、耕作条件が悪いことから、借手がいないケースなどが考えられます。

特に中山間地域においては、耕作条件が悪いことなどから、よりこうした問題が深刻になっております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　再質問いたします。

耕作放棄地の増加原因は、今、答弁いただきましたような様々な課題があります。農業従事者の高齢化と後継者不足、水利施設の老朽化、中山間地域の地盤沈下など、耕作を継続することが困難となる要因があるようです。

さらに、肥料や農薬など農業資材の高騰、生産コストの増加など、農家の経営を圧迫している状況も併せて要因になっているようです。

そこで、再質問ですが、耕作放棄地の現在の対応策とその成果と課題、また、今後の耕作放棄地の活用の見通しと対策についてお尋ねいたします。

○水上隆光　議長　　古田農業委員会事務局長。

［登壇］

○古田十咲　農業委員会事務局長　　再質問にお答えいたします。

防止と対策についてお答えさせていただきたいと思います。

農業委員会といたしましては、年に１回、実施しております農地パトロールや、年間を通した農業委員や農地利用最適化推進委員の巡視等により、耕作放棄地の発見に努め、発見した場合は、所有者等に意向調査を行い、相談等も受けながら、営農再開が難しい場合は、他の耕作者へのあっせんや、マッチング等を行うなど、防止と解消に努めたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、改めまして、おはようございます。続きまして、私のほうから、耕作放棄地の防止、対応策についてお答えさせていただきます。

耕作放棄地の防止、対応策としましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度による、農地や農道・水路等の農業用施設を地域ぐるみで適切に保全する取組が重要でありますので、こうした地域ぐるみの取組に対し、継続した支援を行いたいと考えております。

また、農地を守る担い手の確保も非常に重要でありますので、本市独自の新規農業就業奨励金の交付のほか、国の農業次世代人材投資資金、経営開始資金などによる支援を行うことで、新規就農者の確保を行ってまいります。

さらに、中山間地域等の地形的に耕作条件の厳しい地域については、作業効率化や作物生産性の向上による、負担の軽減・経営の安定を目的とした区画整理や農道・用排水路整備などの土地改良事業を地元要望により関係各位と協議しながら推進してまいりたいと考えております。

このほか、鳥獣被害の未然防止を目的とした、捕獲報奨金の交付のほか、狩猟免

許取得や電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置に対する補助などを行ってまいります。

こうした様々な取組を行うことで、耕作放棄地の発生防止と解消に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　ありがとうございました。

私の知人に80歳を過ぎてお一人で農業をされている方がおられますが、あと10年を超えて、今後を考えるとどうかなというふうな思いでも、私もありますけど、御本人もそういうようなことをおっしゃられておりました。その方からいろいろ耕作放棄地について御相談があったんですが、いろいろな事情で、今回はお聞きできないようなところもありましたので、次の機会にそういうところはお話をさせていただきたいなというふうに思います。

関係団体においては、農業従事者に対応できるさらなる取組をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきますが、次の機会では、私も勉強し直して、もっと深く掘り下げてお聞きしますので、そのときはよろしくお願いしまして、次の質問に移らさせていただきます。

続いて、子ども医療費制度について質問します。

このことについては、令和６年第２回定例会にて質問をいたしましたが、お答えをいただけなかった部分もありましたので、改めておさらいの意味も込めて、再度質問をさせていただきます。

現在、菊池市ではゼロ歳から18歳まで、子ども医療費助成制度により保護者の窓口負担はなく、実質無料となっております。このことは子育て支援制度の１つとして大変重要なことであり、菊池市では、早期にこの支援の制度が実施されており、評価されるべきことだと考えております。市長がやはり高校まで無償化を実現されたことは、大変私としては評価をしております。

しかし、充実しているはずの子ども医療費制度が、医療従事者からの相談で分かってきたことがありました。皆さんはＲＳウイルスを御存じですか。ＲＳウイルスは１歳までに半数、２歳までにほぼ100％が感染していますが、免疫ができにくいため、子どもから成人まで感染し、生涯にわたり感染を繰り返しながら、症状は徐々に軽くなるようです。

このＲＳウイルスは感染力が非常に強く、呼吸器系に影響し、発熱、せき、鼻汁などの軽い風邪症状を起こし、時に重い肺炎等を起こし、重症化することが挙げら

れております。呼吸器系の基礎疾患のある成人では重症化しやすく、注意が必要なため、早期の対応を呼びかけています。

皆さんも、さだまさしさんがＲＳウイルス感染症の60歳以上の予防接種の啓発をされていたことは御存じだと思います。

今回は、このＲＳウイルスにより、一部の乳幼児にも感染による合併症の細気管支炎、肺炎、呼吸発作、急性脳症など、重症化に至ることがあり、注意が必要なため、対応が必要となっております。こうした場合の乳幼児対応について、質問したいと思います。

一部の乳幼児とは、６か月以内の乳児、基礎疾患を有する小児です。例えば早産児、心臓や肺に基礎疾患がある。神経・筋疾患、免疫不全の基礎疾患がある小児です。この乳幼児の場合、ＲＳウイルス感染症の重症化リスクが高いため、予防薬シナジスの接種を勧められます。このシナジスは、幼い命を重症化から守るために必要ですが、ワクチンではなく、１か月に１回接種が必要であること、その子の体重に合わせた薬量が必要であり、費用が高価になるため、一旦支払いが必要であるとのこと。このことで、なかなか接種をためらう理由になっているとも言われております。

ここで、お尋ねですが、まず１点目、本市の場合、この予防薬シナジスは、子ども医療費助成制度に適用になるのか、お答えください。

さらに、２点目、菊池市では２万1,000円を超える医療費については、一旦支払わなくてはならないという制限がありますが、シナジスに限らず、どのような理由で２万1,000円を支払わなくてはいけないのか。

３点目、この２万1,000円の線引きの根拠は何か。

４点目、シナジスの接種を必要とし、実際に接種を受けた数が分かれば、分からなかったら結構です、ここは。

５点目、２万1,000円を超える医療費について、現物給付ができないか。

前回お答えがなかった点について、再度お尋ねをいたします。ここまでは前回の質問と同じなんです。

次は、大事なところになります。

令和６年第２回定例会で子ども医療費助成制度の高額療養費の償還払いが現物給付への質問に対して、今後、調査・研究をしていく旨の答弁もいただきました。あれから１年３か月余りたちましたが、その後、調査・研究をされたのか。されたのであれば、その成果をお示しください。されていないのであれば、その理由をお示しください。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　改めまして、おはようございます。まずは、子ども医療費助成制度と高額療養費制度について説明をし、その後、御質問にお答えいたします。

子ども医療費助成制度は、医療保険診療による医療費の自己負担分を助成するもので、各保険者から給付されます高額療養費などは対象外となっております。

本市では、18歳までの子どもの医療費の自己負担分を窓口で支払うことなく医療サービスを受けることができます。

しかし、２万1,000円を超える場合は、高額療養費に該当する可能性があるため、一旦窓口でお支払いをしていただき、後日、子ども医療費助成の申請をしていただいております。

高額療養費制度とは、同じ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、加入している各保険者へ申請した後、払戻しされる制度で、年齢や所得で金額が異なります。さらに、同じ健康保険等に加入している家族で、２万1,000円以上の自己負担分がある場合は、合算することができます。

このことから、子ども医療費で２万1,000円を超える場合は、高額療養費の可能性があるため、一旦窓口でお支払いをしていただき、高額療養費として給付された金額を除いて償還払いで助成しております。

次に、令和６年第２回定例会で御質問をいただいた内容についてお答えいたします。

１点目のＲＳウイルス感染症の予防を目的とした注射であるシナジスは、子ども医療費助成制度の適用になるのかについての御質問ですが、保険適用に該当する場合は、子ども医療費の助成対象となります。

２点目の２万1,000円を超える子ども医療費を窓口で支払う理由と、２万1,000円という金額である根拠についての御質問ですが、先ほど申しましたとおり、高額療養費に該当する可能性があるためであることと、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令において、２万1,000円と定めているためでございます。

３点目のシナジスの接種をした乳幼児の人数でございますが、人数の把握はできておりません。

最後に、高額療養費の現物給付につきまして、調査・研究と進捗についてですが、県外の数か所の自治体で実施していることを確認し、実施状況等を調査いたしました。

調査結果としましては、給付された高額療養費などの取扱いに関する仕組みづくりが必要であることや、高額療養費に該当する可能性がある場合、正確な子ども医

療費の助成額を確定させるために今まで以上に事務処理の時間が必要であること、現物給付について医療機関や各保険者、支払基金等の理解と協力が必要であることが分かりました。

また、ある自治体では、医療費が高額になっても窓口での支払いが不要であるため、高額療養費の申請をされないケースがあり、各保険者から払い戻しされるはずの金額を自治体が負担し、その金額が数千万円になっているとのことでした。この自治体のホームページでは、「高額療養費制度を利用して、子ども医療費の節約に御協力ください」と掲載し、住民に対して高額療養費制度の利用促進を周知してありました。

このように、高額療養費の現物給付を実施しますと、市の財政負担が増加するという課題も見えてまいりました。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　ありがとうございました。

この医療費制度というのは、本当にちょっと私もかじった程度ですが、勉強しました。もう本当に複雑です。それは分かります。しかし、やはりよその自治体はそれを乗り越えてやっていることだろうというふうに理解しているところです。

１つ教えてほしいというか、お聞きしますけども、県外ということですけども、県内はないということでよろしいですか。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの質問にお答えいたします。

県内で高額療養費の現物給付をしている自治体はございません。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　じゃあ、今の話をすれば、本市では、この現物給付というのはもうできる可能性はないということでよろしいですか。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの質問にお答えいたします。

子ども医療費助成制度における高額療養費の現物給付化の可能性についてのお尋ねでしたが、多くの自治体で２万1,000円を超える子ども医療費の助成につきまし

ては、本市と同様に、償還払いの取扱いを行っております。

先ほども申しましたとおり、様々な課題がありますので、引き続き慎重に調査・研究のほうをしてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　何か今の話を聞いておりますと、可能性がないわけではないというような形でよろしいんですかね。

前回も申しましたけども、調査・研究ということをしきりにおっしゃいます。昨日の誰だったですか、稲継議員だったっけ、おとといか、そういう中で、やはり教育部長か何かしつこくじゃないですけど、答えを引き出されたと私は理解しております。やはり私も２度目になります。もちろんまた３度目もやります。調査・研究という言葉をよく使われますが、やはりその間、私が１年３か月、ここにおりますけども、そういった調査はされた実績とかは、やはりこの場に立たなければお話にはならないというようなふうに受け止めるわけですけども、やはりその流れをやったときには、ちょっといいですかと。その辺の道で会ったときにでも、わざわざここに立ってお話をしているわけですから、そういったことは部長さんなり、課長さんなり、その係の方々がお話をいただければ、何か希望が持てるのかなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願いをいたしておきます。

少子化の理由の最上位は経済的負担とあります。国をはじめ、市町村も出産時給付、保育助成、子ども医療費助成制度、高校無償化、最近は給食費無償化など、多くの支援策を検討、多くが実施されております。

しかし、子どもが病気やその予防を必要とするとき、線引きされた医療体制により、金銭負担や事務手続の必要性、一旦支払うべき金額があること、そのことで治療の遅れや、予防できるはず、治療ができない可能性もあるのではないでしょうか。

さらに、負担によるしわ寄せが出ている可能性はないかということです。妊娠、出産、育児の切れ間のない支援と、少子化のこの時代にしきりに言われております。かゆいところに手が届かないでは、やはりいけないと思います。少しでもやる気があるなら、やっぱりそういうところを見せてほしいと思います。

手間や負担を除き、必要な子育て支援に変えるオンライン化、ＤＸ化の検討が必要ではないでしょうか。既に他県市町村でも実施できているところがあります。子育て支援に手厚い菊池市と言われるように、ぜひとも負担のない医療費支援をお願いして、市長、お願いしますよ。私の質問を終わります。

以上です。

○水上隆光　議長　　これで、二ノ文伸元議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前10時30分

再開　午前10時40分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号15番、荒木崇之です。先ほどの二ノ文伸元議員が、今日は市長にとって、嫌な質問が続く、嫌な議員が続くとおっしゃいましたけども、私は決して市長のことは嫌いではありません。政治的スタンスが違うということをお伝えして、私の質問に入りたいと思います。

菊池市の企業誘致について質問いたします。

私は、これまでの一般質問において、市の人口減少対策と財政力を上げるためには、市が独自に中小企業の集合工業団地を整備し、原材料の調達から加工、販売に至るまでの一連の流れであるサプライチェーンを菊池市内で完結できるのが理想的であると申し上げてきました。

その答弁のたびに江頭市長は、市が工業団地をつくるというリスクは取らず、県営の工業団地に協力して、住宅政策を優先すると答弁されています。一方で、御自身の選挙では、長年売れなかった田島工業団地に阿蘇製薬を平成28年に誘致してきたとアピールされています。

過去３度、この阿蘇製薬の質問を令和２年第２回定例会、令和４年第２回定例会、令和５年第１回定例会において、私は一般質問をしましたが、そのときの答弁は、東京オリンピックで資材が高騰しているから、東京オリンピック後に工場は建設される予定ですと言われていましたが、平成28年に阿蘇製薬の進出を新聞で発表してから、はや９年がたち、東京オリンピックどころか、パリオリンピックも昨年終わりました。いまだ田島工業団地の阿蘇製薬の区画にはくいの１本も立っておらず、200人の雇用を期待していた地元田島の市民の中には、耳触りがいい言葉に惑わされずに、４月の市長選は違う人に投票したと言われる方も少なくありません。江頭市長、次のロサンゼルスオリンピックまでに阿蘇製薬は建ちますでしょうか。

菊陽町にある世界的半導体大手ＴＳＭＣの進出以降、菊池市に台湾企業が進出したのは２社で、その内１社は、木下議員、二ノ文議員、福島議員、大山議員と私で、令和５年10月に自費で台湾に行き、御縁をつないだことで、本年７月に２億円をか

けて、村田区に工場を建設されています。

江頭市長は、ＴＳＭＣの進出をチャンス、チャンス、これまでにない潮流が来ていると挨拶ではいつも言われていますが、御自身で企業誘致のためにどれだけ動かれているのか疑問であります。

さて、熊本県内では、ＴＳＭＣの進出後、山鹿市、玉名市、荒尾市、大津町、西原村、益城町など、各自治体で工業団地整備を計画しているところも多く、それに伴い優遇措置、例えば用地購入に対する補助金であるとか、固定資産税の一部減免等を行い、企業に選ばれるよう、独自の自治体で政策を打っておられます。

そこで、お尋ねしますが、菊池市に進出した企業に対して、どのような補助金であるとか、減免措置があるのか、お示しをください。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、荒木議員の本市に進出する企業への補助金と優遇措置についての質問にお答えいたします。

まず、補助金としましては、菊池市企業誘致促進補助金があります。

次に、優遇措置としまして、支援内容及び条件は異なりますが、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画による固定資産税の減免、菊池市地域経済牽引事業奨励条例による固定資産税の減免、菊池市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例による減免、菊池市工場設置奨励条例による固定資産税の減免があります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　先ほど言われました答弁の中に、菊池市企業誘致促進補助金交付要綱というのがありますけども、この中に、製造や加工する工場がある一定の面積の用地を取得し、３年以内に建設すれば上限２億円の補助金を出すというのがありますけど、これ間違いないですかね。

固定資産税の減免もあるということですが、その固定資産税の減免は置いといて、この菊池市企業誘致促進補助金交付要綱について議論を深めます。

私が質問をするきっかけとなったのが、本年４月に泗水の田島地区に進出された、八代市に本社を置く株式会社エーブルの社長とお話をする機会がありました。進出していただいた企業なので、少し紹介をしておきますが、この進出は全く市は関わっておりません。もう民間の自力でやっておられる。この会社ですが、平成３年に創業され、社員数が約1,200人で、事業内容は、プロセスセンター業務といいまし

て、スーパーマーケットなどの小売で販売される生鮮食品の仕入れ、加工、包装、店舗への配送を一括して行っておられます。主な取引先は、イオンとか、ドラッグストアコスモスといった、私たちがよく利用するお店です。

私も八代港にある本社にお伺いしましたが、広大な敷地に大きな倉庫、何百台ものトラックには驚きました。エーブルの当時の社長、現在は取締役となっておられますけども、この雑談の中で、菊池市の泗水に熊本北センターを建設しましたが、物流倉庫と運輸は補助金の対象外と言われましたとのことであります。

そこで、お尋ねします。

物流倉庫はなぜ対象外なのでしょうか。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、再質問にお答えいたします。

菊池市企業誘致促進補助金につきましては、その対象要件として、製造の用に供する施設に限定しており、物流施設は対象外となっているところです。

物流施設を含めるかは、他の業種も含めて、県内市町村の動向や経済効果を含めて判断してきたところでございます。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　答弁では、菊池市企業誘致促進補助金交付要綱の中で、物品の製造、加工、修理をする施設と定めており、補助金を出す業種を製造業に限定していますということであります。

また、補助金の対象面積が１万平方メートル、約3,000坪以上とのことですが、物流倉庫は敷地面積の割に雇用人数が少ないので、補助金の交付要綱を製造業に絞っているのではないかと考えます。

では、平成18年に菊池市企業誘致促進補助金交付要綱が定められて、実際に雇用促進の補助金を受けた企業の一覧を示します。

［パネルを示す］

ちょっと見えにくいですけども、こちらは、この補助金とは別に、用地買収の補助金もあるんですけども、これは何人市民を雇ったか、それに応じて、市民を雇ってくれた会社に対して補助金を出しているということでありますが、マックスが、一番最大が600万円ということであります。お金に関わることなので、会社名はアルファベットで示しますが、平成26年から令和５年まで、１社ずつ、補助金が進出企業に交付され、合計、これは10社あります。私が何に注目してこれを示したかといいますと、雇用の数です。企業誘致の目的は、固定資産税などによる税収の増加

もありますが、雇用の創出というのが一番であることは皆さんもお分かりかと思います。そういったことから、雇用人数が少ないとされる物流倉庫については、対象外にされていると考えます。

実際、これは全部、製造業なんですが、一番多いところで308人雇用をしている。そのうちの市内雇用が51人ということで、この交付要綱を受けたところの全部の企業を10で割って、平均を出しましたところ、進出企業の雇用者の平均は60人です。では、今回進出していただいた株式会社エーブルはどうかといいますと、既に田島に、泗水のこの北センターで約150人を雇用されています。

そこで、提案ですが、製造業に限らず、一定の雇用をするのであれば、この一定の雇用というのは市側が決めてもいいと思います。今までの平均でもいいし、100人と決めてもいいし、それプラスで市内雇用が何人というのは今までのとおりでいいと思うんですが、一定の雇用をするのであれば、補助金を支出するように、企業誘致促進補助金交付要綱の改正をすべきではないでしょうか。この要綱は平成18年に策定されていますが、当時の市長や、市職員には、プロセスセンター業務といった、仕入れから加工、配送を行っているような物流倉庫があることを想定していなかったのではないかと考えます。時代に応じて補助金交付要綱も改正すべきと考えますが、江頭市長にお尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。企業進出に対する補助金要綱の見直しについての考えを述べよということでございました。

現在の企業の新設・増設の状況に関しましては、主に半導体関連、自動車関連の製造業というのが中心でありますが、近年、道路貨物運送業あるいは倉庫業の進出も増加してきているところでございます。多岐にわたる業種、また、特に雇用の多い企業が本市に進出していただけるということは、市民の皆さんにとっての就業機会の選択肢が拡大するということで、大変感謝しているところでございます。

現在の雇用促進補助金の対象業種につきましては、現在、製造の用に供する施設というふうになっておりますけども、特に雇用促進という観点から見ますと、狙いとするところは市民の就業機会の選択肢の拡大ということであります。また、特に市民の皆さんの雇用促進につながるということであれば、対象業種の範囲の見直しについて検討を行いたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　株式会社エーブルの前社長とお話ししたときに、八代市に本社を進出していたときは、平成３年か、八代市は物流倉庫でも補助金の対象でした。雇用人数が増えたので、補助金が最大になり、３年の分割でお支払いしてもいいですかと八代市から頼まれたそうです。笑って言われましたけども、本当にありがたかったと。創業時、きつかったから、本当にありがたかったと。３年の分割でも、どうぞ頂けるものならありがとうございますという話をされておりました。

そこで、八代市企業振興促進条例と本市の要綱を見比べてみますと、菊池市の補助金要綱では、用地取得補助金と、先ほど示しました雇用促進補助金の２つに対して、八代市は、用地取得補助金、事業所建設補助金、雇用促進補助金、固定資産税の免除の４つあります。うちも固定資産税の免除はあるので、本当は３つなんですけど、やっぱり条例が、うち３つ、条例とか要綱に分かれているので、やっぱり八代市みたいに１つにするべきじゃないのかなと。

八代市の条例を見てみますと、その中にはちゃんと固定資産税の減免の割合まで示されていますので、幾つもあると、企業側も分かりにくいので、やっぱりこれは条例の改正はそこもスマートにすべきなんじゃないかなと思いますが、また、菊池市が業種を製造業に限定しているのに対して、八代市は、製造業、電気、ガス、熱供給、水道業及び運輸業、卸売業、さらには研究開発を行う施設も対象となっています。

また、取得面積については、菊池市は、先ほど申しましたが、１万平方メートル以上ですが、八代市は取得面積に要件はありません。ただし、操業時の条件として、投下固定資産、要は、どれだけ経費をかけたかということですけど、菊池市は１億円以上と新規雇用が10人以上と定めているのに対し、八代市の場合は、操業時の投下固定資産が１億円以上であって、開始時の市民雇用数が10人未満の場合は１億円、操業時の固定資産総額が１億円以上であって、操業開始時の市民雇用数が10人以上40人未満の適用事業者は２億円、操業開始時の投下固定資産が１億円以上であって、操業開始時の増加市民雇用数が40人以上の事業所は３億円、まだあります。操業開始時の投下固定資産が20億円以上であって、操業時の増加市民雇用数が100人以上の適用事業所は６億円と。操業時投下固定資産額と市民雇用数により補助金が交付され、投資額と雇用人数が多ければ多いほど、補助金を増額されています。

先ほど、補助金要綱の改正については検討するとおっしゃいましたが、二ノ文議員、稲継議員と同じで、私は調査・研究するという言葉が大嫌いです。検討するという言葉も大嫌いです、検討しないから。

そこで、お尋ねしますが、八代市のように、立派なひな形となる条例はあるので、早急に改正できると考えますが、どのくらいの期間を要するのか、お尋ねをいたし

ます。

あわせて、今年度中に改正されるのならば、株式会社エーブルも遡って交付対象にすべきではないでしょうか。なぜなら、令和３年11月12日に、大賀議長宛てに菊池市企業誘致促進補助金要綱に関するお願いとして、議会にも配付のみでありますが、陳情をされていました。また、江頭市長には、水上議長が同行し、エーブルの社長とお会いしていると聞いています。本来なら、進出企業の多様化を想定して、令和３年に交付要綱の改正を検討しておくべきでありましたし、今の今、建てたから言われているわけではないというからであります。そういったことを考慮しますと、遡って交付することも考慮すべきと考えますが、江頭市長に、改正する時期及び遡っての交付の考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　先ほど八代市の例を非常に仔細に教えていただきました。八代市は高速も通っておりますし、インターチェンジもあります。本市にはインターチェンジどころか、高速もないわけでありますから、当然運送業が集中しますと、道路がどういう状況になるかというのも一方では考えなければいけないと。こういうことがございますので、各市のそれぞれの特性等を踏まえて、参考にさせていただこうというふうには思っております。

それから、個別企業のお名前が出ていますけども、一般質問の場でありますので、個別企業に対してどうするとかいうことは、私のほうからは申し上げる立場ではございません。

また、議会のほうには、正式な要望書が出ているということでありますが、私どものほうにはまだそういう正式な要望は来ておりませんし、議会からもそういうことは特段聞いておりませんので、正式申入れがあれば、また含めて検討したいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　松永経済部長。

［登壇］

○松永哲也　経済部長　　それでは、事務的なところについて、私のほうからお答えさせていただきます。

市長が申しましたとおり、対象業種、改正時期なども含めて、併せて検討したいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○水上隆光　議長　　傍聴の方は静かにしてください。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　市長、私は何も運輸業に限ってしてくださいと言っているわけじゃないんですよね。（発言する者あり）

時代に応じて企業の在り方も変わっているわけなんですよ。市長も銀行におられたから分かるでしょう。だから、それに応じて、製造業にこだわるんじゃなくて、製造というのがあったら、加工もつながる。それに運輸もつながる。だから全部がつながるから、それを私は一連の流れとして雇用が生まれるならいいとおっしゃっているなら、ぜひとも早急に改正をしていただきたいというふうに思うところでありますが、私の期待した答弁ではありませんでしたが、株式会社エーブルの前社長とお話ししたときに、菊池市のことがとてもお詳しかったので、なぜだろうと思いましたら、前社長のほうが、私は七城の西郷地区の出身ですとおっしゃいました。直接はおっしゃいませんでしたが、やはり出身地である七城町の近いところに物流センターを建設されたのは、故郷に錦を飾る、ふるさとに貢献したいとの郷土愛の表れではないでしょうか。

令和３年の陳情書にも、これまで八代市、熊本市、北九州市で企業進出してきましたが、ふるさとである菊池市にも会社の拠点を展開しようとしていますとあります。市長が大好きな、これこそ、何だったっけ、シビックプラウド、シビックプレリュード、何かとにかく郷土愛というやつなんでしょう。先日、お電話させていただいたときは、この熊本北センターにチルド倉庫を新たに建設し、30人の雇用を予定しているということであります。

市長、市長は旭志の国道325号沿いの森林組合跡地に３億3,000万円かけて、泗水から下水道を延長する計画を発表されていますが、まだどんな商業施設、どんな住宅が来るか分からないところに３億円もの税金を投入するなら、自治体に頼らず用地買収をして、広大な建物を建設し、進出してきた企業に補助金を出してもよいのではないでしょうか。進出企業の自力で成長する力を菊池市がサポートすることは、他自治体への企業、産業、雇用、そして人が流れないこととなり、ひいては、この菊池市の経済発展に寄与するということも申し上げて、次の質問に移ります。

次に、特定品目のごみ処理について質問いたします。

質問をします前に、本市のごみ処理についての歴史を市民の方にも、職員の方にも、平成26年以降に議員になられた方にも知っておいていただきたいので、そのお話からさせていただきます。

合併した当初、同じ菊池市でもごみ処理の方法が違いました。旧菊池市、七城町、旭志村は、旭志にありましたＲＤＦエコヴィレッジ旭で、旧泗水町は、合志市、菊

陽町、大津町で構成する環境保全組合で処理されていました。以前は南部清掃組合という名称でした。

平成25年に大津町にあるごみ処理工場が老朽化により、合志市に新工場を建設するに伴い、菊池市は菊池全域を環境保全組合に加入させてほしいと１市２町にお願いしました。なぜなら、ＲＤＦでのごみ処理は、開業当初、１トン当たり5,000円でしたが、平成25年には１トン当たり１万1,500円と2.5倍まで上がっていましたし、例えば山鹿市のように市単独でごみ処理工場を建設するとなると、約90億円という建設費を要するからであります。

しかし、平成25年９月14日の熊日新聞では、「加入には慎重意見も」と題し、前福村市長と九州産廃との13項目の密約問題が環境保全組合に持ち込まれる懸念や、市町村合併前からの菊池市のぞんざいな態度、自分の優位を意識して、他人を見下すような態度に対する嫌気がささやかれているとまで記事に載りました。私も菊陽町と大津町の当時の議員から、泗水以外の地域は加入させない、市町村合併の約束を守らない市が保全組合との約束を守るはずがないと言われたのを覚えております。

江頭市長は、平成25年の就任当初には、彼ら、合志、大津、菊陽も、菊池市が入ることで、スケールメリットがあるから、金額的に安くなると言われていましたが、その認識で１市２町にお願いしたところ、加入を断られたため、平成25年９月の全員協議会で、議員の皆さん、助けてくださいと言われたのを覚えています。

その後、市議会は、当時山瀬義也議長の下、それぞれの委員会で１市２町にお願いに上がり、土下座外交をしたことで、平成25年11月29日に全域加入が議決されました。議決については、１市２町から、産廃業者との問題については環境保全組合に持ち込まないこと、組合の加入については、市民に責任を持って説明し、組合へ迷惑をかけないことなどから成る６項目の確約書を出され、応じることが条件でありました。私は６項目の確約書については、菊池市民に広報等で公表し、これまでの経緯をつまびらかにして、市民と情報共有をすべきと臨時議会で質疑しましたが、市民に知らされることはありませんでした。全域加入から12年たちましたが、合志市、大津町、菊陽町には、大きな心で菊池市を受け入れていただいた御恩を忘れたことはありません。

それでは、前段が長くなりましたが、質問に入ります。

特定品目ごみの処理の出し方についてですが、特定品目ごみとは、蛍光灯とか乾電池などであります。前段で申しました環境保全組合、現在の菊池広域連合が運営しますごみ処理工場、環境美化センターで、本年４月からリチウムイオン電池の処理が可能となりましたので、リチウムイオン電池に限って質問したいと思います。

リチウムイオン電池は、私、今日持ってきていますけども、大丈夫です、爆発は

しませんから。スマートフォンを充電するモバイルバッテリーをはじめ、まさにこれのことですね。この小さいモバイルバッテリーをはじめ、電動自転車、ひげそり、電動歯ブラシ、耳につけるイヤホン、小型扇風機などに使われる高性能な充電式電池で、軽量でエネルギー密度が高く、繰り返し充電することができます。

しかし、便利さの裏には危険が伴うのが世の常であります。リチウムイオン電池は過充電や過放電、また高温環境下での使用は発火や爆発のリスクがあります。実際に、本年７月22日は山手線の社内でモバイルバッテリーが発火しました。７月27日には水戸駅でポータブル電源、これはキャンプ用のポータブル電源、これが発火、つい最近では、８月28日に上越新幹線の中でモバイルバッテリーが発火し、緊急停止しています。

ＮＩＴＥ（製品評価技術基盤機構）の調べでは、2020年から2024年までの５年間でリチウムイオン電池の事故は、全国で1,860件で、特にこの夏場にかけて上昇する傾向にあると発表されています。ただ、何度も申し上げておりますが、リチウムイオン電池が危険だから使用しないでくださいというのを言っているわけではなくて、誤った使い方や、使用場所を間違えないようにすることが大事であります。

私がこの質問をしようと考えたのが、４月に広報配りをしていたところ、夫婦の方が息子が就職をして、息子の部屋を片づけていたら、モバイルバッテリーが出てきた。電動自転車も処分したいけど、バッテリーの出し方が分からない。家に置いとったら、これは燃ゆっとでしょうと言われました。

そこで、お尋ねしますが、菊池市民がモバイルバッテリー等のリチウムイオン電池を特定品目として出す場合の出し方を答えてください。併せて重量や大きさに制限があればお示しください。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　改めまして、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池を含む充電式電池等につきましては、本年４月から菊池広域連合の処理施設で受入れが可能となったことから、特定品目に追加した上で回収を実施しているところでございます。

回収することができる電池の規格としましては、１個当たりの重量に制限はなく、電動アシスト自転車用バッテリーを除き、およそ20センチ四方以下の電池類となっております。

また、排出方法に関しましては、各ごみステーションに無色透明または半透明の袋に入れ不燃物の日に出していただくか、直接、処理施設へ持ち込んでいただくこ

ととなります。

加えまして、本年８月から本庁舎環境課窓口におきましても、拠点回収として新たに回収を開始したところでございます。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　リチウムイオン電池の出し方については、ちょっと順番が逆になりますけど、市役所本庁の環境課に持ってくる、これ拠点回収と、市民が環境美化センターに直接持込み、それと不燃物の回収日に透明の袋に入れて、黄色い袋の不燃物とは別に出すといった３通りの出し方があるとのことであります。

では、菊池市の平成24年のホームページでは、小型式充電式電池、これが今で言うリチウムイオン電池の前の読み方なんですけど、出し方については、リサイクルをしようと掲載されていました。それがこれになりますけども、と記載されており、リサイクルマークがついたリチウムイオン電池のみ、電気屋さんのリサイクル箱に入れてくださいと記載されていました。つまり、メーカー製の電池しか回収しないというのが今までの処理方法でした。特定のメーカーというのがＪＢＲＣ、前身は電池工業会という名前でしたが、このＪＢＲＣの会員であるメーカーの製品のみ、リチウムイオン電池を処理するという自治体や施設も少なくありません。いまだにですね。

そこで、お尋ねしますが、Ａｍａｚｏｎとか、楽天とかのネット販売で販売されている中国製や海外製品、メーカー不明品など、ＪＢＲＣ会員メーカー以外のリチウムイオン電池についても特定品目ごみとして、環境美化センターに出していいのか、質問をいたします。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

本市が本年４月から行っている回収につきましては、全てのメーカーの製品を対象としております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　答弁では、海外製品だろうと、メーカー不明品だろうと、特定品目ごみで出していいとのことであります。

菊池広域連合が住民サービスの向上のために、リチウムイオン電池の処理に取り

組んでおられることを高く評価したいと思います。

実際に、いまだリチウムイオン電池を回収・処理しない自治体は少なくありません。

そこで、パネルを示します。

［パネルを示す］

近隣の自治体及び広域連合では、阿蘇広域行政事務組合では、リチウムイオンの電池は一切受け入れておりません。先ほど申しましたように、電気屋さんに行って、リサイクルしてくださいというのを勧めているそうであります。

宇城、宇土、美里で構成される宇城広域連合も、同じく受入れをされていません。今、検討中とのことであります。

山鹿市は、山鹿市が直接工場を持っておりますので、市民が直接環境センターに持ち込むのと、資源ごみとして出せますが、市役所などでの拠点回収は行っておりません。

玉名市、荒尾市も含め２市４町で構成される有明広域行政事務組合は、拠点回収、市役所とか、そういうところに持っていっていいというのと、住民が直接工場へ持込みはできますが、特定品目として出すことはできません。

このように、拠点回収も、住民が持ち込むことも、特定品目として不燃物で出すこともできるのは菊池広域連合だけであります。丸が３つついているのはですね。これだけ住民サービスが高いんですが、全国的にも先進的なリチウムイオン電池の回収処理を行っていますが、いまだ市民には周知・認知されていないと考えます。

菊池市のごみ出しアプリには掲載されていますが、広報きくち、市のホームページには小さく４月に一度だけ載りました。毎月、誰も使わないような絵はがきや、三セクの割引券を載せる紙面があるのなら、正しい特定品目のごみの出し方を掲載すべきではないでしょうか。なぜなら、誤った特定品目ごみの出し方を行ったことで、令和５年９月にはリチウムイオン電池を原因とするパッカー車の火災が合志市で発生しています。令和６年６月には菊池市で、これはライターだったんですけども、ライターを原因とするパッカー車の火災が発生しています。また、菊池広域連合の環境美化センター、持ち込まれたところにおいても、令和４年度に４件、本年度はこれまでに３件のリチウムイオン電池を原因とする火災が実際に発生しているからであります。そのことから、市民に対して特定品目ごみの正しい出し方を広報に掲載するなど、啓発活動を行うべきと考えます。

あわせて、拠点回収を本庁舎の環境課のみ、８月からされているので仕方ないですが、本庁の環境課のみとされていますが、合併時の目的であります、負担は低く、市民サービスは高くを掲げているのであれば、市役所近くに住む市民の利便性だけ

ではなく、旭志、七城、泗水の各支所においても、拠点回収場所を設けるべきと考えますが、以上２点について、行う気があるのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池を含む電池類の分別、出し方に係る周知につきましては、これまでに広報きくち、市ホームページ、ごみ分別アプリ等で行っております。今後におきましても、生活環境推進委員の総会や研修会の場を通じて理解促進を含め、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、近年、全国でリチウムイオン電池に起因する発火事故等が発生しております。菊池広域連合の処理施設におきましても、電池類の分別作業の際に小規模な発火、発煙等の事例が報告されております。

とりわけ、膨張により変形したリチウムイオン電池は発火リスクが高いと考えられますので、それ以外の電池類とは別に出していただくか、本庁舎環境課窓口での拠点回収を御利用いただけるよう周知を図ってまいります。

また、拠点回収につきましては、現在、安全性の観点から試験的に本庁舎のみとしております。今後におけます排出量や受入れ態勢の状況を踏まえ、各支所への拡大について検討を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　市役所本庁でしか行っていない拠点回収は、これは最初が試験的に行っているとの答弁ですので、今後、各支所でも対応されるようになると期待します。

また、市民へのリチウムイオン電池を含む特定品目ごみの出し方の周知徹底についても、検討するとのことでしたので、先ほどではありませんけど、３か月以内には報告をしてください。

最後に、提案ですが、リチウムイオン電池は、現在は不燃物の黄色袋ごみとは分けて、透明の袋に入れて出すことができますが、私は市民サービスの低下にはつながるかもしれませんが、本来であれば、拠点回収のみにすべきだと思っております。なぜなら、福井県坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターでは、2019年２月に不燃ごみにリチウムイオン電池が混入して出されたことで、処理工場の破砕機のベルトコンベヤーが焼け、ごみ処理の稼働に10か月を要して、被害額が約５億円に上ったという事例もあります。全国ではここ１件だけじゃないです。愛知県もあって

います。幾つもあっています。ネットを調べれば、もう紹介し切れないぐらい。そのようなことから、一旦市役所で集め、業者に処理工場まで運搬してもらうのが安全かと思います。

そして、もう一つ、提案として、現在、環境課で集めたリチウムイオン電池は、職員さんが自作した回収ボックスで、毎日、環境美化センターに持って行かれているとのことでありますが、リチウムイオン電池は衝撃や高温だけでなく、経年劣化により銅が溶けてショートし発火することも分かっていますので、例えばゴールデンウイークですとか、正月休みには何日も市役所に置いていることになり、必ずしも安全とは言えません。

そこで、例えば喫煙所内にコンクリート製の回収保管箱を設置すれば、雨風はしのげますし、大体市の職員の方、１時間に１回ぐらいたばこを吸いに行かれる方がいらっしゃるかもしれないので、市の職員で喫煙する人が誰かたばこを吸いに行ったときに煙が出ていたら、早期発見することも可能だと思います。また、焼けてはいけないんですけど、もしそこで火災があったとしても、喫煙所だけですから、100万円とかぐらいの損害で済むんで、市役所全体が焼けるとなると、どこかの市役所がコンセントのショートで燃えたということになったこともありますから、そのことを考えると、私はやはり屋外で、しかも屋根つきのところで保管するがいいんじゃないかというふうに思っております。

リチウムイオン電池を含む製品は年々増え続けており、世界規模で７兆円に達し、2030年には16兆円までに達すると予想されており、今後もその重要性は増すと考えます。

私たちの生活と切っても切り離せないリチウムイオン電池の発火や爆発事故を防ぐためには、何より市民一人一人の適切なごみ処理分別が不可欠であるということを申し上げて、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○水上隆光　議長　　これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前11時21分

再開　午後１時00分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に、道路整備、国道387号、市道西迫間寺小野線の進捗状況と今後の計画についてお尋ねをいたします。

まず、国道387号については、これまで重味地区篠倉集落部分の改良が完了しておりますが、その後も豊間地区戸豊水の交差点から菊池北中学校までの整備の要望を一般質問等で続けてまいりました。これまでに地元県議とともに、県・市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識をしていただいていると思われますが、いずれにしましても、国道ですので、市としては、国・県に対しての要望となります。

私も令和元年５月に、改めてその当時の地元区長、関係者の方々と地元県議への要望活動を行っております。その後、県議の御尽力によって、令和３年10月に事業説明会が行われましたが、当初の計画では曲線部の是正を目的とした改良でしたので、私としては、急カーブの是正はもちろんですが、歩道の設置を含む改良が不可欠でありますので、改めて県北広域本部に歩道の必要性を強く要望させていただきました。

県としても歩道の必要性を十分理解され、令和４年12月に、改めて歩道を含めた設計を見直した事業説明会が行われました。その後、用地交渉等も進み、戸豊水交差点側より工事が実施され、令和６年度の工事は完了しております。今後も継続して県との連携となると思われますが、今後の計画をお示しいただきたいと思います。

また、国道387号の茂藤里地区に植樹されている桜の里プロジェクト事業については、これまで一般質問等で維持管理を含め指摘をしてまいりましたが、本年第２回定例会で改めて確認をさせていただきましたが、これまでに63本植樹されており、約270万円の費用がかかっております。

さらに、本来であれば国道ですが、３桁国道ですので、県の管理です。しかしながら、市が桜の植樹をしておりますので、除草等の維持管理は市が負担しなければなりません。

前回の質問では、毎年会計年度任用職員の方々に依頼しているので、費用の算出は困難とのことでしたが、除草の回数も多いので、相当の費用がかかっていると思われます。

今回、改めて国道387号の質問をさせていただいたのは、前回質問をいたしました同地区のアジサイロードについてですが、これまで長い間、地域の方によるボランティアによって維持管理をされて、国道を通行される方々に癒やしを与えておりますが、地元の方より、今後の管理に不安があるので、協力をしてほしいとの依頼

がありました。私としても、県北広域本部には要望をしておりますが、市としても、桜の管理とともに、市の癒しの里づくりの観点からも、アジサイの管理の協力体制が必要だと思いますが、その後、地元の方との協議をされるということでしたが、状況をお示しいただきたいと思います。

次に、市道西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線については、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性がありながら、特に市野瀬区の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。

これまでに市道第一寺小野橋の工事も完了して、部分的には整備が進んでおりますが、その後は整備計画も進んでいない状況です。地域的にも、前回の質問で申し上げましたが、辺地債事業等での対応が必要と思われますが、今後の計画をお示しいただきたいと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　久川建設部長。

［登壇］

○久川知己　建設部長　　改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの木下議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の豊間地区における国道387号の道路改良事業につきましては、管理者である県に確認を行ったところ、快適で円滑な交通環境の形成を目的として、道路の拡幅及び歩道の整備を進めているとのことです。

今年度は、車道及び歩道工事を延長約260メートル実施する予定で、８月に契約を締結し、９月中旬から施工を実施する計画とのことでした。

今後も、安定的な予算確保に努めながら、事業の着実な推進に取り組んでまいりますとのことでした。

次に、通称アジサイロードの維持管理についてですが、この通りは菊池渓谷へつながる重要路線であるとともに、アジサイにつきましても本市の大切な観光資源であると考えております。

現在、ボランティアで個人の方が維持管理をしておられますが、今後の維持管理に不安があるとのことで、何度かお話を聞かせていただいております。

この件につきましては、土地の所属や手続など幾つかの課題がありますが、本市の観光資源として生かす方向で、現在、道路管理者及び関係者と協議を進めているところです。

次に、西迫間寺小野線につきましては、令和２年度末までに寺小野地区から第１寺小野橋に接続するまでの道路改良工事と橋りょうの架設工事が完了し、狭窄道路

の問題点の解消を図っております。

また、第一寺小野橋から市野瀬区までの区間の改良につきましては、今年度12月議会にて辺地計画の変更を上程する予定です。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

国道については、県と協議をして、一生懸命やっていただきたいと思います。

私が前回の一般質問でお願いしておりましたアジサイロードについては、市のほうも、やっぱり費用対効果を認めているということで答弁をいただいて、今後はいろんな方法もあると思いますが、継続して残すことを前提に頑張っていただきたいと思います。

それと、西迫間寺小野線については、12月に辺地債事業としての上程を考えているということでございますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

ここで、市長のほうに、いろんな行事のときに国道387号は通られて、アジサイロードについてはちゃんと見ていく機会があると思いますが、このアジサイロードについての認識をお聞きしたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、アジサイロードについての感想を述べよという趣旨の御質問でございました。

通称アジサイロードと呼ばれているのは、菊池渓谷と本市の中心部を結ぶ道でございますので、一番の主要な観光道路ということで、それに彩りを添えてくれるアジサイというのも非常に意義のあることと考えています。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

地元の方々としては、桜よりもアジサイをきちんと管理していただくほうがいいと、そういう意見がたくさん出ていることもお知らせしておきたいと思います。

それでは次に、移動販売についてお尋ねをいたします。

移動販売につきましては、買物支援だけではなく、地域住民の集いの場の提供や、高齢者の見守りなど、大変重要な役割があることを市としても認識していただくために、これまで何度も拡充を含め、質問、要望を続けてまいりましたが、令和４年

６月29日の議会審議会において、菊池市第三者セクター連絡協議会運行の移動販売車きく丸号が唐突に７月末で終了するとの報告がありました。私は報告に対して、買物弱者を切り捨てることになると、執行部に対して到底納得できないと強く反発をいたしました。

その後も、再開、拡充を含め要望を続けてまいりました。おかげさまで、地元区長様、民生委員の皆様からの要望活動、ＪＡ菊池の御協力によって、移動購買車きくちのまんまＧＯによる運行が令和４年10月22日に再開しております。私も再開後、地元龍門地区も含め移動購買車に同行して現地調査を行っておりますが、改めて移動販売の必要性を再認識させていただいております。

今回は、第三セクター連絡協議会のときは全域運行が行われておりましたので、民生委員等の方々より公平性も含め全域の再開の要望がありましたが、現在の状況と今後の拡充等の計画があれば、お示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　古吉健康福祉部長。

［登壇］

○古吉京子　健康福祉部長　　ただいまの木下議員の御質問にお答えいたします。

ＪＡによる移動販売につきましては、令和４年10月にスタートし、令和６年度の年間稼働日は234日で、利用者数は延べ人数8,160人となっており、これまでに多くの方が利用されております。

販売ルートは、開始当初から旭志地区、菊池地区の龍門、河原及び水源の一部地域を巡回しておりますが、スタート時から比較すると３か所が追加となっております。

また、令和７年４月に菊池市営住宅における移動販売による買物支援等に関する協定書を、菊池市、株式会社サンリブ、菊池市市営住宅管理共同企業体の三者で締結し、泗水のマルショクを拠点に、移動スーパーとくし丸が、ＪＡの移動販売が巡回していない泗水地区、七城地区を中心に、要望のあった市営住宅や個人宅を個別に巡回されています。

ほかにも、個人で移動販売を開始された事業所もあり、これらの情報は、地域包括支援センターで作成しているシニア向け生活支援サービスガイドに掲載し、ホームページや窓口で周知を行っているところでございます。

移動販売は、買物支援だけではなく、高齢者のコミュニティの場となり、閉じ籠もり防止や介護予防にもつながりますので、今後も高齢者や地域のニーズを把握し、移動販売の拡充も含め、住み慣れた地域で生活ができるように、継続して支援していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

３か所は追加という形で拡充されているということでございますが、今後は菊池市の高齢化率も含め、やっぱり買物弱者といいますか、そういうのがどんどん増えていくことは必至でございますので、地域住民等のやっぱり意見聴取などをしっかりやっていただいて、継続ができるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また自分の意思で応援したい自治体を選ぶことのできる制度として創設されております。自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等によって、応援したい自治体を選ぶことができます。返礼品も含めて競争が激しくなっており、それぞれが切磋琢磨することで、各自治体の魅力向上につながっていると思われます。

菊池市としても、ふるさと応援寄附金は癒しの里きくちの実現に向けて、菊池市総合計画に基づく施策に有効に活用されております。市も返礼品の工夫等も含め努力はされておられますが、熊本県下市町村の中ではまだまだであります。

今回は、本年第２回定例会で質問をした企業版ふるさと納税について、改めてお尋ねをいたします。

企業版ふるさと納税制度は、全国の地方創生の取組をさらに加速させるため、地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対して、積極的な寄附を行っていただけるよう、平成28年度税制改正で創設された制度ですが、菊池市においては、令和３年７月から寄附募集を開始しております。

この企業版ふるさと納税は、企業が寄附しやすいように、年々税額控除が拡充されており、現在は企業負担は約１割となっております。さらに、令和７年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に適用期限を３年間延長され、令和９年度までとなっています。このように、寄附をする企業側にもメリットがありますし、関係する自治体に目的を持って寄附することによって、企業側のイメージアップにもつながってくると思われます。

そこで、私としては、特に竜門ダム未利用水の活用が見込まれるＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業に対して、企業版ふるさと納税を積極的に推進する必要があると思われますが、現在の市としての取組と、本年第２回定例会において、市長にトップセールスのお願いをしておりましたが、これまでの取組を含め、詳しくお

示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　宇野木政策企画部長。

［登壇］

○宇野木浩二　政策企画部長　　改めまして、こんにちは。

企業版ふるさと納税に係るトップセールスにつきましては、誘致企業をはじめ、ターゲット企業を選定し、行っております。

これまでの確認が取れます件数につきましては、令和４年度が８件、令和５年度が23件、令和６年度が17件でございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　市長の考えをお聞きしたいということでございますので、市長のほうからも答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、企業版ふるさと納税に対する考え方を述べよということであります。

各企業からこれまで多額の寄附をいただいておりまして、大変ありがたいことでございます。

先ほど部長答弁でもありましたとおり、これまでにいろいろな企業にトップセールスを行っております。また、このほかにも、先ほどの訪問件数以外の来客された際にも積極的にお声かけをさせていただいております。

大変ありがたい制度でありますので、今後も引き続き、あらゆる機会を捉えて、積極的に寄附をお願いしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　ありがとうございました。

具体的にはお答えはいただかなかったんですが、私がなぜこの企業版ふるさと納税を申し上げるかというと、やっぱり先ほど税制改正の面でも申し上げたように、今が非常にチャンスであると思うんですよ。企業側にとっては約１割でそのふるさと納税ができますし、受け手のほうも、今ちょうどＴＳＭＣ関連の企業がたくさん菊池市も誘致されておりますので、今、ある面では、その推進の活動をやれば、やっぱりたくさんの企業に改めて企業版ふるさと納税がいただけるんじゃないかと。

このチャンスを逃す必要はないと思って申し上げているんですよ。

もっと具体的に答弁をいただけるかと思ったら、数ぐらいのもので、企業名とかそういうのも、もうホームページを見ると公表してありますので、菊池市もいろんな企業の公表もしてもいいんじゃないかなと思っております。

いずれにしましても、せっかくのこの竜門ダムの未利用水を使う、ある面では国家プロジェクトとしての事業ですから、これに合わせて、いかに菊池市がＰＲできるかというのが勝負でございますので、今後も活動をやっていただきたいと思います。

私どもがほかの議員も含めて、その竜門ダム交付金については基金をつくっていただいておりませんので、その基金に代わるものと思って、私は龍門地域の振興策に使えるような企業版ふるさと納税をお願いして、この質問しているわけでございますので、そのことも理解していただいて、取り組んでいただきたいと思います。

以上でございます。

それでは次に、菊池市公共施設等総合管理計画の市民へのアンケート結果と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和２年７月21日に議会月例会において、施設マネジメント課より資料が示されました。その後、私は一貫して、見直しを含め各支館の地域移管廃止への問題、廃止となっている重味グラウンドについては、ドクターヘリポートに指定されていることも踏まえ、市民の命を守るために、指摘、要望を続けてまいりました。

熊本地震による甚大な被害を受けた菊池市にとっては、このことをしっかり考慮して検討を進めなければなりませんが、現在の菊池市の説明の状況は、市民に選択権を与えない計画を一方的に押しつけているように思われます。

私は迫間地区に住む者として、特に迫間支館、重味グラウンドについては、市民の命を守る施設として、従来どおり、市で管理するべきであると考えます。

これまでの一般質問で何度も申し上げましたが、区長会として協議を重ねて、全会一致で迫間支館、重味グラウンドについては、行政で管理運営をしていただくように要望をしておられます。

その後は、水迫地区を加えて、市議会に公共施設として存続を求める陳情書が提出されましたが、令和６年第２回定例会で賛成７、反対11、棄権１で、不採択となりました。傍聴しておられた区長の方々も、賛成討論が４名に対して、反対討論は１名だけなのに、結果は不採択となったことに大変憤慨をされておられました。

重味グラウンドについては、議会では不採択となりましたが、ドクターヘリポート、緊急避難場所として、社会体育課から防災交通課に所管を替えて、存続するこ

とができました。私としては、重味グラウンドの廃止が当初示されたこと自体が間違っていたと思います。

迫間支館についても、迫間地区区長会で指定緊急避難所として、これまで同様、市の管理運営による体制を維持していただき、さらに設備の拡充を全会一致で要望されておられますので、あえて税金を使って、全戸にアンケートを取る必要はないと一般質問等で申し上げておりましたが、アンケートが実施されました。

結果については、本年７月１日の議会審議会で議員には報告がありましたが、私は迫間支館についてのアンケート内容の不備について意見を申し上げましたが、迫間支館が緊急指定避難所になっていること、投票所として活用されていることなどが示されていない。また、用途変更等の内容の説明もないアンケートであり、地域住民の皆様が十分理解できる内容ではなかったと思います。

特に、迫間地区については面積も広く、集落が17地区あり、豊間地区、重味地区と分かれており、豊間地区が９地区246戸、重味地区が８地区165戸で、合計の411戸であります。迫間支館のある豊間地区が81戸多い状況であり、重味地区には、現在、農政課が所管する迫龍ふれあいセンターがありますが、今後は、災害時には旧迫水小体育館が民間企業に売却されておりますので、水迫地区の方々は迫龍ふれあいセンターと迫間支館を避難所として利用しなければならなくなります。私は熊本地震のときも議員として活動させていただいておりましたので、その大変さは誰よりも分かっております。

今回のアンケートについては内容の不備もあり、迫間支館は、先ほど申し上げましたが、納得しておりませんが、結果として、公共施設として残してほしいとの意見が一番多かったことを踏まえて、各支館の代表の方の意見を８月19日の説明会で聴取されたと思いますが、内容をお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　改めまして、こんにちは。それでは、支館アンケート後の進捗状況等についてお答えをいたします。

中央公民館支館につきましては、８月19日に支館連絡協議会理事会を開催し、５つの支館の支館長や地区長の皆様へ住民アンケートの結果の報告を行い、様々な御意見をいただきました。

その中身につきましては、今年度いっぱいで支館を廃止にするという御決定をされている支館もございますし、地元として、支館等を受け入れたいというような御意見もございました。

また、先ほど議員からおっしゃいましたように、７月の議会審議会で御報告させ

ていただきましたが、今回実施した支館の管理運営に関するアンケートの結果を見ますと、迫間支館を除き、ある程度の方向性が見えてきたのではないかと考えております。

今後は、支館の所在する地域ごとに区長説明会を開催し、アンケート結果について報告をさせていただくとともに、今後の支館の在り方に対して御意見をいただくこととしております。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　支館については、アンケートもそれぞれの地区によって内容が違うし、条件も違うと思うんですね。私はもうとにかく迫間支館が地元でございますので、迫間支館については、アンケートの内容も違いますし、条件も違うということの中で、今回、質問も含めて申し上げているんですが、とにかく先ほど申し上げましたように、面積も広い、地区も17地区あると。そういうことを含めて、それと、私はアンケートの内容が本当にあれじゃ誰も理解できないと思います。だから、例えば用途変更の中に、ある面ではちゃんと丸をつけて、ここは避難所として活用が今もできるとか、そういうのを書いてないと、教育施設としてはもう利用頻度は下がるばっかりですよ。だけれども、いざというときにやっぱり避難所として使える場所であるということをちゃんと認識していただく必要があると思います。

それと、熊本地震のときには、地元の人は迫間支館を避難所として開設してほしいという要望を言われたわけですよ。だけれども、市の方針としては、迫水小学校の体育館か、北中の体育館に行ってくださいと。ですから、開設してもらえなかったということで、私には地元の人もおっしゃっていました。だから、より高齢化率が高い地域であれば、やはり近くのところにそれなりのコミュニティが持てるようなところに避難所を確保する必要があると思います。

私は、重味のグラウンドについては、おかげさまで防災交通課のほうで所管替えをして、きちんとしたヘリポートとして残していただきました。迫間支館についても、今後、区長会との協議もあるかもしれませんが、私としては、やっぱり今後は避難所として所管替えをしてでも、国の国土強靱化は防災に強い地域づくりというのをうたっていますから、それに合わせて、やっぱり残す方法を考えるようにしていかなければいけないと思います。

それと、先日の一般質問で稲継議員が体育館のエアコンのことをおっしゃいましたが、とにかく、今、菊池市としては、地震とか災害のときが、季節的に暑いときか、そういうときにだったら、ある面では、体育館に避難できませんよ。ですから、

そういうことを踏まえて、もう今、早急にこういう支館を廃止とかそういうのじゃなくて、きちんとした避難所としてのいろんな体制づくりができた上で、やっぱり市民の理解を求めるようにしないといけないと思います。

それと、市長にも考えをお聞きしたいんですが、今、迫間支館をある面では独り暮らしの高齢者、電気代も高くなっておりますので、迫間支館をクーリングシェルターとして、地域として活用するような、そういう私もいいアイデアだと思いますし、もう猛暑対策が今後は絶対必要になってくると思います。高齢化率も迫間地区はもう45.3%、水迫地区は55.5%、そういうことを考えると、もう将来的にはこれが低くなることはありませんので、やっぱりいかに高齢者の独り暮らしの方とか、そういう方を地域で守っていくか、また市としてどう対応するかということも含めて、やっぱり今後は弱者の方々に対応する政策を取っていただきたいと思います。こういう考えについて、市長はどう思われているのか、お聞きしたいと思います。

○水上隆光　議長　　前川教育部長。

［登壇］

○前川幸輝　教育部長　　それでは、市長答弁前に、迫間支館のアンケート結果について、私のほうから答弁をさせていただきます。

迫間支館のアンケート結果では、今後の管理運営に関する問いにおいて、「公共施設のまま用途変更」が３分の１、「廃止（解体）」が３分の１、その他の回答や未記入が３分の１という結果で、住民の皆さんの御意見も分かれている状況でございます。

以上、アンケートの概要でございます。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　迫間支館につきましては、ただいま教育部長が申しましたとおり、アンケートの結果についての住民の皆さんの御意見というのは、ほぼほぼ３分の１ずつ分かれている状況でございまして、ちょっとこれでは、まだ方向性を出す段階には至っていないなというふうに考えております。

議員さんの考えは先ほどお伺いしましたけれども、それも含めて、住民アンケート結果を基に、今後開催する区長説明会での御意見もいただきたいと思っておりますし、施設の利用状況・コスト面等も考慮して、迫間支館の今後の管理運営の方針を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　アンケートは、先ほどから申し上げるように、このアンケートの内容は非常に不備があると思います。書き方も含めて、内容も含めて、全然理解できません。あくまでも市の方針として、もうなくすような、なくしていくためのアンケートみたいな取り方です。ですから、先ほど申し上げたように、公共施設のまま用途変更とか、そういうのが欄がありますけど、今現在、指定避難所になっているとか、投票所に活用されているとか、そういうことにチェックをできるようにしてあれば、もっとその結果は変わってきたと思います。

いずれにしましても、地元の地区長とはいろんな協議をしておりますが、今後は区長会としても、改めて公共施設として残していただくための要望活動もやっていきたいということでお聞きしておりますので、そういう意見がまた今後は出てくるかと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の地元水迫地区から提出された環境整備基金活用の進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでの経緯も含め、何度も指摘、要望を一般質問等で続けてまいりました。これまで水迫地区区長会の方々と協議を重ね、私としては、長い間、九州産廃問題で御迷惑、御苦労をおかけした地域にぜひとも活用していただきたく、説明を続けてまいりました。

その後、令和５年度の水迫地区区長会長によって、各地区の要望を取りまとめていただき、水迫地区としての陳情書が令和５年12月11日付で提出をされました。

その後、令和６年度の水迫地区区長会に対して、改めて７月11日に、その当時の市民環境部長参加による地元説明会が開催され、これまでの要望と基金積立金額に差異が生じていることを踏まえ、優先順位等の検討をお願いされました。

その後は、各区長が地区の戸数割、地域性、優先順位等を協議され、私も参加させていただきましたが、水迫地区区長会としての協議会を何度も開催されて、取りまとめていただきました。

令和６年８月26日に、市に対して、私も同行させていただきましたが、水迫地区区長会長が代表して取りまとめた要望書を提出されました。私としては、これまで一般質問等で確認を含め申し上げてまいりましたが、環境整備基金は使途目的が決まっており、九州産廃問題で御迷惑、御苦労をおかけした地域に一日も早く活用していただくものでありますので、とにかくスピード感を持ってやっていただくようにお願いしておりましたが、令和６年第４回定例会で上程されたのは、一部の地区の要望のみでありました。基金として予算はありますし、現在の物価高騰を考えた場合、全地区の予算計上ができなかったことは大変残念であります。

その後、ようやく全地区の予算計上をされ、現在、それぞれの地区の環境整備基

金を活用した事業が行われていると思いますが、進捗状況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、御質問にお答えいたします。

水迫地区から提出されました陳情書に係る市の対応状況についてお答えをいたします。

環境整備基金の活用による各種要望事項の実施状況につきましては、水迫地区区長会他９行政区、全19項目の要望事項のうち、６項目の事業が令和６年度に完了しております。

令和７年度事業で実施します残りの13項目の要望事項に関しまして、水道施設改修、農業用水路の改修など４項目にわたる補助金事業、及び市発注による市道舗装改修工事１項目の計５項目が完了しております。

そのほかの項目につきましては、現在着手中の事業が５項目、未着手の事業が３項目となっております。未着手である３項目の要望事項につきましても、10月以降の着手を予定しており、年度内完成に向けて進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　部長のほうで入札残等についてはお触れになかったと思いますが、現在、何か所か入札残が出ていると思います。いずれにしましても、この入札残も含めて、やはり先ほどから申し上げますように、この環境整備基金については、地元にある面じゃ九州産廃があった、そこの周辺地域に活用するということで使途目的が決まっておりますので、その入札残も含めて、やはりきちんとまた地区の区長会と連絡を取りながら、全部その地域に還元ができるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業の環境の保全に関する協定書を締結している地区に対する開発業者の遵守の状況についてお尋ねをいたします。

この事業につきましては、当初、菊池市環境基本事条例があるにもかかわらず、関係住民への説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、その後、地域区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。市も条例違反を認め、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安解消には至っていない状況であります。

令和５年７月27日、市役所において、開発業者としては工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で説明会が行われ、開発業者側の提案と地域住民からの排水の問題、またこれまで業者が示した６基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、結果的には物別れになったとはいえ、開発業者による迫間支館の隣接地に追尾型太陽光発電設備が新たに設置されております。地域住民の方々は、開発業者の誠意のない対応に大変憤慨されておられます。地元としても、令和５年11月に、さらに令和７年５月８日付で、迫間地区区長会長が交代されましたので、改めて施設内の里道に関すること、施設内の排水に関すること、施設開発に伴う隣接地の補償に関すること、居住地に隣接する太陽光発電機器の撤去に関することについて、協議書を市を経由して提出されましたが、開発業者の返事は今回も協議には応じることはできないとのことであります。

迫間地区追尾型太陽光発電事業は、何度も申し上げますが、菊池市環境基本条例違反から開発がスタートしております。市としても責任を重く捉えていただき、一日も早く地域住民の不安の解消に努めるべきであります。

菊池市のような太陽光発電設備のトラブルが全国の自治体の41％で発生していることが総務省行政評価局から公表されております。市としても、トラブルとして認識しておられると思いますが、先ほど申し上げた迫間支館隣接地に新規に設置された追尾型太陽光発電機器の状況と今後の対応について、また、本年第２回定例会で指摘をしました令和４年２月22日に迫間豊間地区の追尾型太陽光パネルの１基倒壊を指摘しましたが、いまだに原因究明もできていない状態において、開発業者は、高野瀬区、戸豊水区と環境の保全に関する協定書を締結しているにもかかわらず、それぞれの区長に連絡することなく、修理、そして設置が現在完了しております。私としては完全に協定違反と考えます。市として、協定書の立会人としての責任も含め、開発業者への対応をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　髙島市民環境部長。

［登壇］

○髙島英輔　市民環境部長　　それでは、お答えいたします。

豊間地区追尾型太陽光発電事業に係るパネル倒壊後における再設置工事について、地元行政区及び発電事業者間において締結された環境の保全に関する協定に係る立会人の立場から、本市の認識についてお答えいたします

まず、本件につきましては、去る令和２年９月11日に、地元行政区、発電事業者間において、市を立会人として環境の保全に関する協定が締結されたことから、本市環境基本条例に基づく事前協議が終了された案件でございます。

その後、当該発電事業が実施される中、令和４年２月22日におきまして、追尾型太陽光パネル部分１基の倒壊が発生しております。

発電パネル部分１基の倒壊後におきまして、倒壊した箇所に再設置工事の動きを確認したことから、関係区長に確認しましたところ、協定に基づく協議が行われずに施工されていたことを本年５月に確認したため、環境の保全に関する協定に基づく立会人の立場から、発電事業者代理人弁護士に対しまして、書面による状況確認を行っております。

しかし、発電事業者代理人弁護士から状況確認に関する回答が得られなかったことから、九州管内の太陽光発電事業全般を所管する九州経済産業局に対して、本件に係る現状報告及び情報共有を図るなど、直接的な対応を図っているところでございます。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　今、菊池市のこの太陽光の問題については、地元のある面では請負業者でありながら、全部弁護士を経由でないと、何も返事ができないような状態ですよね。しかしながら、公共事業はちゃんと受注をされていると。市民感情からすれば非常に不可解であると思います。

それと、ただ連絡をしたとか、そういう問題ではないと思うんですよね。だからやっぱり立会人としての市の責任は非常に重いと思います。

前回の質問のときに、市長が、一部係争が発生していると答弁をされました。私としては、そのときにも申し上げましたが、高野瀬区と戸豊水区は協定書を結んだ上でのちゃんと協定書を交わしているわけですよ。そことは全然違う場所が、ある面では係争中という形になっておりますので、それを一緒にされては困ると私は思いますので、やはり協定を結んだということに対してはもっと厳しく、やっぱり開発業者にも対応する必要があると思いますので、前回市長が答えられた、何か一緒にされているようなところも含めて、今後の取組について答弁をいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、豊間地区と、それから迫間地区、２つの案件がございますけど、分けてお話をしたいと思います。

まず、豊間地区でありますけども、先ほど来、市民環境部長が答弁しておりますとおり、これは事前協議が既に終了している案件でございます。その後で、今おっ

しゃったような倒壊のような予期せざることが起きているわけでございます。したがいまして、私どもは、この協定の立会人の立場から、関係区長への状況確認もやっておりますし、それから、そのことを発電事業者の代理人である弁護士のほうにも確認をしております。

また、こうした事象について、権限者である九州経済産業局へも報告をするということもやっておりまして、双方における協定事項が履行されるよう、立会人の立場でできることの対応を図っているところでございます。

今後におきましても、これまで同様に、市としてできる限り取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、迫間地区の件でありますけども、これも前回、迫間地区に関する御質問がございましたので、それに対応した答弁をしたところでございまして、今、私どもの役割というのは、事前協議をきちんと当事者に行っていただくということでございまして、この件につきましては、もう既に係争段階に入っておりますので、事前協議がもう調わない状況となっておりますので、私どもが直接的に関与できるところは非常に限られてくるというか、もう基本的には関与できる部分がないわけでございます。そうはいっても、私どもとしても、できるところがあれば全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上については、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　市長の答弁は、私がお尋ねしているのとは完全にずれていると思いますが、私は事前協議というか、協定を結んでいることに対して、地元区長には何も連絡もせずに、改修、また新しく設置されていることに対してのことを聞いているんですよ。だから、前回の一般質問で私が申し上げたのは、それをひっくるめて、何か係争中というふうにおっしゃったから、それが間違っているのか、間違っていないかをお尋ねしているんですよ。そして、結局、立会人であれば、そういうことが何も連絡もなしに行われていることに対しての、ある面では立会人としての責任があるということを申し上げているのに、ちゃんときちんと履行されているみたいなことをおっしゃるのには非常に憤慨しますよ。どっちの立場でやるべき仕事でしょうか。市民の立場になって、やっぱり安全・安心を守るのが市長の役目じゃないんでしょうか。そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　今の御質問については、先ほどの繰り返しになると思いますけども、まず履行されているというふうに私は申し上げておりませんですよ。豊間地区においては、もう協定が終わっているんだけども、その後に予期せざる事象が起きて、そのことについて立会人の立場で、関係区長の皆様に、本当にそういうことが起きたんですかと。それから、連絡は来てないんですかと、こういうことを確認して、来てないということでしたので、代理人を通じて、今、弁護士に確認をしているところでありまして、双方における協定事項が履行されるように、九州経済産業局にも報告をして、権限者としての立場でのアクションをお願いしているということでございます。

以上でよろしいでしょうかね、御質問については。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　市長が前回の一般質問のときに、協定を結んでいるところと、今、係争中のところを一緒に答弁をされたことに、その確認も含めて答えていただきたいということで申し上げているんですよ。

○水上隆光　議長　　江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　質問のすり合わせの際にそのことを聞いておりますので、私は議事録ももう一回読み返して、御質問は迫間地区の案件に関してでございましたので、迫間地区については、もう係争状態になっていますよという話をしたわけでございますので、どうかいま一度、議事録のほうも御確認をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○水上隆光　議長　　木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　ここに議事録持ってきておりますけど、市長の答弁、「実は一部の関係者において係争が発生しているということが判明しておりまして、この係争中はなかなか私どもとしましても動きが難しいということになりまして」ということで答弁されている。

私は、言うなれば、高野瀬区と戸豊水区の協定についての、地元区長さんたちに何の連絡もなしにやっていることに対してのちゃんと質問をしているつもりですよ。それに対しの答えがそういう形で、もう一緒になっているということに対しての質問をしたつもりですけど、議事録はここにありますので、もう一回市長のほうが確認してください。

なかなか市長のほうも、どこまで理解して言っていらっしゃるのか分かりませんけど、この件については、私はもうずっと太陽光については、地元の代弁者としてやらせていただいておりますので、ある面では、熟知しているつもりです。ですから、やはりもっと市民の立場になって、やっぱりきちんとした対応を取っていただきたいと思います。

選挙の結果をいろいろ言うことはできませんが、やはり先ほどの迫間支館のアンケートの問題にしても、地域のいろんなことについても、やはり批判票があれだけあったということは、しっかりと認識していただきたいと思います。

市長も熊日のインタビューには反省という言葉を述べられておられたと思いますので、そのことを踏まえて、改めて市民の立場になって、また任期をいただかれたんですから、私どもも任期があるからこそ、代弁者としてこれだけの発言もさせていただいておりますので、もう真摯に受け止めてやってください。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○水上隆光　議長　　これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、９月25日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散会　午後１時59分

第　6　号

9月25日

令和７年第３回菊池市議会定例会

議事日程　第６号

令和７年９月25日（木曜日）午前10時開議

第１　各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
第２　議案第84号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第７号）
　上程・説明・質疑・討論・採決
第３　報告第31号　専決処分の報告について（除草作業事故）
　　報告第32号　専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
　　報告第33号　専決処分の報告について（消防活動事故）
　一括上程・報告・質疑
第４　政治倫理条例検討特別委員会の報告・質疑
第５　議員提出議案第７号　菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
第６　議員提出議案第８号　菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
第７　意見書案第１号　少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
　上程・説明・質疑・討論・採決
第８　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑
第９　議事第４号　常任委員会委員の所属変更について
第10　議事第５号　議会広報特別委員会委員の補欠選任について
第11　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

――――――――――――――――○――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員会の報告・質疑・討論・採決
日程第２　議案第84号　令和７年度菊池市一般会計補正予算（第７号）
　上程・説明・質疑・討論・採決
日程第３　報告第31号　専決処分の報告について（除草作業事故）
　　報告第32号　専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
　　報告第33号　専決処分の報告について（消防活動事故）
　一括上程・報告・質疑

日程第４　政治倫理条例検討特別委員会の報告・質疑

日程第５　議員提出議案第７号　菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第６　議員提出議案第８号　菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第７　意見書案第１号　少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第８　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告・質疑

日程第９　議事第４号　常任委員会委員の所属変更について

日程第10　議事第５号　議会広報特別委員会委員の補欠選任について

日程第11　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

出席議員（19名）

１番	城　　太志郎
２番	欠　　員
３番	安　武　睦　夫
４番	稲　継　智　康
５番	古　田　浩　敏
６番	島　　春　代
７番	大　山　宝　治
８番	田　中　教　之
９番	福　島　英　徳
10番	緒　方　哲　郎
11番	後　藤　英　夫
12番	東　　奈津子
13番	水　上　隆　光
14番	猿　渡　美智子
15番	荒　木　崇　之
16番	工　藤　圭一郎
17番	二ノ文　伸　元
18番	泉　田　栄一朗
19番	木　下　雄　二

20番　山瀬義也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実
副市長	藤井一恵
政策企画部長	宇野木浩二
総務部長	開田智浩
市民環境部長	髙島英輔
健康福祉部長	古吉京子
経済部長	松永哲也
建設部長	久川知己
七城支所長	田代誠士
旭志支所長	佐野木成俊
泗水支所長	中原親弘
財政課長	上野重智
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	古庄和彦
市長公室長	稲葉一郎
教育長	音光寺以章
教育部長	前川幸輝
農業委員会事務局長	古田十咲
水道局長	田代誠也
監査委員事務局長	髙木智生

事務局職員出席者

事務局長	松原憲一
事務局課長	髙山賢一
議会係長	西住剛
議会係	右田一樹
議会係	河田真沙恵

○水上隆光　議長　　全員、御起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　ここで、日程に先立ちまして、謹んで御報告を申し上げます。

去る９月21日、本藤潔議員が急逝されました。誠に痛恨の極みであります。

ここに、謹んで哀悼の意をささげるものでございます。

告別式には、本議会を代表し、私、議長が弔辞を述べ、弔意を表してまいりました。

ここで、故本藤潔議員の御逝去を悼み、弔意を表すため、泉田栄一朗議員から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

泉田栄一朗議員。

［登壇］

○18番　泉田栄一朗　議員　　皆様、こんにちは。同僚議員、多数いらっしゃいますが、議長のお許しをいただきましたので、菊池市議会を代表しまして、９月21日に御逝去されました故本藤潔議員をしのび、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

本藤潔議員が59歳という若さでその生涯を閉じられましたことは、あまりにも突然のことで、深い悲しみと寂しさを感じているとともに、いまだに信じられない気持ちでいっぱいでございます。

本藤議員は、この菊池市の未来を思い、市議会議員として１期目でありましたが、その政治活動に情熱の全てをかけておられました。市民一人一人の声に耳を傾け、地域の課題に真摯に向き合い、その思いを市政に反映させるために奔走されていたお姿は今も鮮明に心に残っております。

その一例としまして、私がある市民の方からお受けしました急傾斜地の倒木対応に対する相談のお話をさせていただきます。

その急傾斜地は、本藤議員がお住まいの地区の急傾斜地ということもありまして、本藤議員にもお声がけをし、協力をお願いしました。本藤議員は私の依頼を快くお引き受けくださり、県や市への働きかけを共に行い、今ではその相談内容は実現に向けて確実に前に進んでおります。あとは私が責任を持って、最後まで見届けさせていただきますので、どうか安心してお休みください。

次に、本藤議員の菊池市議会における御功績につきまして述べさせていただきます。

本藤議員は、御自身も保育園の園長を務めておられることから、特に子育て支援には人一倍の熱意を注いでおられました。公私ともに多忙な日々の中であっても、菊池市議会福祉厚生常任委員会の副委員長として、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるため、一般質問や委員会、分科会の質疑、市役所の担当課の窓口での聞き取りなど、いろんな場面において、その熱意あふれる姿勢を示してくださいました。

また、本藤議員は、私が委員長を務めさせていただいております菊池市議会広報特別委員会の委員として、一緒に活動し、主に議会だよりの作成に御尽力をしていただきました。本藤議員は、いかに市議会の活動を多くの市民の皆様に知っていただくかという視点を大事にされ、議会だより編集においても常に新しい発想を取り込み、市民に親しまれやすい、読みやすい広報づくりに貢献していただきました。

議会活動以外にも目を向けますと、菊池さくら保育園の園長として、たくさんの幼い命を慈しみ、愛情を持って育んでくださいました。子どもたちを温かく見守るまなざし、保護者の悩みにいつも優しく耳を傾けるお姿は多くの方々を安心させ勇気づけてくださいました。きっと子どもたちの笑顔が本藤議員の大きな喜びであり、生きがいだったことを拝察いたします。

議員としても、園長としても、本藤議員が示してくださった卓越したリーダーシップと行動力、寄り添う姿勢、そして、未来を担う子どもたちへの深い愛情は、私たちにとってかけがえのない宝物です。

本藤議員、本当にありがとうございました。あなたの功績はこの菊池市に生きる全ての市民、そして、子どもたちの心に深く刻まれています。私ども議員一同は、本藤議員のこれまでの議員活動や遺志を受け継ぎ、志を一つにして、菊池市の発展のために邁進する覚悟であります。

本日、ここに在りし日の面影をしのび、生前の御功績を讃えつつ、心からの御冥福を申し上げまして、追悼の言葉といたします。

安らかな御永眠を心よりお祈り申し上げます。

令和７年９月25日、菊池市議会副議長、泉田栄一朗。

○水上隆光　議長　　次に、同じく発言の申出があっておりますので、これを許します。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　ただいま議長よりお許しをいただきましたので、去る９月21日に急逝されました故本藤潔議員をしのび、謹んで哀悼の誠をささげます。

享年59歳というあまりにも若過ぎる訃報に接し、深い悲しみと寂しさの中にあってさえ、いまだに信じられない気持ちが残り、心の整理がついていないのが正直なところです。ましてや、この突然の悲報に、御家族の皆様がどれほどお心を痛めて

いらっしゃるか、拝察するだけで胸が締めつけられる思いであります。御遺族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げます。

故本藤潔議員は、令和４年５月に初当選を果たされて以来、これまでに福祉厚生常任委員会副委員長の要職を務められるなど、議員として常に市民に皆様に寄り添われ、熱心に御活動されていました。

特に、御自身が長年にわたり保育園の現場で培われた御経験から、子育て支援や保育の分野においては、常に市民の皆様の声に耳を傾け、その思いを市政に反映させるべく、持ち前の情熱と行動力で本市の発展のために、また、未来を担う子どもたちのために御尽力をされました。

いつも明るく、笑顔と人間愛に満ちあふれ、誰に対しても本当に分け隔てなく接するそのお人柄は、多くの皆様から慕われ、私たちの心をいつも明るく照らしてくれました。

本藤潔議員を失ったことは、本市にとってあまりにも大きな損失であり、無念極まりないことであります。

私たちにできることは、本藤潔議員が市政の発展にささげられた熱意と御功績を胸に刻み、その御遺志を受け継ぎ、菊池市の発展のために力を尽くしてまいることだと決意を新たにしています。

どうかこれからは、天の上からふるさと菊池と子どもたちのことを優しく見守ってくださるようお願いをいたします。

本日、ここに生前の御功績をしのび、深い敬意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉とさせていただきます。

本藤潔さん、本当にありがとうございました。

どうか安らかにお眠りください。

令和７年９月25日、菊池市長、江頭実。

○水上隆光　議長　　ここで、故本藤潔議員の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

黙禱。

（黙禱）

黙禱を終わります。

御着席ください。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

午前10時12分　開議

○水上隆光　議長　　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

日程第１　各常任委員長報告（報告書は、巻末243～259頁参照）・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　日程第１、去る９月１日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第67号から議案第69号まで、議案第71号から議案第83号まで、及び請願第１号の17案件について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、緒方哲郎議員。

［登壇］

○緒方哲郎　総務文教常任委員長　　改めまして、おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案３件、その他の議決案件１件及び請願１件の５件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第67号については、執行部より、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、昨年人事院が行った仕事と生活の両立支援の拡充に対応するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第68号については、執行部より、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、前の議案と同じく、昨年人事院が行った仕事と生活の両立支援の拡充に対応するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第69号については、執行部より、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、前の議案と同じく、昨年人事院が行った仕事と生活の両立支援の拡充や社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に対応するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、企業職員の対象者は何人いるのかとの質疑に対し、執行部より、水道局及び下水道課の職員が対象となり、20人であるとの答弁がありました。

次に、議案第83号については、執行部より、令和５年度から令和７年度までの継続事業となる令和５年度菊池南中学校長寿命化改良工事について、新たに躯体劣化箇所の補修工事とアスベスト撤去工事などが必要となったため、１億2,252万3,743

円の増額の変更契約を締結するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、事情が分かる足場の増額以外となるアスベスト等の増額分については、見積り時点で見落としていたのかとの質疑に対し、執行部より、設計の段階では精査していたが、壁を剥いだ下地の補修のほか、不可視の部分からアスベストが確認されたため増額となったとの答弁がありました。

また、委員から、国の補助金は、今回の増額分に対しても同率で交付されるのかとの質疑に対し、執行部より、国の補助金の算出は、施工延べ床面積に国の単価を乗じることになるため、今回の変更では延べ床面積の増加とはならず、国の補助金は増額とはならないとの答弁がありました。

さらに、委員から、工事費の増額分の財源については一般財源となるのかとの質疑に対し、執行部より、増額分に対する財源については、起債及び一般財源となるので、起債については、交付税措置のある学校教育施設等整備債を充てる予定であるとの答弁がありました。

次に、請願第１号については、まず、請願の趣旨について紹介議員に説明を求めました。

紹介議員より、現在、教育現場では教員不足が進行し、例えば本年度当初の菊池圏域では60人の教員が不足したと聞いている。そうした中で子どもたちにきちんとした学びを保障していくためには、教員を増やさなければならない。また、そのためには国と自治体が力を合わせて、学生に選ばれるような中身をつくっていかなければならない。そのために、国に対し４つの要請事項を求めるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員から、記載された４つの要請事項は、全て高等学校に対するものなのかとの質疑に対し、紹介議員より、１番の事項については、高等学校に限るが、残りの３つの事項については、義務教育も含めたものであるとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第67号から議案第69号まで、及び議案第83号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第１号については、まず反対討論として、委員から、高等学校の定数については、本市議会の判断で国県に意見書を出すという趣旨のものではないと考えるので、この請願は不採択でよいと考えるといった討論がありました。

次に、賛成討論として、委員から、紹介議員の説明の中で、請願に記載の４つの要請事項のうち、１番の事項については、高等学校に限るが、残りの３つの事項については、小中学校も含むということであったので、この請願に賛成するとの討論がありました。

採決の結果、請願第１号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

○水上隆光　議長　　次に、予算決算常任委員長、工藤圭一郎議員。

［登壇］

○工藤圭一郎　予算決算常任委員長　　本定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案について、９月１日及び19日に予算決算常任委員会を、９月８日から11日までに予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

本委員会に付託されました議案は、議案第71号から議案第82号までの12議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

初めに、議案第71号について、その主なものを申し上げます。

まず、目、生活保護総務費の職員人件費については、執行部より、350万円の時間外勤務手当の増額は、主な要因として、新規の保護開始の増加及び保護廃止の件数の増加等に伴うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、生活保護担当の職員数と、職員１人当たりの平均案件はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、現在、ケースワーカーは７人であり、１人当たりの担当は50世帯前後であるとの答弁がありました。

次に、目、畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業については、執行部より、予算現額6,164万6,000円を、国事業の要綱改正等により採択要件が有利となった畜産環境対策総合支援事業に全額を組替え、堆肥の高品質化等に係る施設等の整備を支援するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、どのように採択要件が有利なのか。また、補助率等は違うのかとの質疑に対し、執行部より、所得の向上やコスト削減が必要であったものから、良質堆肥を生産し供給量を上げることが要件となる。また、補助率等は変わらないとの答弁がありました。

次に、議案第72号から議案第76号までについては、特に質疑はありませんでした。

その後の補正予算関係の議員間討議では、初めに議案第71号について、まず、生活保護総務費の職員人件費については、時間外手当は半年間で350万円と高額であ

るが、職員の負担が大きいのではないか。生活支援課の職務内容は特殊性が求められるため、正規の職員の配置が早急に求められる。改めて市民生活の厳しさが補正予算の中からもうかがえるとの意見がありました。

次に、畜産競争力強化対策緊急整備事業及び畜産環境対策総合支援事業について、予算の組替えについては、要件を緩和するために行うとのことであった。予算計上した時点においては、その要件で事業を達成できる見込みであったはずであることから、本来の目的を考えれば当初の計画で実施すべきであるとの意見がありました。

次に、道路橋りょう維持事業について、区長からの要望については、タブレットを活用して申請を簡素化し、ＤＸ化を進めている取組は非常によいと感じたとの意見がありました。

次に、議案第77号について、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、教育使用料については、委員から、市外の方がよく使われているからなのか、グラウンド使用料が昨年度と比較するとかなり増えているが、市内と市外のグラウンド使用者の割合はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、平日は市内の方がほとんどと思われる。また市外の体育施設は最近、休日の予約がなかなか取れないという話は聞いているが、市内と市外のグラウンド使用者の割合は把握していないとの答弁がありました。

さらに、委員から、最近、市外の団体によるグラウンドの予約が多くなったため、市の野球大会の予約が取りにくくなっている。その対策として、現在、市内の２倍であるグラウンドの市外使用料を値上げする考えはないかとの質疑に対し、執行部より、本市の行政改革大綱に基づき、全庁的に使用料を見直す予定であるので、その中で検討したいとの答弁がありました。

次に、目、予防費の健康づくり推進事業については、委員から、健康アプリの市民のダウンロード数の推移はとの質疑に対し、執行部より、令和５年度が2,490人で、令和６年度が3,350人であった。第一生命からの企業版ふるさと納税により、職員１人を派遣していただき、アプリ事業に２年間専任いただいたおかげで大きく人数を増やすことができたとの答弁がありました。

次に、目、林業総務費の予防伐採事業については、委員から、昨年は申請件数の半数程度しか採択がされていないとのことだが、優先順位はどのように決めているのかとの質疑に対し、執行部より、各部長で組織する審査会により決定している。また、審査の透明性を高めるために、審査内容を点数化する方法に変更した。さらに、予算を拡充したことで、昨年度不採択だった案件は今年度に予算を確保できているとの答弁がありました。

次に、目、防災管理費の防災行政無線等整備事業については、委員から、防災行

政無線戸別受信機2,970台を整備したとのことであるが、予定どおりに整備できたのかとの質疑に対し、執行部より、最初に75歳以上のみの世帯に受信機の要望調査を行い、希望された全世帯に設置した。次に、スマートフォンを所持していない世帯等に別途、要望調査を行い、希望された全世帯に設置したところである。なお、まだ在庫を確保しているので、今後も希望があれば設置していくとの答弁がありました。

次に、債権調書の住宅使用料については、委員から、債権を放棄した事由である行方不明は、どのような要件なのかとの質疑に対し、執行部より、住民票や戸籍の調査及び現地調査などを複数年にわたり継続的に行い、あらゆる手段を尽くしても所在が特定できない場合であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、現在市営住宅の入居者で保証人がいないケースはあるのかとの質疑に対し、執行部より、令和４年度に全ての請書を見直し、保証人がいない場合は新たに保証人を立ててもらったとの答弁がありました。

その後の各会計の決算認定の議員間討議では、初めに議案第77号について、まず、歳入の目、教育使用料については、本市の多目的グラウンドは、市外に比べて使用料が安く、またインターネットで予約が可能になったことで、近年、市外団体による予約が増えており、市民が予約しにくい状況である。また、市外団体は、土・日曜日にグラウンド全面を大会当日とその翌週も予備日として予約されていて、結果、予備日にグラウンドは全く使用されなかったのに市民は予約できなかったという事案が起こっている。よって、例えば、市外料金の値上げによる市外団体の予約抑止や予備日の予約の取扱いの見直しなどの対策が必要であるとの意見がありました。

次に、歳入の過疎対策事業債について、もともと一般財源で賄われていた補助金や施設の管理委託料に充当されており、過疎対策につながっているのか疑問である。本来の目的である過疎対策となるように事業を拡充してほしいとの意見がありました。

次に、職員の時間外手当について、サービス残業があるように感じたため、時間外手当の支給は適正に行うとともに、併せて時間外の削減にも努めていただきたい。国の様々な施策が市町村に下りてきて、そちらに労力を割かざるを得ない事態になっている。職員の負担が課題となるため、職員の適正配置を考慮する必要があるとの意見がありました。

次に、まつり事業について、かつて住民の地域間交流を目的としていた祭りが、合併から20年を経て観光を目的とする祭りのみになっているのではないかと考える。観光振興と地域振興を目的とした祭りを分けて行政主導で事業展開していただきたいとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行い、１人の委員から質疑がありました。

以上、慎重に審査しました結果、議案第74号から議案第76号まで、並びに議案第81号及び議案第82号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決・認定すべきものと決定しました。

次に、議案第71号から議案第73号まで、並びに議案第78号から議案第80号までについては、討論において１人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決・認定すべきものと決定しました。

次に、議案第77号については、討論において２人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

なお、当委員会としましては、次の１点の附帯意見を付すことによりまして、認定すべきものといたしました。

１　主要施策の成果の主な指標について、精査の上、不適当な指標は、具体的かつ明確に示すこと。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の５つの事項を提言としてまとめました。

１　市民が市所有の体育施設をもっと円滑に予約できるよう、体育施設の使用料及び予約の取扱いの見直し等に向けて、市内外の状況を調査研究すること。

２　介護士不足を解消し、介護サービスを存続させるための施策に努めること。

３　まつり事業については、観光目的だけでなく、新市建設計画に基づく地域間交流を目的とした地域振興事業として、費用対効果も含め、必要に応じた事業の見直しを行うこと。また、他の観光イベントについても、費用対効果の面から必要に応じた見直しを行うこと。

４　入札について、予定価格の設定については、物価変動等を考慮し、適正な積算・設計・見積りを実施すること。

５　道路維持については、市民の安全を最優先し計画的に道路修繕や白線管理、道路周辺の除草等を行うこと。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されますことをお願いします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同賜りますようお願い申し上げて、予算決算常任委員長報告を終わります。

○水上隆光　議長　　以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が不採択であります、請願第１号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願を除き、討論を行います。

議案第67号から議案第69号まで、及び議案第71号から議案第83号までの16案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　皆さん、おはようございます。議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議案第71号から議案第73号、議案第77号から議案第80号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第71号、令和７年度菊池市一般会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、子ども・子育て支援金の来年度導入に伴い、国保特別会計と後期高齢者医療事業特別会計にシステム改修のための関係経費が拠出されている点であります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第72号、令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、子ども・子育て支援金の導入に伴い、システム改修の予算が計上されている点であります。

子ども・子育て支援金制度は、3.6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充を図るための財源確保として、公的医療保険に上乗せして、新たに国民から徴収を行う支援金であります。支援を拡充しようとすれば、保険料を上げざるを得ない。その範囲内でしか拡充されないとなりかねません。

また、負担増は、加入する保険で異なるため、収入が少ない人が多い人より負担

が増えることが起こります。75歳以上の後期高齢者や、今でも負担が重い市町村国保は、現在の保険料に対する負担増の比率が高く、逆進性が強まります。少子化という国の存続に関わる課題なら、抜本的支援のために税制を変え、大企業、富裕層に応分の負担を求めることが不可欠であります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第73号、令和７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第72号と同じであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第77号、令和６年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、令和６年度の予算執行が物価高騰で厳しさを強いられている市民の暮らしを支える内容ではないという点であります。

厚生労働省が発表した2024年度の国民生活基礎調査結果では、昨年度に引き続き、生活が苦しいと回答した世帯は依然６割を超えています。福祉厚生分科会の審査の中でも、生活保護の開始件数が明らかとなりましたが、令和６年度は令和５年度と比較しても微増にとどまっており、生活保護の受給１つとっても、必要な方に施策が届いていない状況があります。

一方で、決算時において、財政調整基金は74億円を超えております。昨年度との比較でも２億円近く積み増しています。令和元年度からの決算時の残高と比較して、13億円以上積み増しており、1.2倍にもなっています。本会議質疑でも明らかとなりましたが、菊池市の標準財政規模に照らしても倍以上の残高であり、熊本地震などの災害対応を考えても、適切な運用が求められます。

高過ぎる国保税の引下げ、介護保険料の軽減、介護従事者の市独自での処遇改善など、市民の暮らしとなりわいを支える予算の執行であるべきです。

また、具体的な指摘としては、様々な問題、トラブルを抱えながら執行されているマイナンバー関連の支出には反対であります。

さらに、部落解放同盟への補助金の支出についても、昨年度末の決算時より100万円以上増額しており、約1.2倍の予算執行となっています。財政の厳しさという理由で様々な補助金の見直しが進められている中で、聖域をつくってよいのか、同団体の予算に占める補助金の割合の問題なども含め、金額と執行の在り方をきちんと精査すべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第78号、令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定について、反対の立場から討論を行います。

理由は、国保税の負担が市民の暮らしの実態に照らして重過ぎるという点であります。国保税の負担の重さ、構造的な問題などは、この間の一般質問で指摘しておりますので、詳しくは述べませんが、令和６年度の決算審査でも、所得の低い普通徴収分の現年度滞納は令和５年度と比較して増えていることが明らかとなりました。

一方で、国や県の負担も令和５年度と比較して、5,000万円も減っていることも明らかとなりました。国などに負担増を求め、構造的な問題の解決を図っていくとともに、住民の暮らしと福祉に直接責任を負う地方が、一般会計からの法定外繰入れなどを行うなど、引下げへと努力を強めるべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第79号、令和７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

理由は、１点目は、本制度が問題のある制度であるという点であります。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方をほかの世代から切り離して、際限のない負担増と差別医療を押しつけるものであります。

２点目は、令和６年度は保険料が値上げされた年であり、その点でも本議案には賛成できません。現在75歳以上の窓口負担は原則１割ですが、令和４年度10月からは一定の所得以上の方は２割、現役所得並みの方は３割に引き上げ、その対象がさらに広げられようとしています。病気にかかりやすく、治療にも時間のかかる高齢者の窓口負担は、現役世代より低くしてこそ、負担の公平を図ることができます。不公平を拡大し、高齢者の命と健康を脅かすだけの制度改悪はやめるべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第80号、令和６年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

理由は、１点目は、令和６年度は第９期事業計画の最初の年度であります。保険料は据え置かれておりますが、高齢者の生活実態に照らせば、引下げを行うべきであります。

２点目は、同じく第９期では、介護報酬改定が行われた年であり、訪問介護事業所の基本報酬が引き下げられた年であります。その結果、全国でも事業所が大変厳しい状況へと追い込まれており、サービス後退へと進んでいます。

決算審査でも介護サービス費の減額、当初予算からの減額が令和５年度と比較して約500万円増えていることが明らかとなりました。要因ははっきりとは分からないとの執行部からの答弁でしたが、介護人材不足による影響も否定できないとの答

弁もありました。

保険あって介護なし、今でも深刻な実態の下、国はさらに利用料を２割負担の対象の拡大、ケアプランの有料化、要介護１、２の生活援助のサービスを保険給付から外すことなどの改正案を来年度の通常国会に提出することを狙っています。このような国の制度改悪を前提とする予算の執行、決算の認定は認められません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

○水上隆光　議長　　ただいま、議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までに対する反対討論がありましたので、まず、議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までに対する討論を行います。

議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までについて、賛成者の発言を許します。

古田浩敏議員。

［登壇］

○５番　古田浩敏　議員　　改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号５番、古田浩敏です。まず、議案第71号から議案第73号について、賛成の立場から討論させていただきます。

これらは国の制度改正に伴う必要経費が含まれております。市が単独で国の制度に反対することは困難であると考えますので、この３案件については賛成すべきものと考えます。

また、議案第77号、菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本議案は、市民の安心・安全と福祉の向上、経済活動の推進、建設改良事業による利便性の向上、それに未来を担う子どもたちの教育など、市政全般にわたって大きな成果が上がっていると思います。この300億を超える決算には、予算執行のために努力された多くの職員の人件費も含まれております。私は予算執行に携わられた皆様の努力に敬意と感謝を持って、認定すべきものと考えます。

以上の理由から、議案第77号に対する賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までについて、ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで、議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までに対する討論は終わります。

暫時休憩します。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

休憩　午前10時48分

開議　午前10時50分

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで討論を終わります。

これより、委員長報告が不採択でありました請願第１号を除き、議案第67号から議案第69号まで、及び議案第71号から議案第83号までの16案件について、採決します。

ただいま反対討論がありました、議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までを除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第67号から議案第69号まで、議案第74号から議案第76号まで、及び議案第81号から議案第83号までの９案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・認定であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、以上の９案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決・認定することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第71号から議案第73号まで、及び議案第77号から議案第80号までは、起立により採決します。

最初にお諮りします。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第72号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第73号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第77号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第77号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第78号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第78号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第79号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第79号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次にお諮りします。

議案第80号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立多数です。よって、議案第80号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります、請願第１号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、討論を行います。

討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願第１号について採決します。

採決は起立によって行います。

請願第１号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。

請願第１号については、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、請願第１号は、不採択とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第２　議案第84号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第２、議案第84号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

［登壇］

○江頭実　市長　　それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第84号、令和７年度一般会計補正予算（第７号）は、８月の大雨により被災した施設等の災害復旧費等の増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○水上隆光　議長　　開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　改めまして、皆様、おはようございます。それでは、提案をいたします議案第84号につきまして、御説明をさせていただきます。

追加議案書の３ページをお願いいたします。

画面の表示はできておりますでしょうか。

議案第84号、令和７年度一般会計補正予算（第７号）でございます。

４ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に１億2,145万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ310億5,163万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、８月10日から11日にかけての大雨により被災した市道、農地・農業用施設、公園等の復旧費及び予備費の増額でございます。

まず歳入について、事項別明細により御説明をいたします。

９ページをお願いいたします。

１枠目の目10災害復旧費国庫負担金796万円の増額は、現年度補助災害復旧費負担金でございまして、被災した市道及び河川の復旧に係る国庫負担金でございます。

２枠目の目１財政調整基金繰入金2,919万2,000円の増額は、今回の補正予算の財

源調整でございます。

最下段の枠の目10災害復旧債8,430万円の増額は、災害復旧において活用できる災害復旧事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

１枠目の目４財政管理費13万9,000円の増額は、災害復旧事業債の借入れに必要となる災害発生時の落雷証明のための手数料でございます。

２枠目の目１民生施設災害復旧費52万5,000円の増額は、落雷により故障した野間口集会所の放送設備の修繕料でございます。

３枠目の目１道路橋りょう災害復旧費2,150万円の増額、下段の目２河川災害復旧費650万円の増額は、それぞれ、被災した市道や河川等の復旧に係る重機の借り上げ、工事及び原材料の費用でございます。

11ページをお願いいたします。

１枠目の目５都市計画施設災害復旧費407万6,000円の増額は、被災した公園の復旧費でございまして、落雷により故障した菊池川河川公園のトイレ照明をはじめとした各公園設備の修繕料や、菊池公園ののり面復旧工事の費用でございます。

２枠目の目１農業用施設災害復旧費7,128万3,000円の増額は、被災した農地・農道等の復旧費でございまして、国庫補助にて災害復旧を実施するための測量設計等委託料や、農道・水路等の復旧のための原材料費及び小災害復旧への補助でございます。

目２林業施設災害復旧費150万円の増額は、林道の復旧に係る重機の借上料でございます。

目３治山施設災害復旧費260万7,000円の増額は、下河原地区の林地斜面崩壊箇所の崩壊防止事業に係る測量設計等委託料でございます。

３枠目の目１商工施設災害復旧費332万2,000円の増額は、落雷により故障した菊池渓谷の監視用カメラや、リバーサイドパークの給湯設備の修繕料でございます。

12ページをお願いいたします。

目１予備費1,000万円の増額は、今後も起こり得る自然災害や、不測の事態に迅速に対応できるよう、予備費の増額を行うものでございます。

それでは、６ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

内容としましては、災害復旧において活用できる災害復旧事業債8,430万円の増額でございます。

今回の補正の主なものは、災害復旧に当たり、応急対策費用及び災害査定のため

の測量設計費などの追加でございます。

国の災害査定を踏まえ、災害復旧費の確定により、今後、必要な予算措置を行っていく予定でございます。

以上、議案第84号の説明とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で、議案の説明を終わります。

ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前11時02分

開議　午前11時29分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第84号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第84号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第３　報告第31号から報告第33号一括上程・報告・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第３、報告第31号から報告第33号までの３件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

開田総務部長。

［登壇］

○開田智浩　総務部長　　それでは、報告第31号から報告第33号まで一括して御説明をいたします。

追加議案書の15ページをお願いいたします。

画面表示はできておりますでしょうか。

報告第31号から19ページの報告第33号までの専決処分の報告については、議会において指定されている事項について、専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

15ページをお願いいたします。

報告第31号、専決処分の報告については、16ページが専決第19号専決処分書で、除草作業中の事故による損害賠償額の決定について、令和７年８月25日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和７年７月24日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市会計年度任用職員が、亀尾城址公園の除草作業を行っていた際に、草刈機で石をはね、相手方の車庫の窓ガラスを破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、１万1,000円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、17ページをお願いします。

報告第32号、専決処分の報告については、18ページが専決第20号専決処分書で、市営住宅の使用料に関する訴えの提起について、令和７年８月29日に専決処分したものでございます。

被告となる相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

事件の概要については、被告は、市営住宅の使用料を滞納し、督促、催告等、再三にわたる請求にもかかわらず、支払いをしなかったため、市は、令和７年６月19日に熊本簡易裁判所に支払督促の申立てをしております。

熊本簡易裁判所は、令和７年６月23日付で支払督促を発布し、令和７年７月１日に被告へ送達されました。

熊本簡易裁判所は、被告から２週間以内に督促異議の申立てがなかったため、令和７年８月８日付で仮執行宣言付支払督促を発布し、令和７年８月13日に被告へ送達されました。

被告は、これに対し令和７年８月23日付で督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立てのときに、訴えの提起があったもの

とみなされるもので、請求の趣旨は記載のとおりでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

報告第33号、専決処分の報告については、20ページが専決第21号専決処分書で、消防活動中の事故について、令和７年９月４日に専決処分したものでございます。

事故発生日が、令和７年８月11日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市消防団員が、大雨時の消防活動において、流れ出た土砂を運搬していたところ、運搬に使用していたホイールローダーのバケットが相手方の住宅の屋根に接触し、屋根の一部を破損する損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、３万6,300円、その他の決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第31号から報告第33号までの報告とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　以上で、報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第４　政治倫理条例検討特別委員会の報告・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第４、政治倫理条例検討特別委員会の報告の件を議題とします。

本特別委員会につきましては、議員及び市長等の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与するために、現行条例の内容検討を行うため、令和４年９月定例会において設置され、調査を行ってきたものです。

このたび、特別委員会の報告が提出されました。

本件について、政治倫理条例検討特別委員会の報告を求めます。

政治倫理条例検討特別委員会委員長、田中教之議員。

［登壇］

○田中教之　政治倫理条例検討特別委員長　　皆さん、こんにちは。政治倫理条例検討特別委員会の報告をさせていただきます。

令和４年第３回定例会において設置されました政治倫理条例検討特別委員会での審査の経過とその結果について報告します。

当特別委員会は、議員及び市長等の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与するため、また、現行条例の内容検討を行うため、令和４年９月30日に10人の議員をもって設置されました。その後、令和４年９月30日を第１回とし、令和７年６月18日まで、20回にわたり慎重に審査しました。

また、当特別委員会が設置される前になりますが、過去の政治倫理審査会の調査審議の結果を踏まえ、菊池市議会への付言という形で、菊池市政治倫理条例に対する指摘事項等が政治倫理審査会から市に提出されていました。

その中において、今後は市議会の責任において、その明確な基準、解釈及び運用についてのルールを市議会の内部的自律権により明文化されるように求めるものであると記載されていました。よって、当特別委員会では、審査に入るに当たり、まずはこの付言を共通認識として進めていくこととしました。

そうしたことから、審査の進め方については、菊池市議会の付言及び政治倫理審査会での指摘事項等を軸にして、他の自治体の状況を調査の上、１条ずつ丁寧に審査しましたので、その主な審査結果について申し上げます。

まず、政治倫理基準の見直しについて、審査した結果、他の自治体の現況から考慮すると、現行条例で規定していない各種ハラスメントを禁止する基準を欠かすことはできないということから、人権侵害を禁止する旨の基準と、現行条例において納税証明書の提出を規定しているが、その根拠は不明確であるため、市税等の完納に関する基準の２つの基準を新たに加えるべきものと決しました。

次に、議員は、法令はもとより、本条例を遵守しなければならない旨を先に書面で誓約しておくべきとの理由から、新たに議員になったら速やかに、また、現職の議員は、本条例の改正後、速やかに議長に誓約書を提出する旨の条文を新たに加えるべきものと決しました。

次に、兼業に関する遵守事項については、議員は、地方自治法第92条の２の規定による兼業禁止を遵守せねばならず、併せて市民に疑念を生じさせないようにする努力業務を規定するよう、新たに条文を加えるべきものと決しました。

次に、市との請負契約等に関する遵守事項については、菊池市議会での付言及び政治倫理審査会での指摘事項等を参考に、過去の判例等を調査の上、審査しました。

その結果、まず現行条例でいう企業という表現は、法律上の概念がないため、法人に改めること。

また、法人の対象範囲については、現行条例の規定より、さらに議員の実質上の支配力を重視するため、かつ議員の成り手不足も解消できるように、地方自治法の規制範囲を超えている議員の２親等以内の親族の部分を削除し、その代わり、現行条例の規制対象である議員とその配偶者及び同居の親族が経営する法人に加えて、議員とその配偶者及び同居の親族の保有している株券等の合計が２分の１を超えている法人を事実上支配力を持つ法人と定義の上、議員はその法人に対し、市との契約を自粛するよう努める義務を規定すること。

さらには、その法人と議員の透明性を担保するため、事実上支配力を持つ法人が

ある議員は、速やかにその旨を議長に報告し、議長はその旨を公表するものとする規定を加えるべきものと決しました。

また、現行条例の第４条、市の契約に対する遵守事項では、条文により、契約の種類を工事、委託等に限定しているが、議員が請け負う全ての契約が遵守事項の対象になるよう、契約の種類を限定する条文を削除し、見出しを「市との請負契約等に関する遵守事項」に改め、併せて条文全体を整理するべきものと決しました。

ただし、現行条例で契約の対象となる下請工事の契約は、市と直接契約しないことから、請負契約等の対象外になることを併せて決しました。

次に、本条例違反の調査の請求については、調査請求の乱発を防ぐため、「議員であれば議員定数の５分の１以上の連署により請求を可能にする」という旨のただし書を削除し、議員であっても、市民と同様の取扱いとすべきものと決しました。

次に、倫理基準違反の審査については、政治倫理審査会での指摘事項等において、勧告の種類の明文規定がないとの意見があったため、違反の程度に応じて、１、議長により口頭注意、２、文書による厳重注意、３、一定期間の会議出席の自粛勧告、４、議会における役職の辞任勧告、５、議員辞職勧告の５段階による勧告の種類を新たに本条例施行規則で定めるべきものと決しました。

次に、現行条例では、審査会の結果により、議員の倫理基準違反に対する措置を審査会が勧告した場合、それを受けた議会が講じる措置の規定がないため、その運用等を規定するため、新たに議会の措置の条文を加えるべきものと決しました。

最後に、今回、本条例を改正する理由については、議会の内部的自律権の下、議員が自ら倫理を確保するためであることから、本条例の規制対象者から三役を削除するとともに、題名を「菊池市議会政治倫理条例」に改めること、ただし、引き続き三役の倫理の確保を担保するために、新たに第19条、市長等の責務及び附則第４項の条文を加えるべきものと決しました。

なお、これまで、当特別委員会が審査しました経過については、議員各位に３回にわたり報告の上、それらに対する貴重な意見等をいただいています。

よって、当特別委員会では、それらの意見等を踏まえた審査の最終結果について、改正菊池市政治倫理条例の議員提出議案という形で今定例会に上程することで、結論を見た次第です。

また、あわせて、本条例施行規則についても、これまで議員各位に示してきましたとおり、本条例の改正に伴い、新たに必要となる政治倫理審査会各種様式及び勧告の種類の規定を加えるように改正すべきものと決したことを申し添えます。

以上、約２年８か月にわたり慎重に審査し、全てが終了しました。

これで、政治倫理条例検討特別委員会の審査報告を終わります。

○水上隆光　議長　　以上で、政治倫理条例検討特別委員会の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　それでは、委員長に質疑させていただきます。

２年半にも及ぶ審議、大変お疲れさまでした。

２点ございまして、１点目は、この２親等以内の親族ということの議論に関しましては、私が初当選して、次の選挙を迎える前に、２親等を入れるか入れないかというのが議論になりました。私はそのときに、２親等となると、私の息子が例えば市内の八百屋さんと結婚したり、私の孫が例えばどこかの商売をされている方と結婚したら、その方たちはみんな公共事業ができないから、こういう条例をやっていると、議員に成り手なんかなくなるよという指摘をこの場で反対討論したのを覚えております。

そのときに、ほかの議員が言われたのが、恐らく誰かをターゲットにしていたのでしょう。選挙のたびにこういう倫理条例というのが上がってきますから、それで、恐らく可決したと思うんですけども、今回、それが取っ払われたということは、私は喜ばしきことかなと思っていることでありますけども、委員長にお答えいただきたいのは、じゃあ、この２親等を取っ払う原因となったのは、例えば過去の議事録を読んで、時代にそぐわないという判断を委員でされたのか、それとも、今の300万までだったら市の請負をしてもいいと。ただ、議長に毎年申しつけをしなさいというのがあってからなのか、その２点のどちらなのかをちょっとお尋ねしたいのが１点です。

もう一つが、いろいろ政治倫理審査会のほうから助言といいますか、指摘があっておりますけども、私はこの政治倫理審査会の在り方がどうかなというふうに思っているところであります。なぜなら、政治倫理審査会というのは、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者というふうになっていますから、恐らく選挙に行かれる方だと思うんですけども、政治倫理審査会の中には市民も交ざっているわけです。誰かに投票した人が、誰かの議員を裁く、自分が投票した人かもしれない、投票しなかったかもしれない議員を裁くという行為は、私は政治倫理審査会の委員としては公平じゃないと思うことから、政治倫理審査会は、私は第三者、市外の人間で行うべきというのが前から言っているんですけども、この政治倫理審査会の構成について、第６条に定めてありますけども、それについてはどういう議論がなされたのか、お尋ねをいたします。

○水上隆光　議長　　政治倫理条例検討特別委員会委員長、田中教之議員。

［登壇］

○田中教之　政治倫理条例検討特別委員長　　荒木議員の質疑に対してお答えします。

まず１点目、２親等についての議論につきましては、率直に言いますと、荒木議員、私が２親等ということでありまして、過去のそういった事例を踏まえて、どうあるかというところがまず問題の提起でございました。

他自治体及び判例を見てみますと、府中市議会が一番最初に定めたのにかかわらず、今回自ら２親等、やはり成り手不足も含めた上で、これはいけないという、そういった過去の判例等、他自治体を判断して、その経緯から、一応意見を割りましたけど、委員の中で多数決で２親等を排除するというところで決まった次第でございます。そういう経緯の審議がございました。

２点目の政治倫理審査会の構成員に関しまして、令和７年１月27日の委員会におきまして議論がなされております。その中で、議会が市長等、その設置任命者に人事まで、どこまで口を出せるかというところでございましたが、まず明文に市内及びとか、市外とかという決めていないところから、一律にそこを決めるところはどうかというところで、そういった意見がありましたが、運用によって、そういった意見があれば、そういった意見を承知の上で、運用で解決したらどうかという意見が出ております。これについては、条文は見直さないというところで審議はありました。

以上、お答えします。

○水上隆光　議長　　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

政治倫理条例検討特別委員会の調査につきましては、ただいまの委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、政治倫理条例検討特別委員会の調査については、委員長報告のとおり承認しました。

これで、政治倫理条例検討特別委員会の調査を終わります。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第５　議員提出議案第７号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第５、議員提出議案第７号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

政治倫理条例検討特別委員会委員長、田中教之委員長。

［登壇］

○田中教之　政治倫理条例検討特別委員長　それでは、議員提出議案第７号、菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

市議会の内部的自律権に基づき、政治倫理基準、市との請負契約等に関する遵守事項、政治倫理基準違反の審査に関する基準等を見直すとともに、議員に限定した政治倫理を確立するため、条例の一部を改正する必要があると判断したためです。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

条例案につきましては、お手元に配付のとおり、御参照くださいますようよろしくお願いします。

ぜひとも承認のほうよろしくお願い申し上げます。

○水上隆光　議長　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第７号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議員提出議案第７号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　異議なしと認めます。よって、議員提出議案第７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

――――――――――――――――○――――――――――――――――

日程第６　議員提出議案第８号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第６、議員提出議案第８号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

［登壇］

○15番　荒木崇之　議員　　議員提出議案第８号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

今回の提案は、議員定数を現行の20人から２人減らして、18人に削減する案であります。

先日、９月19日の予算決算特別委員会終了後に駐車場に向かっていたところ、面識がない旭志地区の市民の方から、荒木議員ですか、おたくたちはいつも定数削減案を出されていますけどと声をかけられました。内心、どうして何度も出すのですかとお叱りを受けるのかと覚悟していましたが、いつも賛成されている７人の議員に大いに賛同しています。私たちの声を聞かない議員を落選させたくて、次の市議会議員選挙が楽しみですとおっしゃっていました。この方だけではなく、前回、前々回と、議員定数削減案が否決されることを不満に思い、市議会に憤慨されている市民の声が多く私どもに届いております。まさに、市民アンケートの６割が削減を求めていることを実感しています。この声は来年の５月の市議選の頃にはもっと大きくなっていることでしょう。

さて、令和４年から、県内では阿蘇市、芦北町、山都町、球磨村、天草市、玉名市、菊池市で、議員定数削減の議案が提案されていますが、否決をしたのは玉名市と我が菊池市議会だけであります。住民アンケートを行った議会においては、定数削減案を全て可決し、市民の声を反映しています。

前回の反対討論では、議員を減らすと議会機能が低下すると言われた方もいらっしゃいましたが、議員自らがたくさん議員がいないと私たちは市政をチェックする能力がありませんと言っているのと同じであります。

以上の理由から、議員提出議案第８号の提案理由といたします。

最後に、「公に奉ずるは私を忘るるにあり」、公務に携わる者はおのれの利益を忘れるべき、これは菊池一族の末裔とされる西郷隆盛公の言葉であります。この言葉の意味をいま一度、各議員が考えていただき、改正案については、速やかに御賛同賜りますことをお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第８号は、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子議員。

［登壇］

○12番　東奈津子　議員　　議席番号12番、日本共産党、東奈津子です。議員提出議案第８号について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体は、執行機関である首長と議事機関である議会という、ともに住民の直接選挙で選ばれた機関で構成されています。議事機関とは、議員が住民の代表として、法が定める議会の権限を行使して、地方自治体の意思決定を合議で行うということです。議会は、地方自治体という団体の意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機能としての機能を担っています。また、個々の議員を通じて、執行部に対し住民の意思を伝え、同時に執行機関を批判、監視していくことも大きな役割です。このような立場に立てば、議員定数を削減するということは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義制度の根幹を揺るがす問題であると考えます。

2006年３月の都道府県議会制度研究会の報告でも、議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。議員定数の問題は、単に行政の簡素合理化と同じ観点から論ずる問題ではないとして、議員定数は議会の審査能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な一律削減論は適当でない。競って定数削減を行うことは、地域における少数意見を排除することになりかねないと、定数削減に異を挟んでいます。

このように、地方分権時代において、議会に求められているのは、議員定数の機械的な削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できるだけの議員の数であり、議会議員の本来の役割が発揮できるよう質的向上を図ることです。

市民の中に議員が多過ぎるという声があるとすれば、市議会議員の質が問われて

いるのであり、今、必要なのは単純な定数削減ではなく、議会議員に対する不信感を取り除くための議会改革をさらに前に進めることです。

格差と貧困の問題が深刻な様相を見せ、市民の暮らし向きはますます厳しくなっています。市民の中には多様な意見が混在し、行政への要求も山積みしています。こうした中、経費削減を主たる理由にして議員定数を削減することは、市民に最も身近な議会とのパイプを細くし、今でも遠いと言われる市役所、市政をなお一層遠い存在にしてしまいます。

議員の立場が議員個人のものであるかのような主張もありますが、議員定数削減は、市民が政治に参加する権利を削り、多様な民意を切り捨てることです。議員定数削減は、行政をチェックする議会機能を弱めることにほかなりません。

以上の理由から、本議案には反対であります。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

福島英徳議員。

［登壇］

○９番　福島英徳　議員　　改めまして、こんにちは。福島英徳です。私は議員定数を20人から18人に削減する提案に、賛成の立場で討論いたします。

この提案は単なる数字の見直しではありません。市民の信頼を取り戻すための議会の覚悟を問うものです。菊池市は合併以降、議員定数を61人から28人、そして、現在の20人へと段階的に見直してまいりました。これは人口減少や行政効率化を踏まえた当然の流れであります。

しかし、今の議会はどうでしょうか。数の論理に支配され、執行部の方針に異を唱えることすら難しい空気があります。議会が本来果たすべき監視機能、提案機能が十分に発揮されているとは言い難い状況です。

今回の定数削減案は議会の弱体化ではありません。むしろ議員一人一人が責任を持ち、より広く、より深く、市民と向き合うための再構築です。私たちが本気で市民の代表であるならば、定数削減を恐れる必要はありません。これは議会が自らの在り方を問い直す機会です。議員定数の見直しは議会の質を問うものです。数ではなく、どれだけ市民に寄り添い、どれだけ現場に足を運び、どれだけ声を拾えるか。私は議会が市民の信頼に応える場となることを願い、この提案に賛成いたします。

○水上隆光　議長　　次に、原案に反対者の発言を許します。

猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　猿渡美智子です。議員提出議案第８号に、反対の立場から討論いたします。

これまでも何度か述べてまいりましたが、私は議会には多様性が必要だと考えてきました。住民ニーズの多様化に加え、地域課題も複雑化しています。半導体関連企業の進出で変わり目にある本市においては、なおさらではないでしょうか。性別、職業、年代、地域性、障害のある方など、いろいろな角度から政策を検証していくことで、見えていなかったものが見えてくると思います。そのためには、現在の定数を維持したほうがよいと考え、本議案には反対いたします。

○水上隆光　議長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

［登壇］

○17番　二ノ文伸元　議員　　皆さん、こんにちは。議席番号17番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。私は、議員提出議案第８号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議員定数削減により、市政の監視、チェック機能低下を懸念する意見が出されましたが、多くの市町村が５万人未満の場合、平均16.8人で機能を維持されております。監視、チェック機能が不十分でしょうか。これこそ、議員自らが市民とのパイプが十分に取れるようになる、さらなる資質向上を必要とする議員側の課題です。

また、討論においても幾度も述べられておりますが、地方議員としての役割は、市民と市政をつなぐ重要な担い手であること、議会と行政に市民の声を届けるとともに、行政、首長、行政運営を市民の立場からチェックするものとして、市民の声を市政に届ける重要なパイプの役割であるべきです。とするならば、市民が参加した市民アンケート、議員定数削減賛成６割以上という民意は反映されるべきものであります。何のための市民アンケートだったのか、市民は怒っています。

私はそのような意見をもちまして、この条例案に賛成の意を表明するものであります。

以上。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

木下雄二議員。

［登壇］

○19番　木下雄二　議員　　皆さん、こんにちは。議員定数議案第８号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私はこれまで、議員定数削減につきましては、一貫して４名削減を申し上げてまいりましたが、前回の改選前の令和３年第４回定例会では、譲歩して２名削減に賛成をいたしましたが、結果的には削減に至らず、無投票となってしまいました。削

減できていれば、市民の審判を受けることができたのであります。無投票では、市民の代表としての資格がないと私は考えており、市民も認めていないと思います。

現在の菊池市の公共施設等総合管理計画の各支館の廃止、水道検針員の改正等は、今後ますます厳しくなる財政状況によるものであり、議員の皆様は十分理解されていると思います。私としては、市民の痛みの前に、私たち議会が身を切る改革を行い、市民の理解を求めなければならないと思います。

これまでの削減案否決に対して、市民の方々より、なぜ削減できないのかと厳しい意見が多数寄せられております。天草市をはじめとする他自治体では、市民アンケート等の意見を尊重して、削減案が可決しています。菊池市も議会として行った市民アンケートで６割以上が削減を求めていることを踏まえ、来年の改選の前に、今定例会で市民の意見を無視することのないように判断をしていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、自分の保身ではなく、身を切る改革をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

古田浩敏議員。

［登壇］

○５番　古田浩敏　議員　　議席番号５番、古田浩敏です。議員提出議案第８号、菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

この議案は、私が大山議員と稲継議員に賛同者になっていただき、第１回定例会、第２回定例会と連続して提出しましたが、いずれも否決となっております。今回も市民の方々から提出するように言われましたが、今回は１名減の提案がなされるということを信じまして、提案をしませんでした。このままでは市民の皆様の一番の関心事である議員定数削減が本会議では審議されないことになるところでした。それを今回、荒木議員と３名の賛同者の方が提出をしていただいたので、本当に感謝をしております。

前回、現状維持が１名、１名削減が１名だけの反対討論で否決になりましたが、今回、反対される方は、市民に胸を張って言えるような反対討論をしていただきたいと思います。前回まで新人３人で提出させていただいておりましたが、１年生議員の提案には乗れないということで思われたかもしれません。それは私の不徳の致すところでございます。しかし、今回は、改選前から、先ほど言われたように、定数削減を叫ばれてきた皆様が出しておられます。何の不足もないと思います。

最後に、多くの市民の皆様の代弁者として言わせていただきます。反対し続けて

現状維持を目指すより、来年の選挙で18人に選ばれるよう政治活動に邁進されたほうが賢明であると思います。

以上の理由から、議員提出議案第８号に対する賛成討論とさせていただきます。

○水上隆光　議長　　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第８号は、起立により採決します。

お諮りします。

議員提出議案第８号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○水上隆光　議長　　起立少数です。よって、議員提出議案第８号は、否決されました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第７　意見書案第１号　上程・説明・質疑・討論・採決

○水上隆光　議長　　次に、日程第７、意見書案第１号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

猿渡美智子議員。

［登壇］

○14番　猿渡美智子　議員　　猿渡美智子です。それでは、意見書案第１号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、申し述べます。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
２．教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
３．自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和７年９月25日

熊本県菊池市議会議長　水上　隆光

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

このことについて、意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

提案理由としましては、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積みしており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

これらの実現に向けた国の予算措置を求め、意見書を提出するものである。

これが、本案を提出する理由です。

なお、この意見書案は、請願第１号が不採択となった理由である高等学校の定数に係る部分を削除したものであります。

議員各位におかれましては、本意見書案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由とします。

○水上隆光　議長　　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第１号については、会議規則第37条第３項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

意見書案第１号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、意見書案第１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第８　福祉厚生常任委員会所管事務調査の報告（報告書は、巻末260～262頁参照）
・質疑

○水上隆光　議長　　次に、日程第８、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

福祉厚生常任委員会から委員会の審査並びに調査について、所管事務調査の報告の申出があっております。

お諮りします。

本件について、申出のとおり所管事務調査の報告を受けることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子委員長。

［登壇］

○猿渡美智子　福祉厚生常任委員長　　福祉厚生常任委員会における所管事務調査について、御報告いたします。

本委員会では、令和６年度の決算審査において、本市での介護士不足による影響について着目して以来、東京都品川区での介護職員確保戦略に関する行政視察や、市内特別養護老人ホームとの意見交換会を行ってまいりました。

一方、高齢支援課においても、市内介護事業所に向けて介護人材確保・定着に関するアンケートが実施されていたことも踏まえ、介護職員不足の現状と対策について、令和７年５月21日及び７月18日の２回にわたり、所管事務調査を実施いたしました。

調査に当たっては、高齢支援課が実施したアンケートについての説明を受け、質疑を通して課題を明らかにし、本市における対策を検討いたしましたので、本委員会からの提言を含め、調査結果を申し上げます。

アンケート調査では、介護人材の充足について、「不足ぎみで支障を感じることがある」が25件、「慢性的に不足し支障がある」が10件で、合わせると全体の53％でした。特に入所を伴う施設型の事業所における介護職員不足が深刻であり、これは重度ケアや夜勤等、負担の大きさが要因ではないかと考えられます。

次に、介護人材の確保について困っていることとして、「応募者がいない」が40件、「人材不足に取り組めない」が22件、「定着しない」が18件であり、将来に向けた課題となっています。応募がない理由としては、働き手の絶対数が減少していること、給与や待遇のよりよい条件が選ばれること、介護職は負担が大きいというイメージが強いことなどが考えられます。

次に、人員不足の弊害として、「職員の負担増」「職員間の情報交換不足」「研修参加の困難さ」など働く側への影響があるとともに、「行き届いたケアができない」「新規利用者の受入れができない」「見守り不十分によるヒヤリハット事例の発生」など利用者への影響も出ています。

次に、退職の理由としては、「給与の待遇がよくない」が22件、「職場の人間関係のトラブル」が19件、「高齢者が多く体力的に続かない・パソコン等の機器に慣れない」が16件となっており、職場環境や待遇の改善が必要と考えられます。

次に、外国人人材の雇用については、「現在雇用しており、今後も積極的に雇用していきたい」が18件、「現在雇用しておらず、今後も雇用する予定はない」が36件でした。事業所の業態によって差があり、職員不足が深刻な入所型の施設において外国人の雇用が広がっています。一方、雇用していない理由としては、「事業所として外国人を受け入れる体制が整っていない」が最多になっています。

次に、介護ロボットについては、「導入している」が17件、「導入を予定・検討している」が10件、一方、「導入していない・検討もしていない」が22件、「当事業所のサービスになじまないため、導入や検討をしていない」が17件となっており、事業所の業態によって差がありました。

最後に、「人材確保を目的とした国県の助成金を活用していますか」との問いに対して、「知らない・分からない」との回答が66％で最多でした。また、「一部検

討したが、申請書類の作成に割く時間の確保が難しかった」との記述もあり、周知や手続に課題がありました。

昨年度の決算審査において、議会より、特別養護老人ホームにおける空床を減らすため、介護士不足解消のための施策を行い、待機者の減少に努めることとの提言を出しました。

本委員会としましては、所管事務調査を通して確認した現状を踏まえ、執行部に対し介護職員を確保し、介護サービスを持続するための具体的な対策を別紙提言書として取りまとめ、重ねて提出いたします。

提言書

介護職員不足を解消し、介護サービスを持続させるための取組について。

１　国に対して引き続き以下の点を要望すること。

・重ねて介護職員の処遇改善を行うこと。

・訪問介護事業所の介護報酬を引き上げること。

・ＤＸ化や介護ロボット等の導入に対する支援を拡大するとともに、申請手続の簡素化を図ること。

・特別養護老人ホーム等の老朽化に対して、改修のための補助制度をつくること。

２　介護保険の改正が行われるまでの間、訪問介護事業所に対してガソリン代の補助を行うこと。

３　外国人人材の雇用に当たって、住居の確保が困難であるため、受入環境の整備や情報提供などの支援を行うこと。

４　入所型の施設における介護職員不足が深刻であるため、特別養護老人ホーム等の介護職員について、勤務年数に応じた奨励金の制度をつくること。

５　県や事業所と連携し、中学生や高校生が福祉の仕事に関心が持てるような機会をつくること。

以上提言する。

執行部におかれましては、本委員会の提言書を真摯に受け止め早急に対応していただきますようお願い申し上げ、福祉厚生常任委員会所管事務調査の委員長報告といたします。

○水上隆光　議長　　以上で、福祉厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は３回までとなっています。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第９　議事第４号　常任委員会委員の所属変更について

○水上隆光　議長　　次に、日程第９、議事第４号、常任委員会委員の所属変更についてを議題とします。

総務文教常任委員会の城太志郎議員から福祉厚生常任委員会委員に、常任委員会の所属を変更したいとの申出があります。

お諮りします。

城太志郎議員から申出のとおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　　異議なしと認めます。よって、城太志郎議員の常任委員会の所属を変更することに決定しました。

ここで、委員会条例第９条第２項の規定により、副委員長互選のため、福祉厚生常任委員会が開催されますので、暫時休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午後０時25分

開議　午後０時33分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○水上隆光　議長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第９条第２項の規定による福祉厚生常任委員会副委員長の互選の結果を報告します。

福祉厚生常任委員会副委員長、東奈津子議員。

以上です。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第10　議事第５号　議会広報特別委員会委員の補欠選任について

○水上隆光　議長　　次に、日程第10、議事第５号、議会広報特別委員会委員の補欠選任についてを議題とします。

議会広報特別委員会委員に欠員が生じましたので、委員会条例第８条第２項の規定により、城太志郎議員を指名します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第11　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○水上隆光　議長　　次に、日程第11、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会 　1　議会運営等に関する諸問題の調査について 総務文教常任委員会 　1　一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について 福祉厚生常任委員会 　1　福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について 経済建設常任委員会 　1　農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について 　2　土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について 予算決算常任委員会 　1　予算及び決算に関すること 議会広報特別委員会 　1　議会広報に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出があっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○水上隆光　議長　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和７年第３回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉会　午後０時35分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長　水　上　隆　光

菊池市議会議員　島　　春　代

菊池市議会議員　大　山　宝　治

各常任委員長報告書

・総務文教常任委員長報告書

・予算決算常任委員長報告書

・福祉厚生常任委員会所管事務調査報告書

総務文教常任委員会　委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案３件、その他の議決案件１件及び請願１件の５件です。

２日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 67 号**については、執行部より「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、昨年人事院が行った『仕事と生活の両立支援の拡充』に対応するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 68 号**については、執行部より「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、前の議案と同じく、昨年人事院が行った『仕事と生活の両立支援の拡充』に対応するものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 69 号**については、執行部より「地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、前の議案と同じく、昨年人事院が行った『仕事と生活の両立支援の拡充』や『社会と公務の変化に応じた給与制度の整備』に対応するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「企業職員の対象者は、何人いるのか」との質疑に対し、執行部より「水道局及び下水道課の職員が対象となり、20 人である」との答弁がありました。

次に、**議案第 83 号**については、執行部より「令和５年度から令和７年度までの継続事業となる令和５年度菊池南中学校長寿命化改良工事について、新たに躯体劣化箇所の補修工事とアスベスト撤去工事などが必要となったため、１億 2,252 万 3,743 円の増額の変更契約を締結するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事情が分かる足場の増額以外となるアスベスト等の増額分については、見積り時点で見落としていたのか」との質疑に対し、執行部より「設計の段階では精査していたが、壁を剥いだ下地の補修のほか、不可視の部分からアスベストが確認されたため増額となった」との答弁がありました。

また、委員から「国の補助金は、今回の増額分に対しても同率で交付されるのか」との質疑に対し、執行部より「国の補助金の算出は、施工延床面積に国の単価を乗じることになるため、今回の変更では延床面積の増加とはならず、国の補助金は増額とならない」との答弁がありました。

さらに、委員から「工事費の増額分の財源については、一般財源となるのか」との質疑に対し、執行部より「増額分に対する財源については、起債及び一般財源となるので、起債については、交付税措置のある学校教育施設等整備債を充てる予定である」との答弁がありました。

次に、**請願第１号**については、まず、請願の趣旨について紹介議員に説明を求めました。

紹介議員より「現在、教育現場では教員不足が進行し、例えば本年度当初の菊池圏域では60人の教員が不足したと聞いている。そうした中で子ども達にきちんとした学びを保証していくためには、教員を増やさなければならない。また、そのためには国と自治体が力を合わせて、学生に選ばれるような中身をつくっていかなければならない。そのために、国に対し４つの要請事項を求めるものである」との説明を受け、質疑を行いました。

委員から「記載された４つの要請事項は、全て高等学校に対するものなのか」との質疑に対し、紹介議員より「１番の事項については、高等学校に限るが、残りの３つの事項については、義務教育も含めたものである」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第67号**から**議案第69号**まで、及び**議案第83号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、**請願第１号**については、まず反対討論として、委員から「高等学校の定数については、本市議会の判断で国県に意見書を出すという趣旨のものではないと考えるので、この請願は不採択でよいと考える」といった討論がありました。

次に、賛成討論として、委員から「紹介議員の説明の中で、請願に記載の４つの要請事項のうち、１番の事項については、高等学校に限るが、残りの３つの事項については、小中学校も含むということであったので、この請願に賛成する」との討論がありました。

採決の結果、**請願第１号**については、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会　議長　　水上　隆光　様

令和７年９月25日
総務文教常任委員会　委員長　緒方　哲郎

予算決算常任委員会　委員長報告

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、９月１日及び19日に予算決算常任委員会を、９月８日から11日までに予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

本委員会に付託されました議案は、**議案第71号**から**議案第82号**までの12議案です。
各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

はじめに、**議案第71号**について、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、衛生費県補助金の保健衛生費補助金については、執行部より「22万5,000円の増額は、水道法の規制を受けない飲用井戸等の衛生対策の充実を図ることを目的とした、熊本県飲用井戸等水質検査支援事業費補助金で、今年度より実施している本市飲用水水質検査補助事業の財源として充当するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「検査の内容はどういうものか」との質疑に対し、執行部より「有機フッ素化合物のうち、ＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値を測定する検査であり、検査を行う個人等に対し、市が２分の１の補助を行っている。また、県は、自治体の補助額の上限を３万円とし、その２分の１である１万5,000円を上限として自治体に補助するものである。現在、本市において申請があっている検査は１件６万6,000円の検査費用であるため、個人等の自己負担が３万3,000円、県が１万5,000円、市が１万8,000円の負担となっており、県に対して15件分の交付申請を行い、交付決定をいただいたものである」との答弁がありました。

次に、歳入の目、不動産売払収入のその他不動産売払収入については、委員から「市有林の場所や広さなどの詳細は。また、何の用途で売却したのか」との質疑に対し、執行部より「市有林と分収林契約の主伐があり、市有林については、旧七城町の大野市有林を主伐したものである。分収林契約については３か所あり、いずれも鉾の甲地区、広さはそれぞれ5.26ヘクタール、1.99ヘクタール、5.91ヘクタールである。また、歳入の1,904万6,000円については、林業総務費及び市有林造成事業に充当している」との答弁がありました。

次に、目、障がい者福祉費の障がい者福祉一般経費については、執行部より「33万円の増額は、本年10月から新たな障害福祉サービスである就労選択支援が創設されることに伴うシステム改修委託料である。就労選択支援とは、就労アセスメントの手法を活用して、障がい者本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援するための新たな障がい福祉サービスで、財源内訳は国庫支出金が２分の１、残りが一般財源である」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「新しいサービスのメリットは何か」との質疑に対し、執行部より「これまで障がい者本人の適性と就労先が必ずしも結び付いていないこともあったので、原則１か月のアセスメント期間を設けて、本人に適したより良い就労先を選択できるよ

うにするサービスである」との答弁がありました。

次に、目、人権教育啓発費の集会所管理経費については、執行部より「258 万 9,000 円の増額は、指定管理者制度により管理運営を行政区に委託している４つの集会所について、来年４月からの地域移管を進めるに当たり、各行政区から施設の老朽化などによる改修の要望があったため、施設の修繕料を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「４つの集会所を地域に移管する予定とのことであるが、地域との合意はできているのか」との質疑に対し、執行部より「集会所を管理している４つの行政区とは、それぞれ本年度末が期限となる 10 年間の管理運営の協定書を締結しており、毎年委託料を 10%ずつ減額していきながら、令和８年度から地域に移管するとして話を行ってきた。現在、行政区との仮契約を進めており、本年 12 月定例会に議案を上程する予定である」との答弁がありました。

次に、目、高齢者福祉費の高齢者ふれあい事業については、執行部より「230 万 3,000 円の増額は、介護認定のない高齢者の閉じこもり防止や、介護予防を目的とした生きがい通所ふれあいデイの委託料の不足によるものである。この事業については、利用者が年々減少傾向にあるため、総合事業への移行を検討しているが、当初予定より移行処理に時間を要しており、利用見込みを上回っている状況である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これまでふれあいデイに通うことができていた人が、総合事業に移行することで、通えなくなるような事態は起きないか」との質疑に対し、執行部より「現在ふれあいデイに通われている方が、総合事業に移行しても漏れることがないように考えている」との答弁がありました。

次に、目、生活保護総務費の職員人件費については、執行部より「350 万円の時間外勤務手当の増額は、主な要因として、新規の保護開始の増加及び保護廃止の件数の増加等に伴うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「生活保護担当の職員数と、職員１人当たりの平均案件はどのくらいか」との質疑に対し、執行部より「現在、ケースワーカーは７人であり、１人当たりの担当は 50 世帯前後である」との答弁がありました。

次に、目、畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業については、執行部より「予算現額 6,164 万 6,000 円を、国事業の要綱改正等により採択要件が有利となった畜産環境対策総合支援事業に全額を組替え、堆肥の高品質化等に係る施設等の整備を支援するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「どのように採択要件が有利なのか。また、補助率等は違うのか」との質疑に対し、執行部より「所得の向上やコスト削減が必要であったものから、良質堆肥を生産し供給量を上げることが要件となる。また、補助率等は変わらない」との答弁がありました。

次に、目、農地費の土地改良施設突発事故復旧事業については、執行部より「泗水町土地改良区が維持管理を行っている、合志川に設置された千五百石堰転倒ゲートの油圧シリンダーの１か所に不具合が生じており、修繕工事費の一部を補助するため、

832 万 8,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「今現在取水等に問題はないのか。また修繕工事の施工時期は」との質疑に対し、執行部より「シリンダー部分から油漏れがあったものの、取水には問題ないと伺っている。また、早急に修繕工事を進めていただくよう連携をとっていきたい」との答弁がありました。

次に、目、商工業振興費の創業支援事業については、執行部より「本市に創業が見込まれる方の家賃の賃借料、店舗の改修費、信用保証料の補助、借入金の利子補給などの支援を行い、創業者の持続的経営を図るもので、商工会へ創業の相談があっている９人を予定しており、176 万 7,000 円を増額するものである。また、併せて債務負担行為補正を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「債務負担行為補正は、今年度増加分だけではなく、今後増加することを見込んで行っているのか」との質疑に対し、執行部より「今年度増加分について、債務負担行為補正を行ったものである」との答弁がありました。
また、委員から「予定している９人の業種は」との質疑に対し、執行部より「飲食業が６件、小売業が２件、民泊業が１件である」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、執行部より「区長から要望があった路面、側溝、里道水路等の緊急度の高い箇所の修繕料及び機械借上料等と、市道の草刈延長の増加に伴う手数料として 3,085 万 8,000 円を増額するものである」との説明があり、質疑を行いました。
委員から「区長からの要望に対する回答はどのように行っているのか」との質疑に対し、執行部より「修繕等の実施時期を記載した上で、文書により回答を行っている」との答弁がありました。
さらに、委員から「区長より要望書の作成が煩雑であると伺っているが、以前から何か改善した点はあるか」との質疑に対し、執行部より「区長に配付してあるタブレットを使って要望する場合及び前年度からの継続分を要望する場合については書面による要望書の提出は求めていない」との答弁がありました。

次に、**議案第 72 号**から**議案第 76 号**までについては、特に質疑はありませんでした。

その後の補正予算関係の議員間討議では、はじめに**議案第 71 号**について、まず、生活保護総務費の職員人件費について「時間外手当は半年間で 350 万円と高額であるが、職員の負担が大きいのではないか」「生活支援課の職務内容は特殊性が求められるため、正規の職員の配置が早急に求められる」「改めて市民生活の厳しさが補正予算の中からもうかがえる」との意見がありました。

次に、畜産競争力強化対策緊急整備事業及び畜産環境対策総合支援事業について「予算の組替えについては、要件を緩和するために行うとのことであった。予算計上した時点においては、その要件で事業を達成できる見込みであったはずであることから、本来の目的を考えれば当初の計画で実施すべきである」との意見がありました。

次に、道路橋りょう維持事業について、「区長からの要望については、タブレットを

活用して申請を簡素化し、ＤＸ化を進めている取組は非常に良いと感じた」との意見がありました。

次に、**議案第 72 号**及び**議案第 73 号**について「システム改修の補正は、どちらも令和８年度から開始される子ども・子育て支援金制度に伴うものである。少子化対策として財源確保は大事なことであると理解しているが、令和８年度から令和 10 年度までの段階的な引き上げの後、いつまで賦課が続くのかは分からないので、この財源の求め方には疑問が残る」との意見がありました。

次に、**議案第 77 号**について、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、市民税の個人分については、委員から「収入済額が前年度と比較して１億 3,300 万円減少したが要因は何か」との質疑に対し、執行部より「市民税の個人分が前年度より減少した主な要因としては、国の定額減税によるものであり、約１億 7,000 万円の減額補正を行った。減少分については、国からの交付金として同額を歳入として受け入れているため、市全体の歳入としての調整はできている」との答弁がありました。

次に、歳入の目、固定資産税については、委員から「補正により約 6,600 万円を減額してあるにもかかわらず、調定額・収入済額ともに、補正後の予算現額を上回っている要因は何か」との質疑に対し、執行部より「減額の補正については、工場のライン廃止や大規模太陽光発電施設の償却期間が経過したことにより約 7,500 万円の減額となったことが主な要因である。また、予算現額を超える収入があったのは、土地の評価額の上昇及び新築家屋数が増加したことが主な要因である」との答弁がありました。

次に、歳入の目、教育使用料については、委員から「市外の方がよく使われているからなのか、グラウンド使用料が昨年度と比較するとかなり増えているが、市内と市外のグラウンド使用者の割合はどのくらいか」との質疑に対し、執行部より「平日は市内の方がほとんどと思われる。また市外の体育施設は最近、休日の予約がなかなかとれないという話は聞いているが、市内と市外のグラウンド使用者の割合は把握していない」との答弁がありました。
さらに、委員から「最近、市外の団体によるグラウンドの予約が多くなったため、市の野球大会の予約がとりにくくなっている。その対策として、現在、市内の２倍であるグラウンドの市外使用料を値上げする考えはないか」との質疑に対し、執行部より「本市の行政改革大綱に基づき、全庁的に使用料を見直す予定であるので、その中で検討したい」との答弁がありました。

次に、歳入の目、農林水産業費委託金の農地法に基づく農地転用の許可等に関する事務委託金については、委員から「農地転用の申請件数及び許可件数の過去５年の推移は。また、外国人による農地取得の件数は」との質疑に対し、執行部より「農地法第５条の農地転用について、申請件数及び許可件数は同数であり、年によっては増減しているものの、筆数及び面積は増加している。また、外国人による農地法第３条の農地取得件数は過去５年で３件である」との答弁がありました。

次に、歳入の目、不動産売払収入の土地売払収入については、委員から「ふじのわ荘の土地の売却によるものとのことであるが、その後どのように活用されるのか」との質疑に対し、執行部より「20 戸程度の戸建住宅の建設が計画されている」との答弁がありました。

次に、目、一般管理費の区長会経費については、委員から「区長文書配付委託料は、広報等を区長宅へ配付するための費用とのことであるが、どのように割り振られているのか」との質疑に対し、執行部より「市役所から区長宅までの配付は、シルバー人材センターに委託し、区長宅から区民への配付は区長に委託している。区長文書配付委託料 147 万 6,750 円は、シルバー人材センターへの委託料である」との答弁がありました。

さらに、委員から「市の職員が配付したら道路の状況を確認できたり区長宅を覚えたりできるので、特に支所においては、地域と密着するように市の職員が配付する方法に変えることはできないのか」との質疑に対し、執行部より「本庁からの配付については、６班のうちの１班を市の新規採用職員が交代で配付している。しかし、３支所からの配付については、職員も多くないので全て委託しているところである。今後、支所のほうでも市の職員で配付できないか支所と検討したい」との答弁がありました。

次に、目、地域振興費の定住支援事業については、委員から「婚活チャレンジ事業補助金が毎年交付されているが交付先は同じか。また、その実績は」との質疑に対し、執行部より「補助金の交付先は、昨年、一昨年も同じであり、ＪＡ菊池が行う婚活イベントと菊池高校育友会が行う菊高ジャックが補助対象である。また、実績については、これまでＪＡ菊池のイベントでは 36 組が、菊高ジャックでは 14 組がマッチングされた。なお、その後、結婚につながったのかは調査中である」との答弁がありました。

次に、同目、企業版ふるさと納税促進事業については、委員から「件数と寄附額の推移は。また、企業側は、その寄附の使い道を決められているのか」との質疑に対し、執行部より直近４年間の寄附額の推移を回答した後に「事業の内容を提示した上で、企業側の意向に沿った事業に充当している」との答弁がありました。

次に、目、国際交流費の国際交流推進事業については、委員から「補助金を交付している菊池国際交流協会の事業内容は」との質疑に対し、執行部より「海外の友好都市である韓国や台湾の都市との交流を促進していくために活動している団体であるが、最近は多文化共生にも注目されており、市内在住の外国人との共生活動も行われている」との答弁がありました。

また、委員から「台南市東区との交流によって具体的に進んだ部分はあるのか」との質疑に対し、執行部より「お互いの小中学生同士の交流を図るということで、まず手始めとしてＷｅｂ会議の実施に向け準備している。また、昨年度に本市に何回か来られた時に本市の特産品をＰＲするために台湾に持ち帰ってもらい、その後、台湾での本市の特産物の販路について協議したところである。今後それらが実を結んでいけば効果が出てくるものと考えている」との答弁がありました。

次に、目、安全対策費の防犯対策事業については、委員から「防犯灯ＬＥＤ化の実績は。また、市内の防犯灯のＬＥＤ普及率は」との質疑に対し、執行部より「31行政区に166基分の補助金を交付した。また、ＬＥＤ化率は、令和６年度末時点で72.6％となっている」との答弁がありました。
さらに、委員から「防犯灯１基当たりの補助金の額は」との質疑に対し、執行部より「防犯灯１基当たり１万3,000円を上限として、約２分の１の補助金を交付している」との答弁がありました。

次に、目、人権啓発費の集会所管理経費については、委員から「令和８年度から４つの集会所を地域移管するとのことなので、来年度から集会所指定管理委託料はなくなるのか」との質疑に対し、執行部より「現在６か所の集会所を委託しているので、令和８年度は集会所２か所分の委託料は残ることになる」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉総務費の相談事業については、委員から「児童相談員及び女性相談支援員については、緊急性が高く、個人情報の守秘義務を求められるようなデリケートな業務であるので、会計年度任用職員ではなく正規職員を配置するべきではないか」との質疑に対し、執行部より「相談業務を行う会計年度任用職員の人件費に対しては国補助があるものの、正規職員の場合には補助がない。また、相談業務については、相談員のみで行っているのではなく、こども・女性相談係の正規職員も、相談員という肩書がなくとも協働で対応していることをご理解いただきたい」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の病児・病後児保育事業については、委員から「昨年度の提言に関連して、２か所目の病児・病後児施設の開設に向けて、人材の確保や施設の条件など、課題となっている点は何か」との質疑に対し、執行部より「課題ということではないが、令和９年度の開設に向けて、事業者と市が連携して視察研修に赴くなどの準備を進めているところである」との答弁がありました。

次に、目、高齢者福祉費の生きがいづくり促進事業については、委員から「地区敬老会補助金については、行政区によって敬老会を開催する区もあれば、お弁当や記念品を配付するだけなど、活動内容が統一されていないが見直す必要があるのでは」との質疑に対し、執行部より「地区敬老会補助金については、必ず集まって敬老会を行うことを補助要件としていたが、コロナ禍以降、この要件を緩和している状況である。令和７年度の補助金の実績により、どのような形態が多いか把握した上で、補助金のあり方を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、目、予防費の健康づくり推進事業については、委員から「健康アプリの市民のダウンロード数の推移は」との質疑に対し、執行部より「令和５年度が2,490人で、令和６年度が3,350人であった。第一生命からの企業版ふるさと納税により、職員１人を派遣していただき、アプリ事業に２年間専任いただいたおかげで大きく人数を増やすことができた」との答弁がありました。

次に、同目、各種検診事業については、委員から「主要施策の成果では、各種検診を実施したことにより医療費を抑えることができたとあるが、費用対効果を示してほ

しい」との質疑に対し、執行部より「検診を受けることで早期発見等につながり、結果として医療費の抑制につながったものと認識している」との答弁がありました。

次に、目、農業振興費の産地生産基盤パワーアップ事業については、委員から「補助金の申請件数に対し採択の状況は」との質疑に対し、執行部より「本事業に申請があったものは、全て採択した」との答弁がありました。

次に、目、環境対策費の地下水対策事業については、委員から「硝酸性窒素の暫定目標値を超えている地区数は」との質疑に対し、執行部より「令和６年３月時点において、七城地区の７行政区において暫定目標値を超えていた」との答弁がありました。
さらに、委員から「硝酸性窒素が暫定目標値を超えている主な要因は何か」との質疑に対し、執行部より「家畜排泄物が主な要因の１つではあるものの、家畜排泄物を撒くこと自体は違法ではなく、撒いた後、すぐにすき込みをして作物を植えることで、土中の窒素分を作物が吸い上げる取組が効果的であるので、営農者への周知・促進を関係機関とともに進めている」との答弁がありました。
また、委員から「熊本大学との共同研究による七城地区の水質調査は、令和７年度までの５か年間となっているが、次年度以降はどうするのか」との質疑に対し、執行部より「観測の頻度については場所ごとに見直しを図るものの、次年度以降も熊本大学との共同研究によるモニタリングは、継続する予定である」との答弁がありました。

次に、目、林業総務費の鳥獣捕獲事業については、委員から「鳥獣による農林被害は減少しているのか」との質疑に対し、執行部より「令和５年度からの２か年は、イノシシ及びシカの捕獲強化期間と位置づけ取り組み、捕獲頭数は増加したものの、令和６年度は農林作物被害額も増加した」との答弁がありました。

次に、同目、予防伐採事業については、委員から「昨年は申請件数の半数程度しか採択がされていないとのことだが、優先順位はどのように決めているのか」との質疑に対し、執行部より「各部長で組織する審査会により決定している。また、審査の透明性を高めるために、審査内容を点数化する方法に変更した。さらに、予算を拡充したことで、昨年度不採択だった案件は今年度に予算を確保できている」との答弁がありました。

次に、目、林業振興費の林業振興事業については、委員から「森林経営管理制度の意向調査の成果は」との質疑に対し、執行部より「下河原の 489 人の森林所有者に対し意向調査を実施し、その結果に基づき、四町分及び旭志地域の 106 人が所有する森林の現地調査を実施した」との答弁がありました。

次に、目、商工総務費のグルメ推進事業については、委員から「グルメ菊池認定店の数は増えているのか」との質疑に対し、執行部より「令和４年度末が４件、令和５年度末が 10 件、令和６年度末が 17 件と少しずつ増加しており、今後、認定店による物産展等への出店により、さらにＰＲを図りたい」との答弁がありました。

次に、目、商工業振興費の商工振興費については、委員から「熊本連携中枢都市圏事業負担金が前年度は 20 万円だったが、今年度は倍の 40 万円となった理由は」との

質疑に対し、執行部より「県が実施する合同就職説明会等に参加する企業数により変動するもので、本市の参加企業が増加したためである」との答弁がありました。

次に、同目、空き店舗対策事業については、委員から「空き店舗の実態調査の結果は、どのように活用しているのか」との質疑に対し、執行部より「今後、空き店舗の貸出または売却が可能な事業者について再度ヒアリングを行い、マッチングを行っていきたい」との答弁がありました。

次に、目、観光費の観光施設管理事業については、委員から「観光地案内看板はどこに設置したものか」との質疑に対し、執行部より「鞍岳及び菊池渓谷である」との答弁がありました。
さらに、委員から「台湾の方でもわかるように繁体字に対応したものか」との質疑に対し、執行部より「今回設置した看板には繁体字の表記はないが、パンフレット等では繁体字に対応したものがある」との答弁がありました。

次に、同目、菊池一族プロジェクト事業については、委員から「まちなか回遊促進事業について、熊本市の業者を選定した理由は。また、事業の費用対効果は」との質疑に対し、執行部より「業者選定については、前年度は指名競争入札であったものから変更し、公募型プロポーザル方式により選定した。松囃子能場周辺で年間３回イベントを実施し、来場者の延べ人数は3,100人であった」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、委員から「通学路へのグリーンベルト等の整備状況は」との質疑に対し、執行部より「毎年、学校教育課主催で通学路点検を実施しており、学校からの要望に基づき、関係機関との現地調査や会議を通して必要な箇所を整備している」との答弁がありました。
さらに、委員から「区画線の耐用年数は。また、コストを下げる取組は行っているか」との質疑に対し、執行部より「耐用年数は通行量により異なるが５年程度は持つ見込みである。また、できるだけまとめて発注することでコスト削減に努めている」との答弁がありました。

次に、目、河川総務費の国県所管河川除草作業委託事業については、委員から「草刈機の購入に当たり、入札が２回も不落となった理由は」との質疑に対し、執行部より「入札価格が予定価格を下回らなかったためである」との答弁がありました。
さらに、委員から、「予定価格の設定に当たっては、物価上昇などを勘案した上で適正に行っていただきたい」との意見がありました。

次に、目、都市計画総務費の民間宅地開発支援事業については、委員から「ゾーニングの見直しを行う考えはあるか」との質疑に対し、執行部より「今ゾーニングをしている箇所の支援等を行った後、必要であれば検討したい」との答弁がありました。

次に、目、防災管理費の防災行政無線等整備事業については、委員から「防災行政無線戸別受信機2,970台を整備したとのことであるが、予定どおりに整備できたのか」との質疑に対し、執行部より「最初に75歳以上のみの世帯に受信機の要望調査を行い、希望された全世帯に設置した。次に、スマートフォンを所持していない世帯等に

別途、要望調査を行い、希望された全世帯に設置したところである。なお、まだ在庫を確保しているので、今後も希望があれば設置していく」との答弁がありました。

次に、目、事務局費の外国語指導事業については、委員から「直近３年間の中学生の英検の受験者数と合格者数は」との質疑に対し、執行部より年度ごとの級別の受験者数と二次試験合格者数について、答弁がありました。

次に、同目のスクールバス等運行事業については、委員から「令和６年度のスクールバスの利用者は 138 人とのことであったが、増減はあっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和５年度の利用者数は、156 人で令和 6 年度は減少している」との答弁がありました。
また、委員から「スクールバスの利用者は減っているのに、決算額が増えている理由は」との質疑に対し、執行部より「国の運賃改定に伴うものである」との答弁がありました。

次に、目、教育振興費の教育振興小川基金活用事業については、委員から「この事業が始まってからこれまで、この給付型奨学金を受けて大学を卒業された方は何人か」との質疑に対し、執行部より「本事業は平成 30 年から始まっており、大学生について卒業等で給付が終わられた人は、令和４年度が４人で、令和５年度が７人で、令和６年度が３人である」との答弁がありました。

次に、目、社会教育総務費の青少年教育活動事業については、委員から「新規事業の少年少女発明クラブに対する予算はいくらだったのか」との質疑に対し、執行部より「当初、補助金を 21 万 8,000 円計上していたが、発明協会から 20 万円の補助があったため、市の補助金が不要になった。また余剰金も出たため、参加費も半額程度を返還している」との答弁がありました。
また、委員から「二十歳を祝う集いを開催するに当たり、文化会館が使えなかったことで何か支障はなかったのか」との質疑に対し、執行部より「参加者 316 人に対し、泗水ホールの収容人数は 420 人であり、また駐車場も広いので、特に支障はなかった」との答弁がありました。

次に、目、文化振興費の文化振興事業については、委員から「主要施策の成果の主な指標について、決算額と出前講座等参加人数があまり合っておらず、お金をかけたからといって参加人数が増えたというわけでもない。指標をどのように認識しているのか」との質疑に対し、執行部より「この指標は、生涯学習課主催の出前講座で文化課の職員が講師となった講座の参加人数となり、決算額とはリンクしていない。何らかの指標が必要と思い設定したものである」との答弁がありました。
さらに、「決算の成果を示すのが、この指標であるので、主要事業を継続するのであれば見直しが必要と思うが、見直す考えはないか」との質疑に対し、執行部より「指標の見直しを検討したい」との答弁がありました。
また、委員から「補助金を交付している市文化協会の団体数の推移は」との質疑に対し、執行部より「令和４年度が 73 団体で、令和５年度が 79 団体で、令和６年度が 78 団体であり、大きな増減はないが、協会全体の会員数は減少していることもあり、以前は 80 万円あった補助金も令和６年度決算額では 59 万 6,000 円へと減額となって

いる」との答弁がありました。

次に、債権調書の住宅使用料については、委員から「債権を放棄した事由である行方不明は、どのような要件なのか」との質疑に対し、執行部より「住民票や戸籍の調査及び現地調査などを複数年にわたり継続的に行い、あらゆる手段を尽くしても所在が特定できない場合である」との答弁がありました。
さらに、委員から、「現在市営住宅の入居者で保証人がいないケースはあるのか」との質疑に対し、執行部より「令和４年度に全ての請書を見直し、保証人がいない場合は新たに保証人を立ててもらった」との答弁がありました。

次に、債権調書の災害復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金返還金については、委員から「債務者が収監中とのことであるが、その間は何もできないのか」との質疑に対し、執行部より「県及び大津町と協議しながら債権回収に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、**議案第 78 号**については、委員から「本市の国民健康保険における１人当たりの医療費は増加傾向にあるのか」との質疑に対し、執行部より「これまで、医療費は上昇してきたが、令和５年度が 46 万 2,690 円、令和６年度が 45 万 5,328 円となっており、約 7,000 円減少している。この動きが今後も継続するのかどうか状況を注視していきたい」との答弁がありました。

次に、**議案第 79 号**の歳入の後期高齢者医療保険料については、委員から「普通徴収と特別徴収の線引きとなる収入の額はいくらか」との質疑に対し、執行部より「年金の受給額が、年間に 18 万円未満の方が普通徴収となる」との答弁がありました。
さらに、委員から「現年度分について、滞納の金額及び人数は増加しているか」との質疑に対し、執行部より「現年度分は減少しているが、滞納繰越分は増加している」との答弁がありました。

次に、**議案第 80 号**については、昨年度の提言に関連して委員から「特別養護老人ホームの現在の待機者の状況は」との質疑に対し、執行部より「現在 151 件の入所申込みに対し、在宅の待機者が 34 人である」との答弁がありました。
また、目、介護サービス等諸費については、委員から「約１億 7,500 万円の減額補正があっているが、例年どおりの減額か、それともサービスを受けられなかった方が多かったのか」との質疑に対し、執行部より「前年度の減額補正が約１億 1,800 万円であったので、5,700 万円ほど減額が増えている。明確になにが要因であるかの分析はできていないが、介護士等の人材不足も要因の１つではないかと思われる」との答弁がありました。

次に、**議案第 81 号**については、委員から「料金回収率は 100％を下回っているが、要因は何か」との質疑に対し、執行部より「漏水に伴う修繕料の増加及びエネルギー価格高騰に伴う電気料の補助が減少したことによる動力費の増加が主な要因である」との答弁がありました。
また、委員から「法定耐用年数を超えた水道管の割合が 30.24％であるのに対し、管路更新率が 0.52％あるのは低すぎるのではないか」との質疑に対し、執行部より

「今後、計画的に水道管の更新を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、**議案第 82 号**については、委員から「経費回収率が年々減少している要因は何か」との質疑に対し、執行部より「使用料は増加しているものの、物価高騰等の影響により、下水処理場及びマンホールポンプ場の維持管理費用が増加していることから経費回収率が減少している」との答弁がありました。
また、委員から「下水道使用料の見直しについてはどのように考えているか」との質疑に対し、執行部より「今後、料金改定を検討する協議会を開催し、経費回収率を100%に近づけるための議論を進める。人口減少や物価高騰がこのまま続けば、下水道使用料の値上げも視野に入れている」との答弁がありました。

その後の各会計の決算認定の議員間討議では、はじめに**議案第 77 号**について、まず、歳入の老人福祉施設措置費負担金について「措置費負担金の収入未済額については、債権管理課等と連携を図りながら、徴収を進めていただきたい」との意見がありました。

次に、歳入の目、教育使用料について「本市の多目的グラウンドは、市外に比べて使用料が安く、またインターネットで予約が可能になったことで、近年、市外団体による予約が増えており、市民が予約しにくい状況である。また、市外団体は、土・日曜日にグラウンド全面を大会当日とその翌週も予備日として予約されていて、結果、予備日にグラウンドは全く使用されなかったのに市民は予約できなかったという事案が起こっている。よって、例えば、市外料金の値上げによる市外団体の予約抑止や予備日の予約の取扱いの見直しなどの対策が必要である」との意見がありました。

次に、歳入の過疎対策事業債について「もともと一般財源で賄われていた補助金や施設の管理委託料に充当されており、過疎対策に繋がっているのか疑問である。本来の目的である過疎対策となるように事業を拡充してほしい」との意見がありました。

次に、職員の時間外手当について「サービス残業があるように感じたため、時間外手当の支給は適正に行うとともに、併せて時間外の削減にも努めていただきたい」「国の様々な施策が市町村に降りてきて、そちらに労力を割かざるをえない事態になっている。職員の負担が課題となるため、職員の適正配置を考慮する必要がある」との意見がありました。

次に、生きがいづくり推進事業について「地区敬老会補助金については、使途について精査を行い、より効率的な事業となるよう検討を進めるべきである」との意見がありました。

次に、健康づくり推進事業について「健康アプリについて、特に成人病等になりやすい年代の方々に広く周知を行い、医療費抑制を図っていただきたい」との意見がありました。

次に、各種検診事業について「それぞれの検診について、受診率を上げるような取組と啓発をより推進し、医療費の抑制につなげていただきたい」との意見がありまし

た。

次に、家畜導入事業について「家畜導入事業補助金の額については、近隣市町村の補助額と同じ水準になるように増額してほしい」との意見があり、それに対し「本市は近隣市町村と比べ牛の飼養頭数が多いことから、補助額の増額については慎重に検討する必要がある」との意見がありました。

次に、耕畜連携体制緊急整備事業について「飼料作物の栽培に関し、水田などの農地は進入路が狭く急勾配のため収穫機が入らず、耕種農家が協力を断っている現状がある。耕種農家と畜産農家の連携を促進するため、農地の進入路の整備などの対策を検討する必要がある」との意見がありました。

次に、まつり事業について「かつて住民の地域間交流を目的としていた祭りが、合併から 20 年を経て観光を目的とする祭りのみになっているのではないかと考える。観光振興と地域振興を目的とした祭りを分けて行政主導で事業展開していただきたい」との意見がありました。

次に、菊池一族プロジェクト事業について「イベントの実施による関係人口への影響も不明で費用対効果が見合っていない。今後、この事業は見直すべきであり、市民の生活に直結する予算の使い方を優先すべきである」との意見があり、それに対し「前年度から業者選定を指名競争入札から公募型プロポーザル方式に変更し、来場者が 1,500 人から 3,100 人に増加していることから、内容は改善されていると感じた。しかし、費用対効果については今後しっかりと検証する必要がある」との意見がありました。

次に、観光施設管理事業について「七城温泉ドームについては、老朽化による多額の修繕費及び燃料費や電気代の高騰により利益が圧迫されているため、今の時代に合った施設のあり方を検討する必要がある」との意見がありました。

次に、道路橋りょう維持事業について「道路の白線が消えている箇所があるため、視認性が向上するよう整備してほしい。また、長寿命化できる工法の導入や費用を削減できる発注方法等について調査研究を行っていただきたい」「市道に張り出している樹木が、車両の通行を妨げている箇所がある。公共用地については市が対応しているが、民有地については所有者への連絡に留まっており、特に危険な箇所については予算をかけて対応すべきである」「雨の日に見えにくくなる道路の白線、路面の穴、生い茂る草などに対する整備をしっかり行ってほしい。特にグリーンロードでは路面の穴による事故が多発しており、雨の多い６月に集中していることから、道路の構造に何らかの欠陥があるのではないか。桜の植樹よりも、まずは市民の生活に不可欠な道路管理を優先すべきである」との意見がありました。

次に、国県所管河川除草作業委託事業について「草刈機の購入については、予定価格の設定が原因で２度も不調に終わり、約１年間購入ができず市民へ迷惑をかけた。また、予定価格は公表されず情報公開審査会への申立てにより明らかとなった。今後は安易に安い予定価格を設定するのではなく、物価変動などを考慮した上で、適正な

予定価格を設定すべきである」との意見がありました。

次に、外国語指導事業について「英検受験の結果では、初めて授業で全員を対象に受験した令和５年度の英検合格率より、２年目の令和６年度の合格率のほうが下がっていたので、３年程度の結果を見ながら見直すなど合格率が上がるような教育をやってほしい」との意見がありました。

次に、文化振興事業について「主要施策の成果に記載された主な指標の考え方に、委員と執行部とで相違が見られたので精査が必要である。また、わざわざ主要事業として取り上げているのだから、その成果と指標は、具体的かつ明確に示すべきである。これらの意見については、質疑の中で執行部から指標を見直したいとの答弁もあったことから、提言とせずに予算決算常任委員長報告の中で附帯意見として報告してもらいたい」との意見がありました。

次に、**議案第 80 号**について「特別養護老人ホームの待機者及び介護サービス等諸費の前年度を上回る減額補正にも表れているように、介護士不足の問題は大いに懸念されるべき課題である。執行部は、昨年度の提言を受け、事業所向けにアンケートを実施されており、福祉厚生常任委員会でも所管事務調査を行った」「介護士不足の解消に向けての施策の具体化をぜひ急いでいただきたい」との意見がありました。

次に、**議案第 81 号**について「水道管の老朽化に対し更新が遅れており全ての管路を更新するのに 200 年かかる計算である。このままでは将来的な負担が大きくなるため、計画的な管路の更新を進める必要がある」との意見がありました。

次に、**議案第 82 号**について「経費回収率が低く、今後の浄化槽の増設や主要管の新設といった計画を進めるに当たり、下水道使用料の見直しが不可欠である。住民の理解が得られるよう早めに計画的な考えを示していくことが必要である」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行い、１人の委員から質疑がありました。

まず、委員から「債権調書について、11 番の子どものための教育・保育給付費負担金(公立分)において、過年度調定額 58 万 9,400 円に対し、過年度収入済額が１万 5,000 円と少額となった理由を審査したのか。また、14 番の各種手当返納金において、不納欠損額が７万 5,340 円となった理由と、200 万円程度で推移していた収入未済額が 400 万円を超えた理由を審査したのか」との質疑があり、福祉厚生分科会長より「まず、子どものための教育・保育給付費負担金については、執行部から現年度及び過年度分の収納率と、未納防止のための取組についての説明はあったが、過年度収入済額が１万 5,000 円となった理由については、当分科会では質疑も含めて審査していない。次に、各種手当返納金については、執行部から『不納欠損額７万 5,340 円の理由は、１

人の方のケースであり、平成 30 年４月以降一度も納付がなく、生活困窮者であったため、債権管理課に相談の上、地方税法第 15 条の７の規定に基づき、令和３年６月から執行停止を行い、令和６年６月に時効が成立したことから不納欠損処分を行ったものである。また各種手当返納金の収入未済額 422 万 5,050 円は、児童手当１件、児童扶養手当７件分である』との説明はあったが、昨年度の収入未済額 326 万 6,710 円と比べ、今年度が約 100 万円増えている理由については、当分科会では質疑も含めて審査していない」との答弁がありました。
さらに、委員から「子どものための教育・保育給付費負担金(公立分)の過年度収入済額１万5,000円について､執行部から差し押さえをしたという説明はなかったのか。また、各種手当返納金の不納欠損額７万 5,340 円について、執行部は、少額訴訟を起こしたが回収できなかったのか。あるいは回収できないと判断して少額訴訟を起こさなかったのか」との質疑に対し、福祉厚生分科会長より「債権調書の 11 番の過年度収入済額においては、差し押さえをしたかどうか。また 14 番の不納欠損額においては、少額訴訟を起こしたどうかについては、いずれも当分科会では審査していない」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、**議案第 74 号**から**議案第 76 号**まで並びに**議案第 81 号**及び**議案第 82 号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

次に、**議案第 71 号**から**議案第 73 号**まで並びに**議案第 78 号**から**議案第 80 号**までについては、討論において１人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で可決、認定すべきものと決定しました。

次に、**議案第 77 号**については、討論において２人の委員から反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。
なお、当委員会としましては、次の１点の附帯意見を付すことによりまして、認定すべきものといたしました。

１　主要施策の成果の主な指標について、精査の上、不適当な指標は、具体的かつ明確に示すこと。

次に、予算決算常任委員会分科会における議員間討議を踏まえ、次の５つの事項を提言としてまとめました。

１　市民が市所有の体育施設をもっと円滑に予約できるように、体育施設の使用料及び予約の取扱いの見直し等に向けて、市内外の状況を調査研究すること。

２　介護士不足を解消し、介護サービスを存続させるための施策に努めること。

３　まつり事業については、観光目的だけでなく、新市建設計画に基づく地域間交流を目的とした地域振興事業として、費用対効果も含め、必要に応じた事業の見直しを行うこと。また、他の観光イベントについても、費用対効果の面から必要に応じた見直しを行うこと。

４　入札について、予定価格の設定については、物価変動等を考慮し、適正な積算・設計・見積りを実施すること。

５　道路維持については、市民の安全を最優先し計画的に道路修繕や白線管理、道路周辺の除草等を行うこと。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

なお、執行部におかれましては、申し述べました提言項目のほか、予算決算分科会を通しての各分科会長からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映されることを願います。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、予算決算常任委員長報告を終わります。

菊池市議会　議長　　水上　隆光　様

令和７年９月 25 日
予算決算常任委員会　委員長　工藤　圭一郎

福祉厚生常任委員会　所管事務調査委員長報告

福祉厚生常任委員会における所管事務調査について、御報告いたします。

本委員会では、令和６年度の決算審査において、本市での介護士不足による影響について着目して以来、東京都品川区での「介護職員確保戦略」に関する行政視察や、市内特別養護老人ホームとの意見交換会を行ってまいりました。

一方、高齢支援課においても、市内介護事業所に向けて「介護人材確保・定着に関するアンケート」が実施されていたことも踏まえ、「介護職員不足の現状と対策」について、令和７年５月 21 日及び７月 18 日の２回にわたり、所管事務調査を実施いたしました。

調査に当たっては、高齢支援課が実施したアンケートについての説明を受け、質疑を通して課題を明らかにし、本市における対策を検討いたしましたので、本委員会からの提言を含め、調査結果を申し上げます。

アンケート調査では、介護人材の充足について、「不足気味で支障を感じることがある」が 25 件、「慢性的に不足し支障がある」が 10 件で、合わせると全体の 53％でした。特に入所を伴う施設型の事業所における介護職員不足が深刻であり、これは重度ケアや夜勤等、負担の大きさが要因ではないかと考えられます。

次に、介護人材の確保について困っていることとして、「応募者がいない」が 40 件、人材不足に取り組めない」が 22 件、「定着しない」が 18 件であり、将来に向けた課題となっています。応募がない理由としては、働き手の絶対数が減少していること、給与や待遇のより良い条件が選ばれること、介護職は負担が大きいというイメージが強いことなどが考えられます。

次に、人員不足の弊害として、「職員の負担増」「職員間の情報交換不足」「研修参加の困難さ」など働く側への影響があるとともに、「行き届いたケアができない」「新規利用者の受入れができない」「見守り不十分によるヒヤリハット事例の発生」など利用者への影響も出ています。

次に、退職の理由としては、「給与の待遇がよくない」が 22 件、「職場の人間関係のトラブル」が 19 件、「高齢者が多く体力的に続かない・パソコン等の機器になれない」が 16 件となっており、職場環境や待遇の改善が必要と考えられます。

次に、外国人人材の雇用については、「現在雇用しており、今後も積極的に雇用していきたい」が 18 件、「現在雇用しておらず、今後も雇用する予定はない」が 36 件でした。事業

所の業態によって差があり、職員不足が深刻な入所型の施設において外国人の雇用が広がっています。一方、雇用していない理由としては、「事業所として外国人を受け入れる体制が整っていない」が最多になっています。

次に、介護ロボットについては、「導入している」が 17 件、「導入を予定・検討している」が 10 件、一方、「導入していない。検討もしていない」が 22 件、「当事業所のサービスになじまないため、導入や検討をしていない」が 17 件となっており、事業所の業態によって差がありました。

最後に、「人材確保を目的とした国県の助成金を活用していますか」との問いに対して「知らない・分からない」との回答が 66%で最多でした。また、「一部検討したが、申請書類の作成に割く時間の確保が難しかった」との記述もあり、周知や手続に課題がありました。

昨年度の決算審査において、議会より「特別養護老人ホームにおける空床を減らすため、介護士不足解消のための施策を行い、待機者の減少に努めること」との提言を出しました。本委員会としましては、所管事務調査を通して確認した現状を踏まえ、執行部に対し介護職員を確保し、介護サービスを持続するための具体的な対策を別紙提言書としてとりまとめ、重ねて提出いたします。

執行部におかれましては、本委員会の提言書を真摯に受け止め早急に対応して頂きますようお願い申し上げ、福祉厚生常任委員会所管事務調査の委員長報告といたします。

菊池市議会議長　　水上　隆光　様

令和７年９月 25 日

福祉厚生常任委員長　猿渡　美智子

提言書

介護職員不足を解消し、介護サービスを持続させるための取組について

１　国に対して引き続き以下の点を要望すること。

- 重ねて介護職員の処遇改善を行うこと。
- 訪問介護事業所の介護報酬を引き上げること。
- ＤＸ化や介護ロボット等の導入に対する支援を拡大するとともに、申請手続の簡素化を図ること。
- 特別養護老人ホーム等の老朽化に対して、改修のための補助制度を作ること。

２　介護保険の改正が行われるまでの間、訪問介護事業所に対してガソリン代の補助を行うこと。

３　外国人人材の雇用に当たって、住居の確保が困難であるため、受入環境の整備や情報提供などの支援を行うこと。

４　入所型の施設における介護職員不足が深刻であるため、特別養護老人ホーム等の介護職員について、勤務年数に応じた奨励金の制度を作ること。

５　県や事業所と連携し、中学生や高校生が福祉の仕事に関心が持てるような機会を作ること。

以上提言する。

令和７年９月25日

福祉厚生常任委員会　委員長　　猿渡　美智子

付　　録

令和７年第３回定例会付議事件一覧及び審議結果表

（８月26日・９月25日議決）

議案番号	件名	審議結果
議案第66号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （令和７年度菊池市一般会計補正予算　第４号）	原案承認
議案第67号	菊池市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第68号	菊池市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第69号	菊池市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第70号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第５号）	原案可決
議案第71号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第６号）	原案可決
議案第72号	令和７年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第73号	令和７年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第74号	令和７年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第75号	令和７年度菊池市水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第76号	令和７年度菊池市下水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第77号	令和６年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第78号	令和６年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第79号	令和６年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

議案番号	件名	審議結果
議案第80号	令和６年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第81号	令和６年度菊池市水道事業会計決算の認定について	原案認定
議案第82号	令和６年度菊池市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第83号	工事請負契約の変更について	原案可決
議案第84号	令和７年度菊池市一般会計補正予算（第７号）	原案可決
議員提出議案		
議員提出議案第７号	菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案第８号	菊池市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
請　願		
請願第１号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願	不採択
意見書案		
意見書案第１号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書	原案可決
議　事		
議事第４号	常任委員会委員の所属変更について	１人変更
議事第５号	議会広報特別委員会委員の補欠選任について	１人選任
報　告		
報告第18号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告

議案番号	件　　名	審議結果
報告第19号	継続費精算報告について	原案報告
報告第20号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第21号	債権の放棄の報告について	原案報告
報告第22号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第23号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第24号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第25号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第26号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第27号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第28号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第29号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第30号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第31号	専決処分の報告について（除草作業事故）	原案報告
報告第32号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第33号	専決処分の報告について（消防活動事故）	原案報告